

# 南伊勢地域森林計画書 (南伊勢森林計画区)

計画期間 自 2019年4月1日  
至 2029年3月31日

三 重 県



# 目 次

## I 計画の大綱

1	森林計画区の概況	1
2	前計画の実行結果の概要及びその評価	2 3
3	計画樹立に当たっての基本的な考え方	2 6

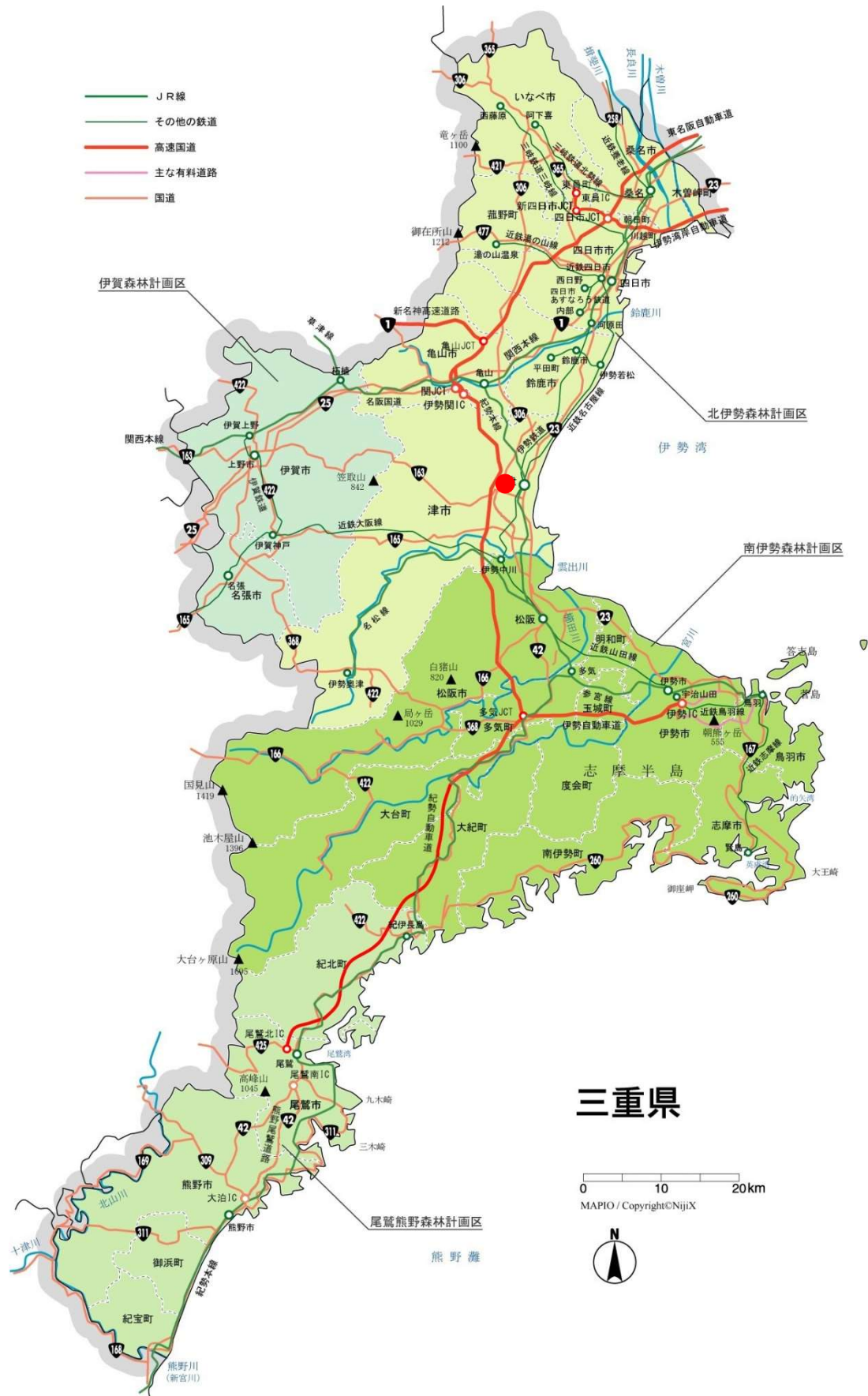
## II 計画事項

第1	計画の対象とする森林の区域	3 1
第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
(1)	森林の整備及び保全の目標	3 2
(2)	森林の整備及び保全の基本方針	3 3
(3)	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	3 8
2	その他必要な事項	3 8
第3	森林の整備に関する事項	
1	森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)	
(1)	立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針	4 0
(2)	立木の標準伐期齢に関する指針	4 2
(3)	その他必要な事項	4 2
2	造林に関する事項	
(1)	人工造林に関する指針	4 3
(2)	天然更新に関する指針	4 5
(3)	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	4 6
(4)	その他必要な事項	4 6
3	間伐及び保育に関する事項	
(1)	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	5 0
(2)	保育の標準的な方法に関する指針	5 1
(3)	その他必要な事項	5 3
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
(1)	公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	5 4

(2)	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	6 1
(3)	その他必要な事項	6 2
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	
(1)	林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	6 5
(2)	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	6 6
(3)	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	6 7
(4)	路網の規格・構造についての基本的な考え方	6 7
(5)	更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	6 7
(6)	その他必要な事項	6 7
6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	
(1)	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	6 8
(2)	林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	6 8
(3)	作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	6 9
(4)	林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	6 9
(5)	その他必要な事項	7 0
第4	森林の保全に関する事項	
1	森林の土地の保全に関する事項	
(1)	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	7 1
(2)	森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	7 1
(3)	土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	7 1
(4)	その他必要な事項	7 2
2	保安施設に関する事項	
(1)	保安林の整備に関する方針	7 3
(2)	保安施設地区の指定に関する方針	7 3
(3)	治山事業の実施に関する方針	7 3
(4)	特定保安林の整備に関する事項	7 3
(5)	その他必要な事項	7 4
3	鳥獣害の防止に関する事項	
(1)	鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害	

	の防止の方法に関する方針	7 5
	(2) その他必要な事項	7 5
4	森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	
	(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	7 6
	(2) 鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く。)	7 7
	(3) 林野火災の予防の方針	7 7
	(4) その他必要な事項	7 8
第5	保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	
	(1) 保健機能森林の区域の基準	7 9
	(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	7 9
第6	計画量等	
1	間伐立木材積その他の伐採立木材積	8 1
2	間伐面積	8 1
3	人工造林及び天然更新別の造林面積	8 1
4	林道の開設及び拡張に関する計画	8 2
5	保安林の整備及び治山事業に関する計画	
	(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	9 2
	(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在 及び面積等	9 3
	(3) 実施すべき治山事業の数量	9 3
6	要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	9 3
第7	その他必要な事項	
1	保安林その他制限林の施業方法	9 4
2	その他必要な事項	9 9

# 南伊勢森林計画区の位置図



三重県

0 10 20km  
MAPIO / Copyright©NijiX



# I 計画の大綱

## 1 森林計画区の概況

### 1) 地域の概要

#### (1) 南伊勢森林計画区の概要

南伊勢森林計画区は全国森林計画の宮川広域流域に属し、本県中部を東西に横断しています。東西方向は最大約 90km、南北方向は最大約 60km の幅を持ち、その面積は 2,276.4km<sup>2</sup> と、県土面積の 39.4% を占めています。

南伊勢森林計画区を構成する市町村は 4 市 7 町で、自然条件、社会条件等から下表のとおり大きく 4 つの地域に分けることができます。

表 1 各地域と市町一覧

地域	構成市町
櫛田川流域	松阪市
宮川流域	多気町、明和町、大台町、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町
熊野灘沿岸地域	南伊勢町
志摩半島地域	鳥羽市、志摩市

北は北伊勢森林計画区の津市と奈良県に、西は台高山脈を隔てて奈良県に、南西は台高山脈の支脈を境に尾鷲熊野森林計画区の紀北町にそれぞれ接し、南東は熊野灘に、北東から東にかけては伊勢湾に面しています。本計画区には木材産業集積地である松阪市が含まれています。また、大規模マーケットである大阪、名古屋から直線距離で 100km 前後の位置にあります。



図1 南伊勢森林計画区の位置 1



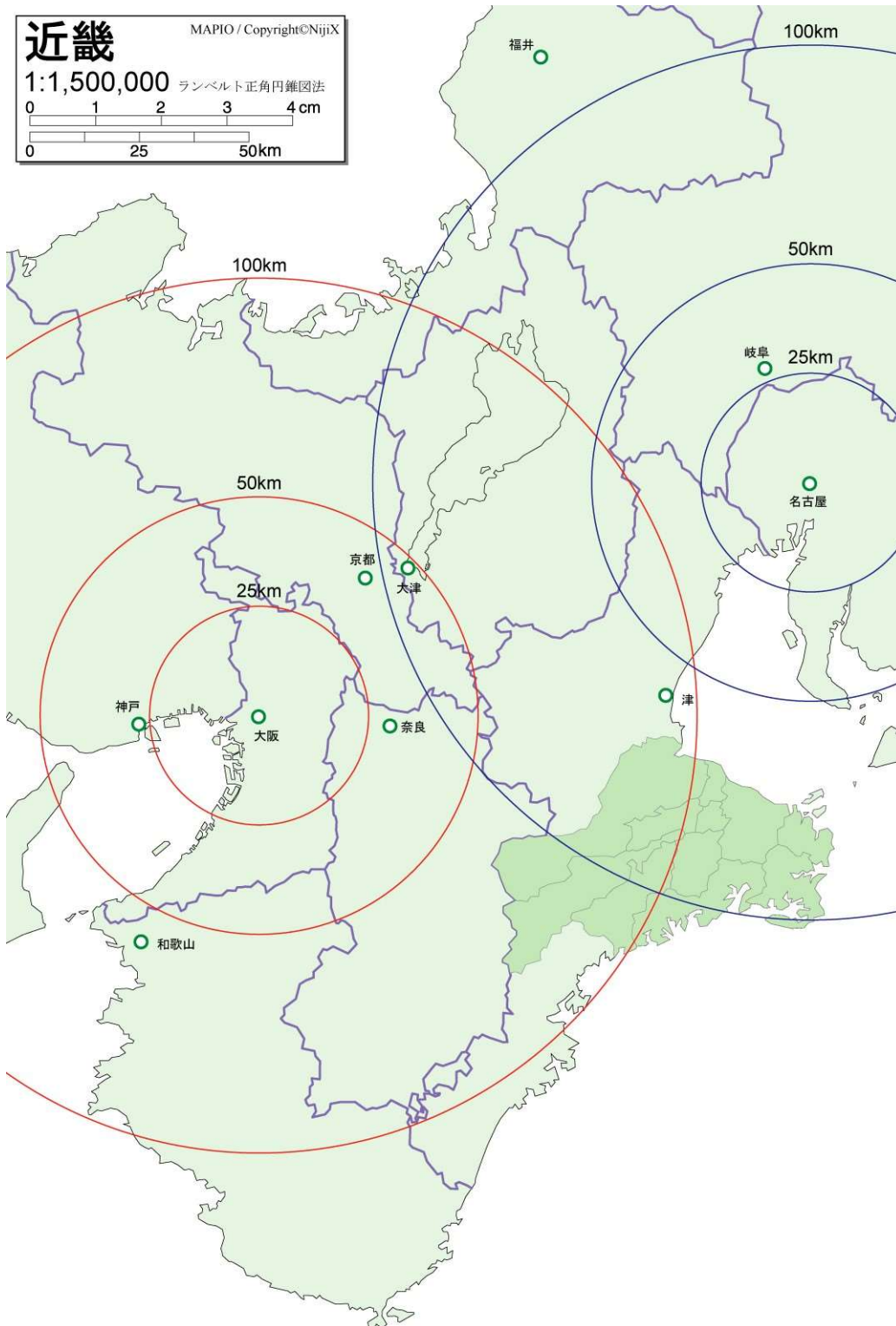


図2 南伊勢森林計画区の位置2

## (2) 地形

地形は山地が多く、平坦地は櫛田川・宮川河岸と伊勢湾に注ぐ河口部にみられるのみです。奈良県との境には紀伊山地の主脈の一つである台高山地があり、高見山（1,248m）から三重県の最高峰大台ヶ原の日出ヶ岳（1,695m）まで、標高1,200～1,700m級の急峻で起伏の激しい壮年期の山地が連なります。日出ヶ岳に源を発する宮川の最上流部に位置する大杉谷は、原生林に覆われた深いV字谷をなし、豪快な滝と深い淵や激流が続く峡谷を形成しています。櫛田川の北を東西に走る高見山地は、高見山を主峰として、標高1,000～1,200mの山系が連なり、東に向かって次第に高度を減じ、近畿自動車道伊勢線（伊勢自動車道）付近では丘陵性の山麓を形成しています。

主な河川は、櫛田川と宮川があり両川とも台高山脈に源を発し、県の中央部に広がる伊勢平野の南寄りを平行して東に流れ伊勢湾に注いでいます。このうち、北側を流れる櫛田川は、松阪市の中央を貫流して伊勢湾に注いでいます。他方、宮川は本流と、その支流の大内山川に二分されますが、大台町の中央部を縦貫する宮川に大紀町を貫流してきた大内山川が近畿自動車道紀勢線（紀勢自動車道）大宮大台 IC 付近で合流し、度会町を経て伊勢市内で伊勢湾に注いでいます。

志摩半島の的矢湾、英虞湾、五ヶ所湾一帯の平坦地は隆起海食台地としては日本最大の広さを持ち、緩やかな起伏の続く台地とリアス式海岸の景観は雄大で美しく、伊勢志摩国立公園の主要部をなしています。熊野灘に面した地域は、標高500～700mの山々が急斜面を形成して海に迫り、出入りが激しい雄大なリアス海岸を形成しています。本計画区の中西部は、雄大で変化に富んだ山岳・溪谷の景勝地が多く、宮川上流は吉野熊野国立公園に、その中流域は奥伊勢宮川峡県立自然公園に、また、櫛田川上流は室生赤目青山国定公園と香肌峡県立自然公園に指定されています。

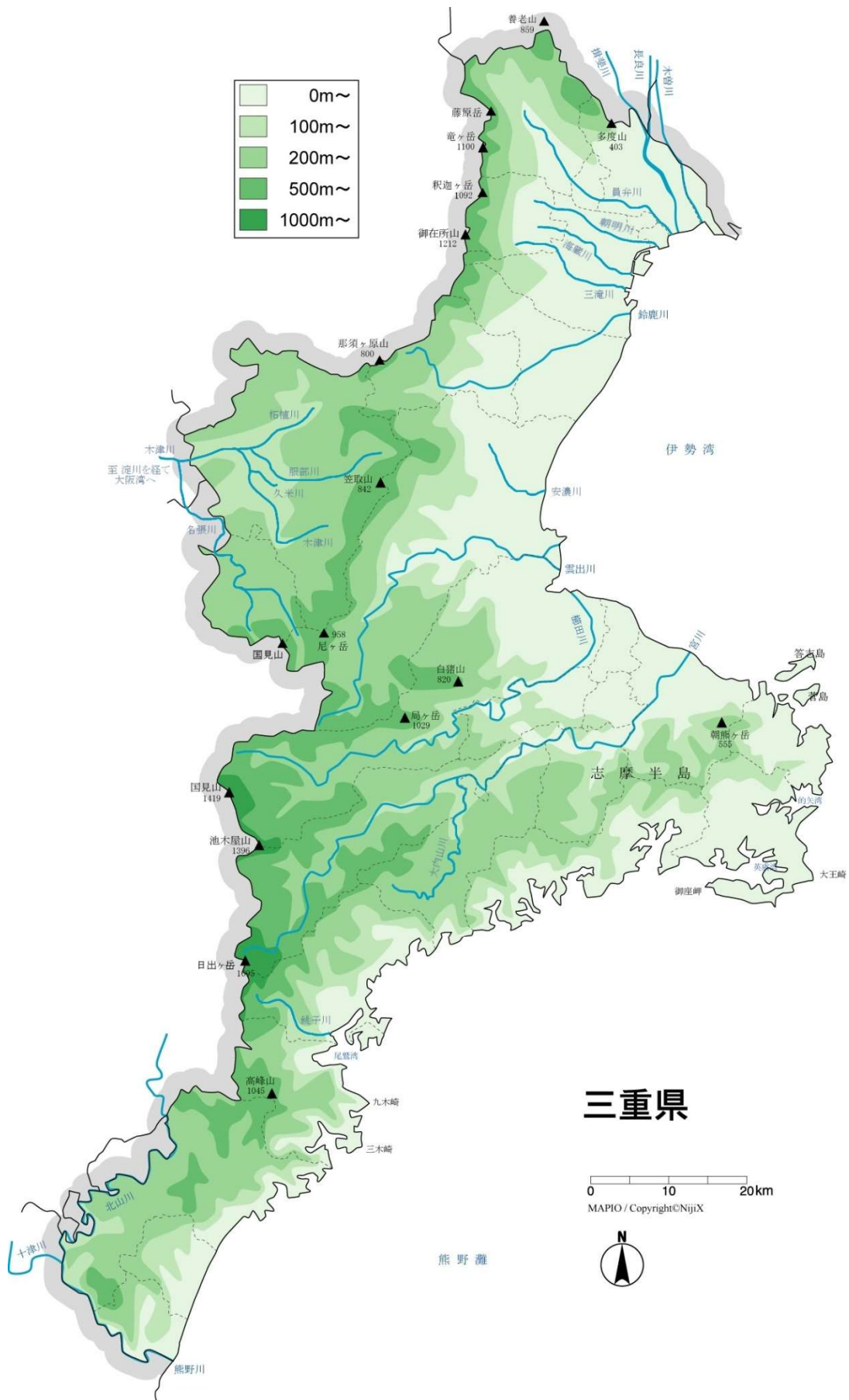


図3 三重県の地形

### (3) 地質・土壌

地質は、櫛田川に沿って東西に走る大断層の中央構造線によって南北に二分されます。櫛田川溪谷はこの構造線に沿って生じたもので、この北側の地質は領家帯に属し、主な基岩は片麻岩、花崗閃緑岩です。

一方、中央構造線の南側の地質は順次帯状に、北から長瀬変成帯とよばれる結晶片岩類からなるもの、次いで秩父帯と呼ばれ、主として秩父古生層の砂岩・頁岩・チャート・石灰岩からなるもの、さらに生浦湾から五ヶ所湾を経て大紀町柏崎付近に至る断層、「仏像線」を境に四万十累層群とも呼ばれる時代不明の中生代層で砂岩・頁岩からなる日高帯の順に並んでいます。また、宮川・五十鈴川の平野部には沖積層が、志摩半島には第四紀洪積層の志摩層群と呼ばれる薄い地層が海食台地の表面を覆って発達しています。

森林土壌は、上記基岩の風化物と、その堆積層を母材とし、旧飯高町・旧宮川村の山間部には褐色森林土壌が広く分布してスギ・ヒノキの適地となっており、特に松阪市の奈良県境付近において生産力が高くなっています。しかし、中腹以下には乾性褐色森林土壌が分布し、生産力はやや低下します。秩父古生層地帯に位置する度会町より西の大紀町では、褐色森林土壌が広く分布し、地味は良好でスギ・ヒノキの適地が多くなっています。

これに対し、松阪市東南部に広がる丘陵地には赤色土壌・灰色低質土壌が分布し生産力は低くなっています。伊勢市周辺には生産力の比較的低い乾性褐色森林土壌が、また、玉城町周辺の丘陵地には赤色土壌が分布しています。

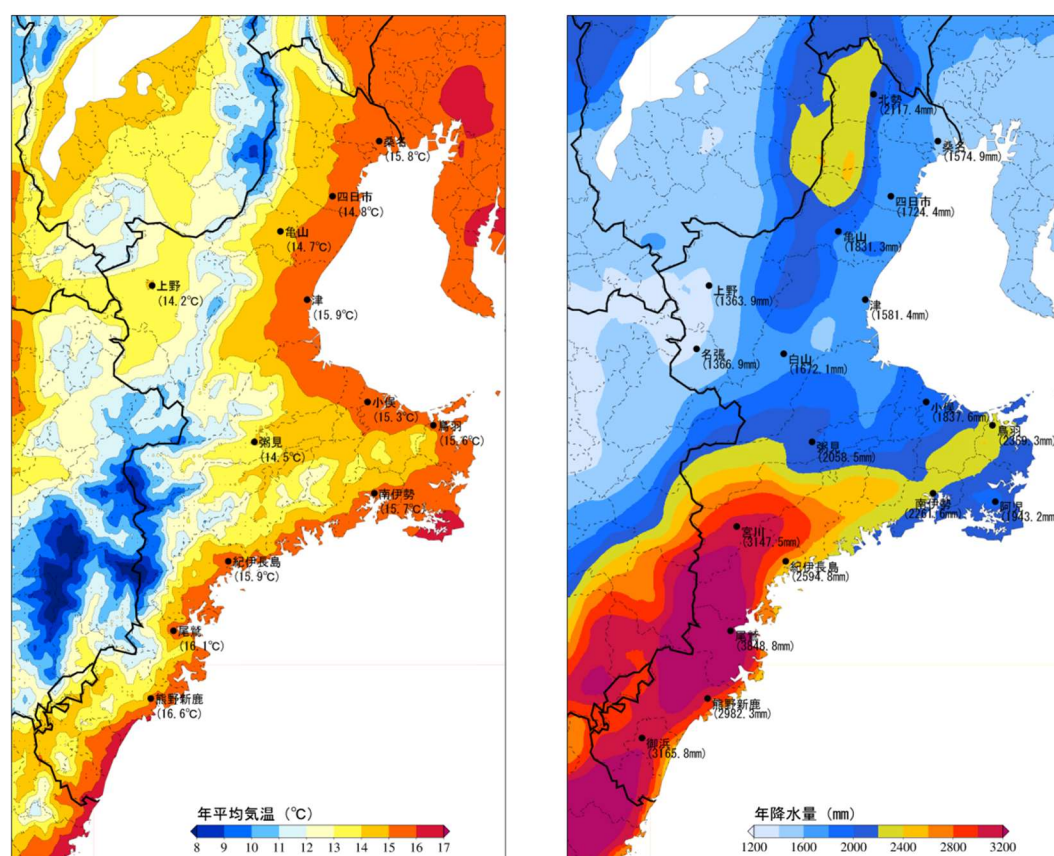
鳥羽市沿岸部の山地やこれに続く志摩半島の土壌は、層位が未分化で乾燥し、緊密度の高い未熟土で、生産力のきわめて低い土壌です。四万十累層群地帯の南伊勢町・大紀町錦地区の熊野灘に面した急峻な山地の大部分には、有機物が少なく有効土層も浅い生産力の低い乾性褐色森林土壌が分布していますが、谷沿いには生産力の高い褐色森林土壌も細長く分布しています。

#### (4) 気象

気候は概して太平洋側の気候型を示し温暖です。年平均気温は、橿田川流域の粥見（松阪市飯南町粥見）で 14.5℃、宮川流域の小俣（伊勢市小俣町明野）で 15.3℃、熊野灘沿岸地域の南伊勢（度会郡南伊勢町船越）で 15.7℃、志摩半島地域の鳥羽（鳥羽市鳥羽）で 15.6℃と、概ね 14～16℃ですが、沿岸部のほうが比較的温暖な傾向にあります。

年間降水量は橿田川流域の粥見が 2,058.5mm、宮川流域の小俣が 1,837.6mm、宮川（多気郡大台町久豆）が 3,147.5mm、藤坂峠（度会郡大紀町永会字中河内）が 2,535.9mm、熊野灘沿岸地域の南伊勢が 2,261.6mm、志摩半島地域の鳥羽が 2,359.3mm、阿児（志摩市阿児町鶉方）が 1,943.2mm と、地域間で大きな差があります。積雪量は計画区全般にわたって比較的少ない傾向にありますが、山間部では凍結・積雪も見られます。

【平年値】：1981（昭和 56）年～2010（平成 22）年の 30 年間のアメダス平均値)



提供：津地方気象台

図 4 三重県の年平均気温と年降水量

## (5) 交通

交通網についてみると、鉄道は、松阪市から多気町を經由し本計画区の中央を通過して和歌山県新宮市に至る JR 紀勢本線、多気町内で JR 紀勢本線から分岐して伊勢湾沿いに鳥羽市に至る JR 参宮線、松阪市から伊勢市、鳥羽市を經由して志摩市に至る近畿日本鉄道があります。道路は、松阪市から多気町を經由して伊勢市、鳥羽市に至る近畿自動車道伊勢線（伊勢自動車道）及び伊勢二見鳥羽ライン、多気町で近畿自動車道から分岐して尾鷲市、熊野市に至る近畿自動車道紀勢線（紀勢自動車道）及び熊野尾鷲道路、松阪市から伊勢湾沿いに伊勢市に至る国道 23 号、松阪市内で国道 23 号から分岐して JR 紀勢本線と並走している国道 42 号、松阪市内で国道 42 号から分岐して櫛田川沿いに進み、松阪市飯高町の高見峠から奈良県に至る国道 166 号、多気町内で国道 42 号から分岐し、桜峠から松阪市飯南町を經由して津市に至る国道 368 号、伊勢市から鳥羽市を經由して志摩市阿児町に至る国道 167 号、志摩市阿児町から英虞湾、五ヶ所湾及び熊野灘沿岸を經由して紀北町に至る国道 260 号、その他主要地方道、県道、市町道が地域の交通網を形成しており、産業・経済活動の基盤となっています。



## (6) 人口

平成 27 年度の国勢調査によると地域の総人口は 453,957 人で、県総人口に占める割合は 25.0%です。昭和 60 年の 496,419 人をピークに減少に転じており、平成 22 年から平成 27 年にかけては、三重県全体で 2.10%の減少となっている中、南伊勢森林計画区全体で 3.80%と県全体を大きく上回るペースで人口が減少しています。

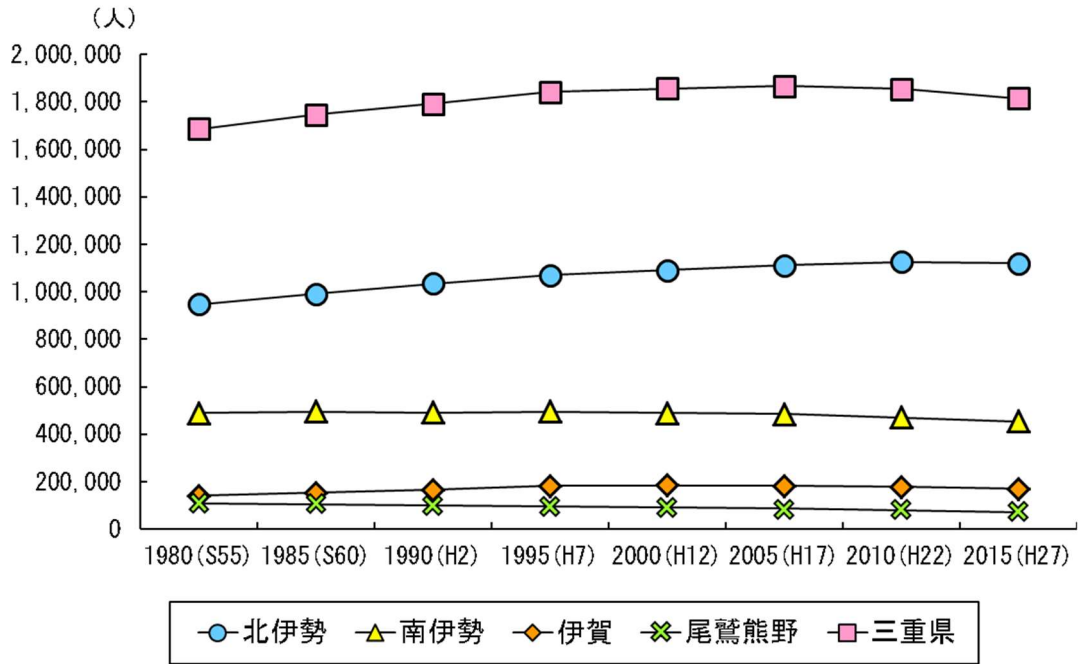


図 6 三重県及び各地域の人口の推移

(出典：国勢調査)



## (7) 産業

平成 27 年度の南伊勢森林計画区の総生産額は、1,512,130 百万円です。産業別にその内訳を見ると、第 1 次産業が 2.3%、第 2 次産業が 29.8%、第 3 次産業が 67.9%と、第 3 次産業が主要産業となっています。

表 1 三重県及び各地域の生産額

地 域	平成27年度 市町内総生産額 (上段：生産額(百万円) / 下段：総額に占める割合(%)			
	総額	第 1 次産業	第 2 次産業	第 3 次産業
三重県	8,242,921	83,540	3,593,486	4,565,895
		1.0%	43.6%	55.4%
北伊勢森林計画区	5,766,726	31,381	2,702,305	3,033,040
	(70.0%)	0.5%	46.9%	52.6%
南伊勢森林計画区	1,512,130	35,285	450,490	1,026,355
	(18.3%)	2.3%	29.8%	67.9%
伊賀森林計画区	753,656	5,613	397,634	350,409
	(9.1%)	0.7%	52.8%	46.5%
尾鷲熊野森林計画区	210,409	11,261	43,057	156,091
	(2.6%)	5.4%	20.5%	74.2%

資料 出所	県統計課「平成27年度 三重県の市町民経済計算」
	注) 市町内総生産額(総額)は、各産業の合計額から輸入品に課される税・関税等を控除した額。
	総額 = 第一次産業 + 第二次産業 + 第三次産業 - 輸入品に課される税・関税等
	第一次産業・・・農業、林業、水産業
	第二次産業・・・鉱業、製造業、建設業
第三次産業・・・電気・ガス・水道業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、運輸業、情報 通信業、サービス業、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者	

### (8) 林業就業者

南伊勢森林計画区では、1980年（昭和55年）に1,661人いた林業就業者は、2005年（平成17年）には3分の1以下の495人まで減少し、2010年（平成22年）では増加に転じたものの、2015年（平成27年）では再び減少し483人となっています。

なお、この状況は、三重県全体の林業就業者数の推移を見ても同じ傾向を示しています。

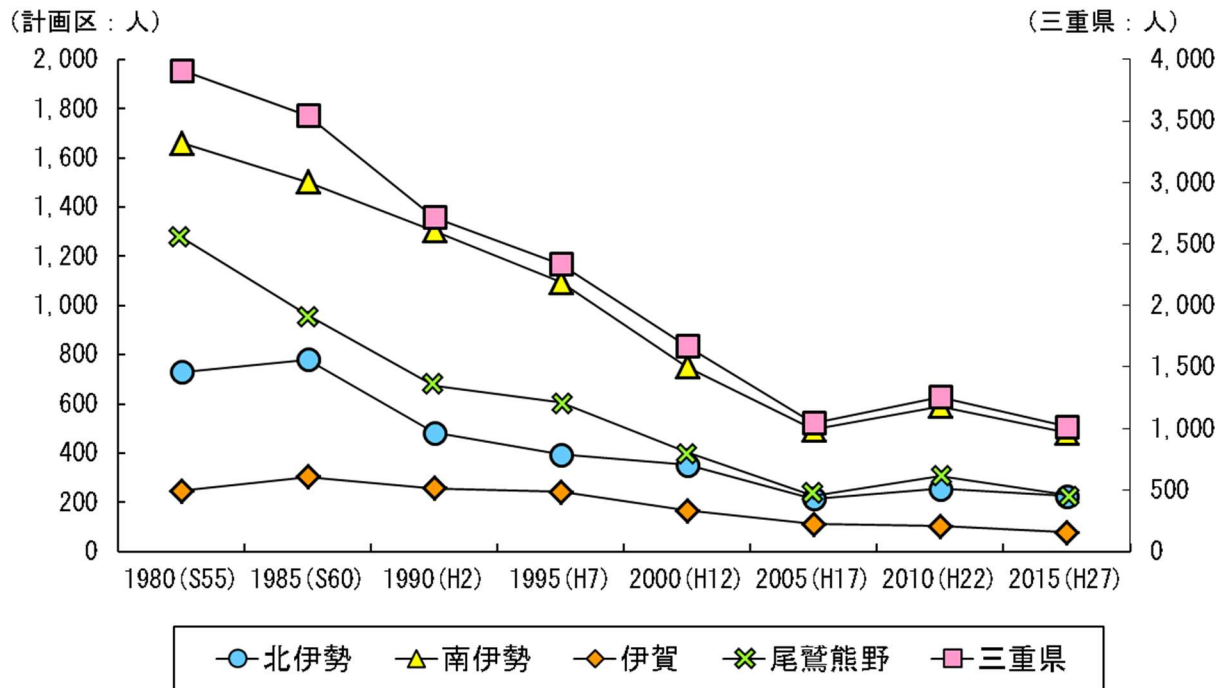


図7 三重県及び各地域の林業就業者数

(出典：国勢調査)

一方、林業就業者の年齢構成については、南伊勢森林計画区では、2005年（平成17）と2015年（平成27）を比べると、60才以上の割合が、57.8%から35.4%に減少し、50歳未満の割合が、26.2%から44.9%増加しており、若返りの方向に推移しています。

これは、三重県全体の林業就業者の年齢構成の変化を見ても、同じ傾向を示しています。

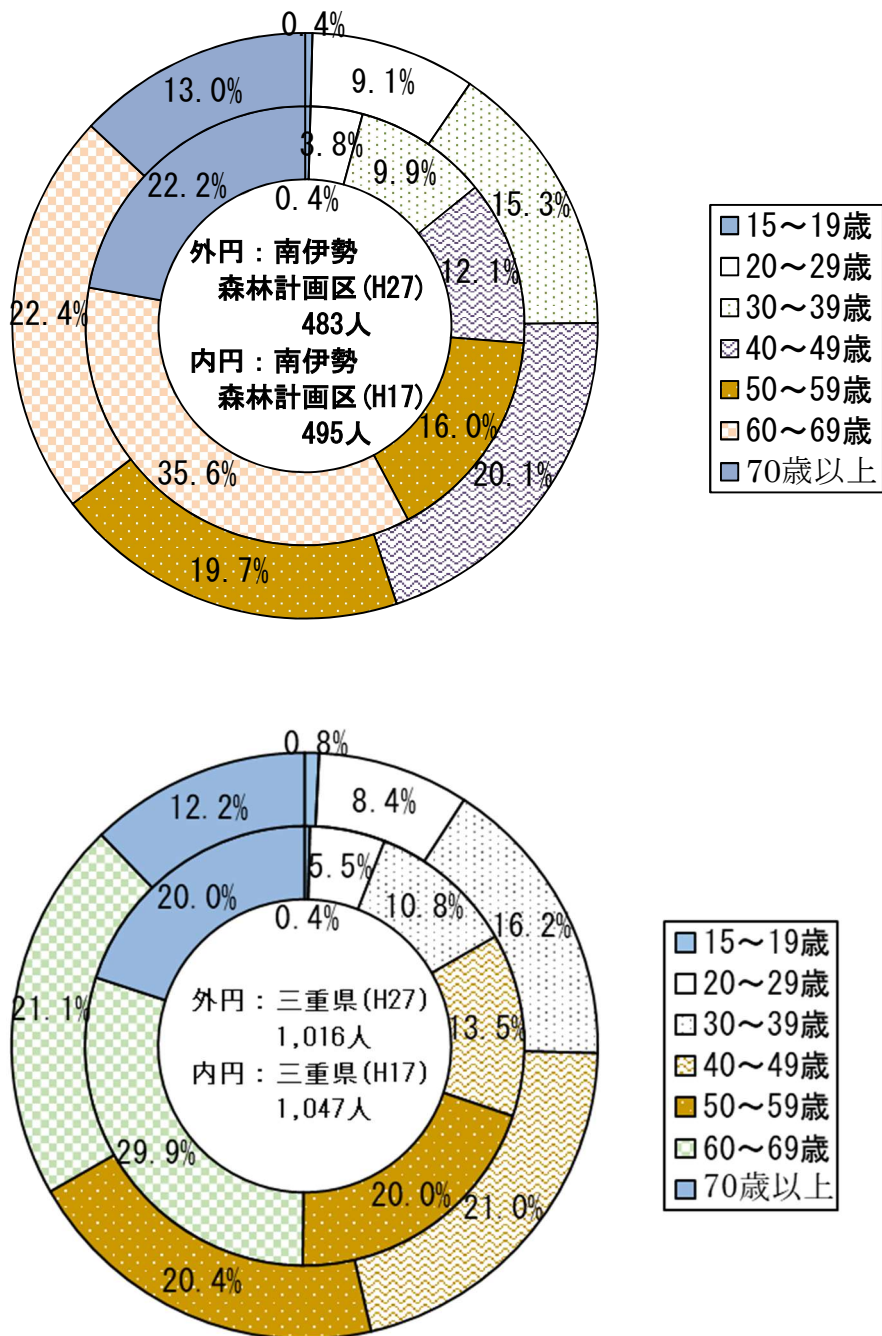


図8 林業就業者の年齢構成割合

(出典：国勢調査)

### (9) 森林組合

南伊勢森林計画区内には4つの森林組合があり、各森林組合の管轄区域は、下図のとおりです。

なお、各組合の概要については(附)参考資料、3 林業の動向(表39)に記載しています。



図9 森林組合の管轄市町と各組合の概要

## 2) 森林・林業の概要

### (1) 森林率

本計画区の森林面積は、164,763ha、森林率は72.4%であり、三重県全体の森林率（64.5%）よりも高く、森林の占める割合が高いことがうかがえます。

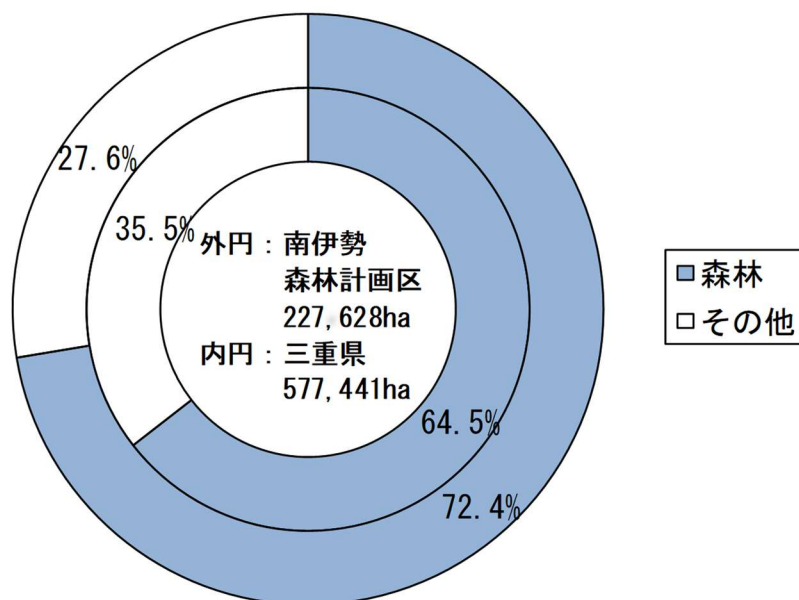


図 10 森林の割合（森林率）

（出典：森林・林業経営課資料）

### (2) 国有林・民有林割合

本計画区の森林面積のうち国有林が占める面積は8,207haで全体の5.0%、民有林は156,556haで95.0%を占めています。

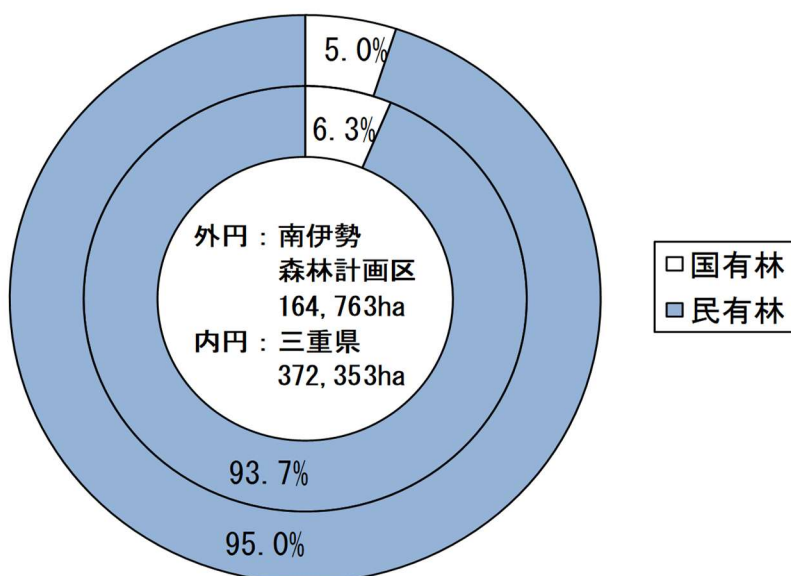


図 11 国有林・民有林の割合

（出典：森林・林業経営課資料）

### (3) 人工林率

人工林面積は90,175 haで、人工林率は57.6%です。これは三重県全体の人工林率（62.5%）を下回っています。

これは、櫛田川流域、宮川流域における人工林率は高い（平均67%）ものの、志摩地域、熊野灘沿岸地域では天然林の割合が非常に高いことによるものです。

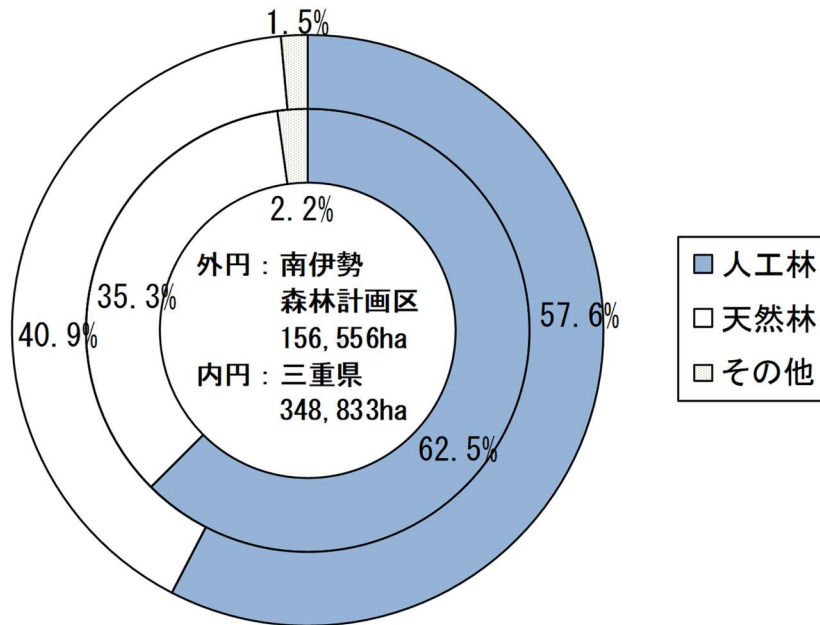


図12 人工林・天然林等の面積割合 (出典：森林・林業経営課資料)

### (4) 民有林の蓄積

民有林の蓄積は、人工林が2,517万m<sup>3</sup>で78.8%、天然林が678万m<sup>3</sup>で21.5%を占めており、三重県全体に比べて天然林の割合が高くなっています。

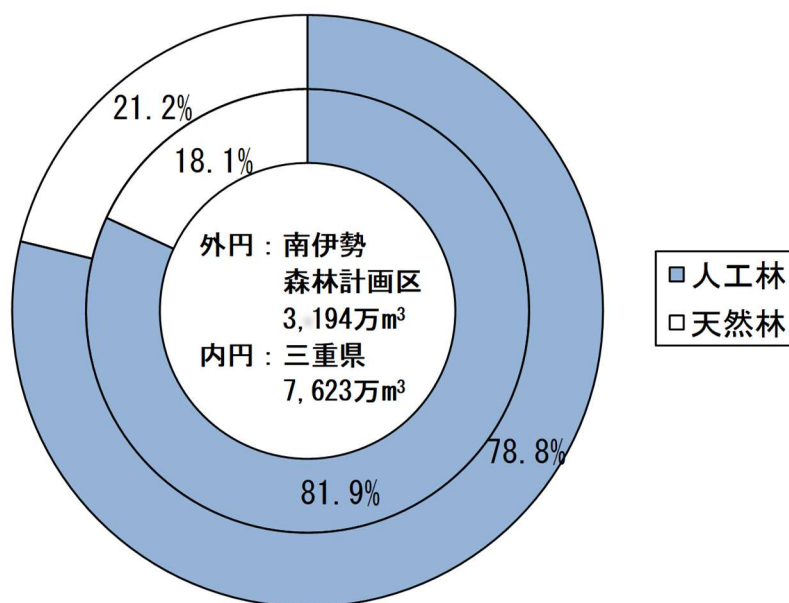


図13 人工林・天然林等の蓄積割合 (出典：森林・林業経営課資料)

(5) 樹種別面積割合 (人工林)

民有林の人工林における構成樹種別面積は、スギが41,701haで46.2%、ヒノキが41,420haで45.9%、その他針葉樹(マツ等)が6,693haで7.4%、広葉樹が361haで0.4%を占めています。

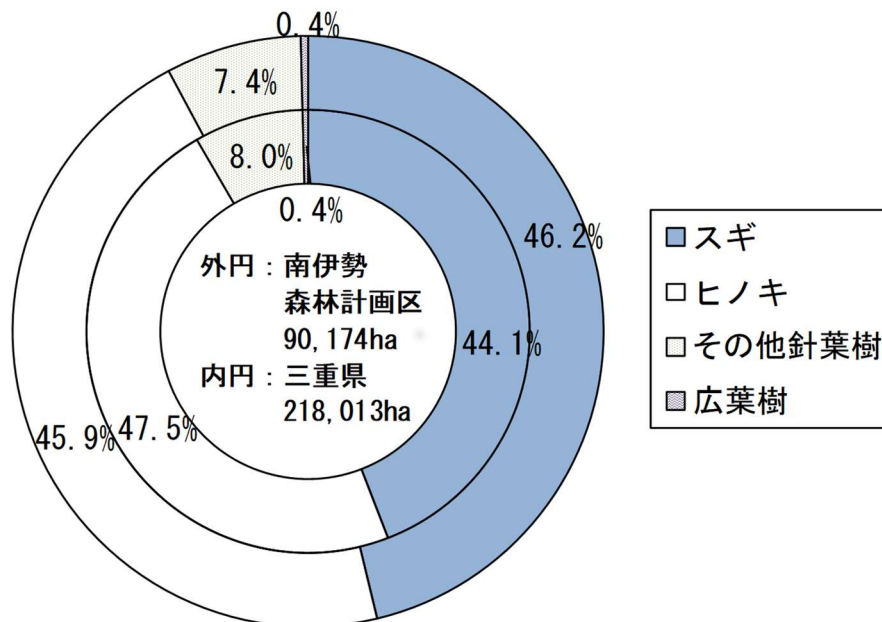


図 14 人工林における樹種別割合

(出典：森林・林業経営課資料)

### (6) 齢級別面積（人工林）

民有人工林の齢級別面積は、12齢級（56～60年生）が最も多く、11齢級以上の人工林面積が73.8%を占めており、非常に高齢林化が進んでいます。

また、三重県全体を見ても、11齢級以上の人工林面積が72.5%と県全体で高齢側にシフトしていることがうかがえます。

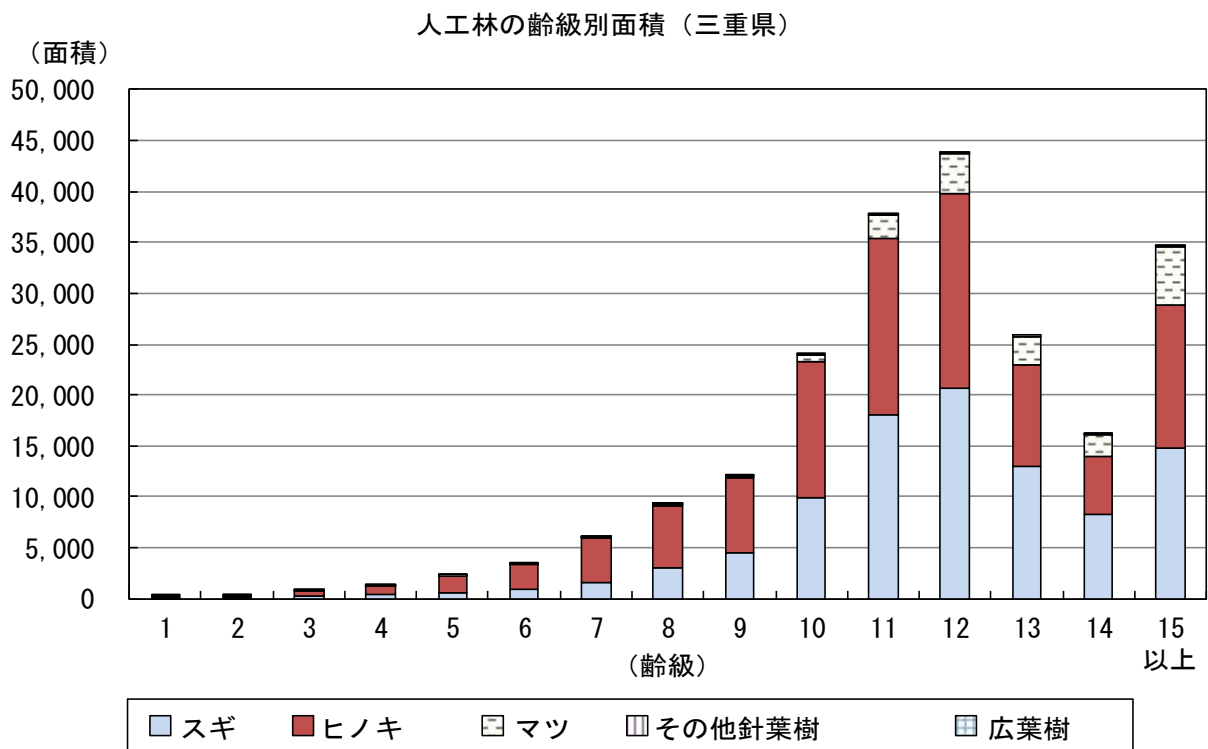
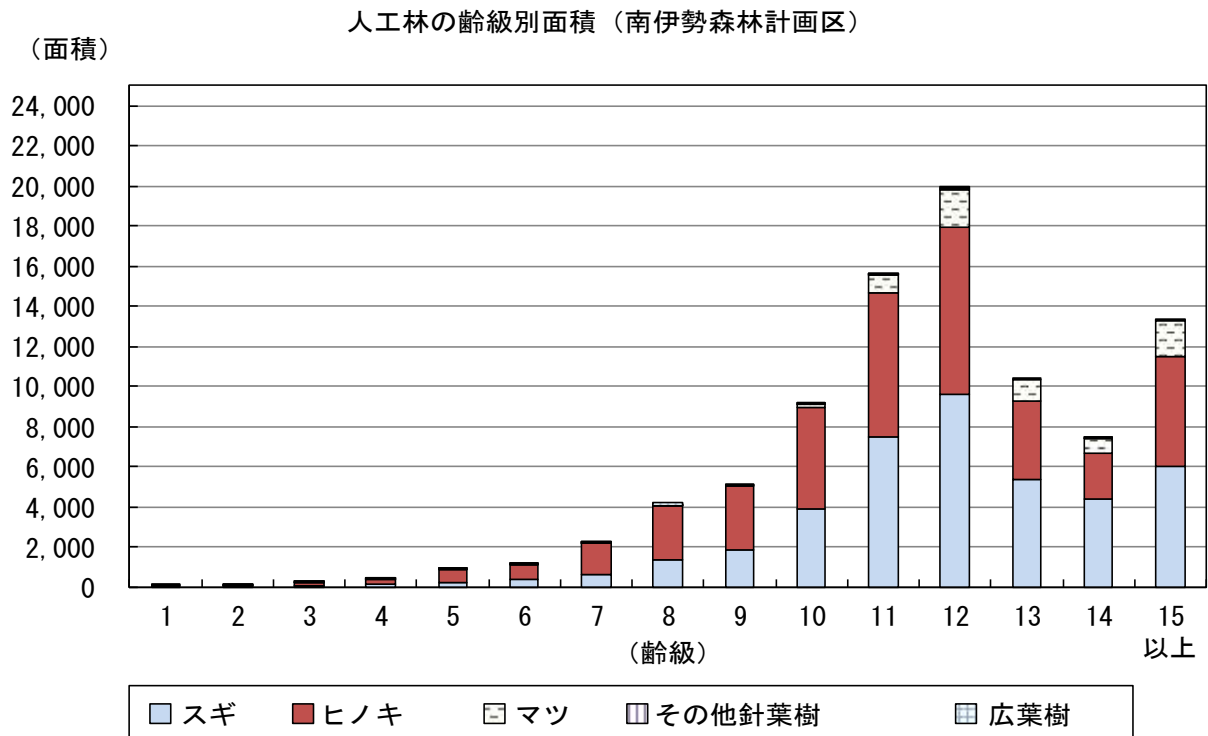


図 15 人工林における齢級別面積割合（出典：森林・林業経営課資料）



### (7) 森林の所有規模

所有規模別林家数は、1ha未満が61.9%、1～5haが26.9%で、あわせて88.8%を占めていますが、三重県全体（90.9%）に比べると小規模所有の林家の割合は低く、比較的大規模森林所有者が多いことがうかがえます。

また、所有規模別面積割合を見てみると、林家数では0.9%にあたる50ha以上の所有者の森林が46.1%を占めるなど、三重県全体（41.1%）に比べて大規模森林所有者の所有森林の面積割合が比較的高いことがうかがえます。

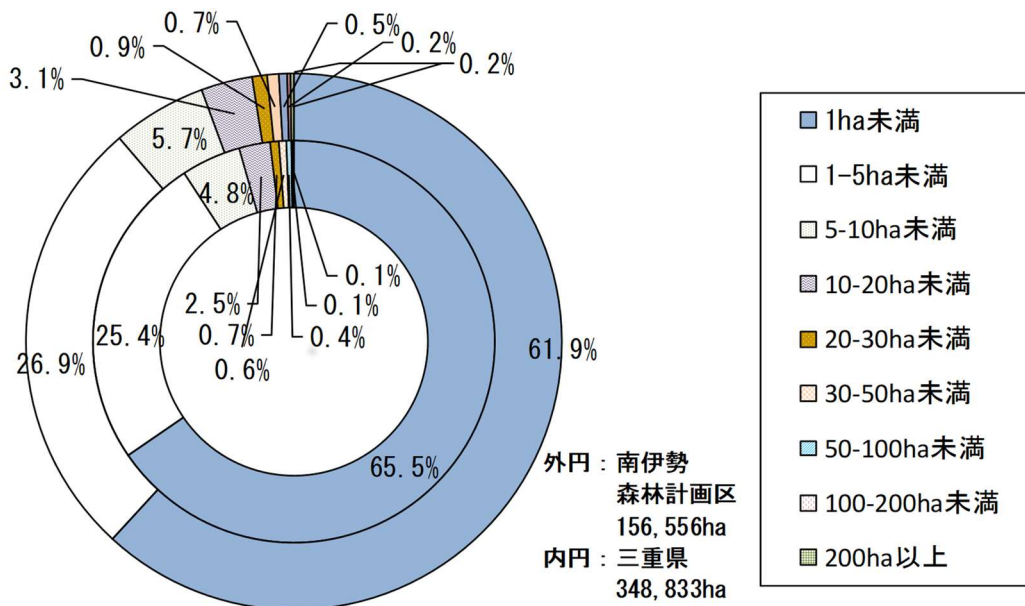


図 16 森林の所有規模別林家数割合

(出典：森林・林業経営課資料)

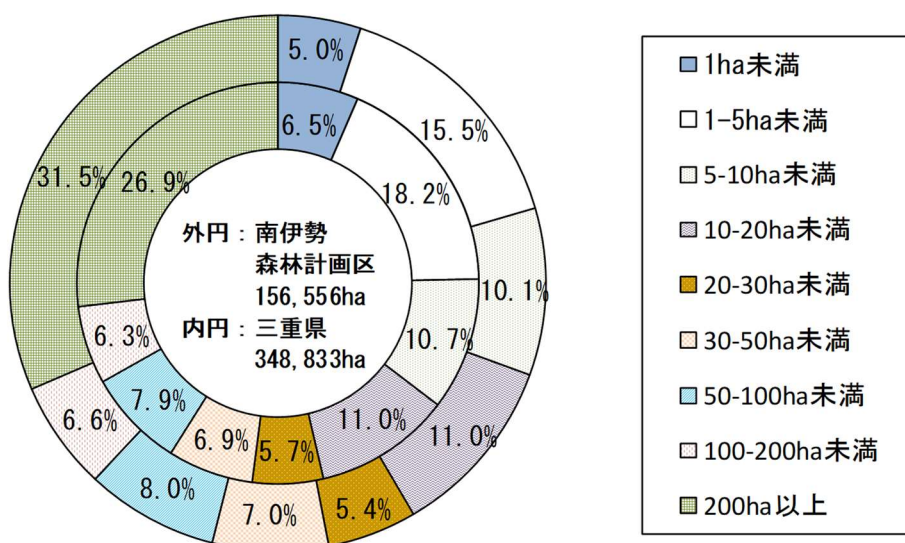


図 17 森林の所有規模別面積割合

(出典：森林・林業経営課資料)

(8) 在村者および不在村者面積

在村者および不在村者別の民有林面積は、在村者面積が75.1%、不在村者面積のうち県内不在村者面積は約9.0%、県外不在村者面積が約16.0%となっており、三重県全体と比べると比較的在村者面積の割合が高くなっています。

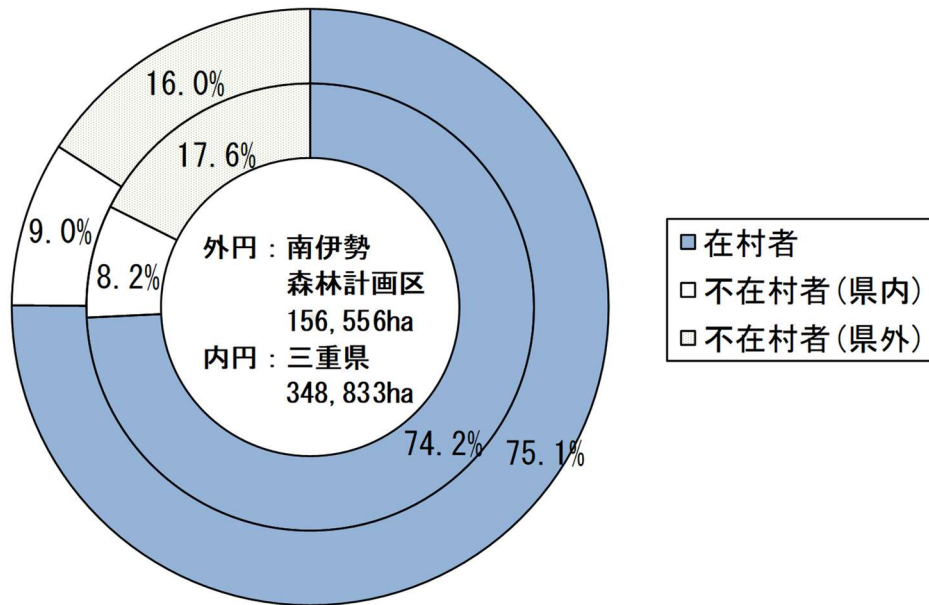


図 18 森林所有者の在村・不在村者別割合

(出典：森林・林業経営課資料)

(9) 保安林面積

民有林の保安林面積は46,880haで、民有林面積の29.9%を占めており、三重県全体と比べると保安林率が高くなっています。

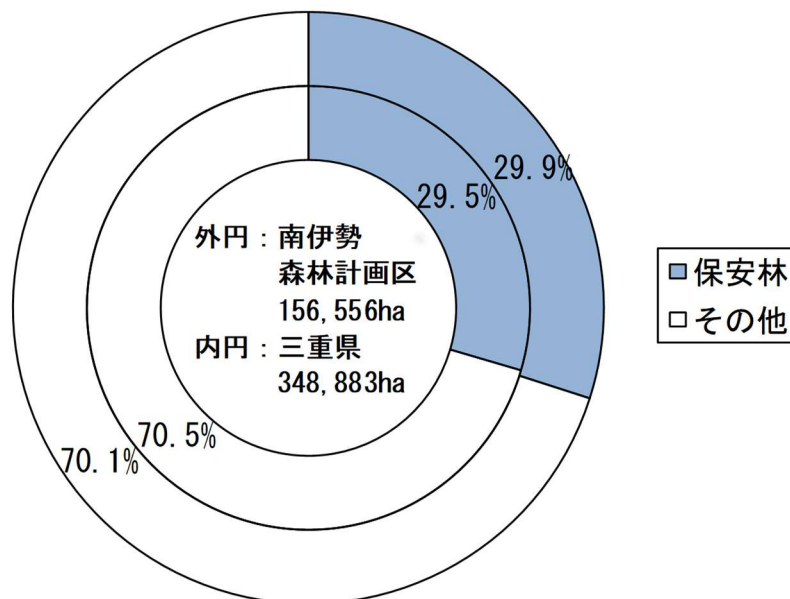


図 19 民有林における保安林面積割合

(出典：治山林道課資料)

## (10) 各地域の森林・林業の概要

### ア 櫛田川流域

この地域の林業は「飯高林業」と称される松阪市飯高町の集約林業地帯に代表される古くからの林業地です。民有林の面積は 41,341ha、このうち人工林は 30,824ha で人工林率は 74.6%と本計画区の中では一番高い人工林率を示しています。

育林技術は吉野林業の影響を受け、密植・多間伐・枝打ちを行う等、良質材生産を目標とした集約的な施業が行われてきましたが、近年では、植栽本数・下刈回数・枝打ち高を減らす等、低コスト化につながる施業も行われています。また、流域内で木質バイオマス発電所が稼働し、燃料用チップ等の需要が拡大していることから、これまでは林内に残置されていた低質材も搬出されるようになってきました。

生産される素材の大部分は松阪市に出荷されますが、一部は奈良県にも出荷されています。

人工林 1ha あたりの蓄積は 321m<sup>3</sup> で、森林資源の成熟とともに、今後ますます素材生産量の拡大が期待できる地域です。

### イ 宮川流域

この地域の林業は、櫛田川流域に比べると林業地帯としては後発地域ですが、戦後の活発な造林活動によって造成された人工林は 47,740ha に及んでおり、民有林面積 78,199ha のうち 61.0%を占めています。住宅様式の変化に伴い、心持柱材生産を目標とした施業から長伐期大径材生産を指向した施業に移行する傾向にあり、生産活動はやや停滞しています。

生産された素材は、大台町の原木市場に集められ、そこを中継点として松阪市内の製材工場等へ流通しています。

また、近年では、原木市場を通さず山土場から製材工場や合板工場へ直接搬入される原木も増加しています。

さらに、木材の輸出や広葉樹を活用した商品開発など、新たな取り組みも行われています。

人工林 1ha 当たりの蓄積は 271m<sup>3</sup> と、成熟しつつある豊富なスギ・ヒノキの資源を有しているので、前述の櫛田川流域と一体となって、素材生産から流通・加工に至る木材の供給体制の整備を行い、地域材の産地化を確立する必要があります。

### ウ 熊野灘沿岸地域

この地域の民有林面積は 20,429ha、このうち人工林は 7,609ha、人工林率は 37.6%と本計画区の平均人工林率 57.6%を大きく下回っており、粗放な天然林の占める割合が高くなっています。林業生産活動は、区有林、町有林、国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センターによる造林地を中心に行われてき

ていますが、その活動内容は長期にわたり停滞しています。

人工林のうち、保育、間伐を必要とする若齢林が多く存在しますが、木材価格の低迷により、森林所有者の経営意欲は減退していますが、特用林産物として、天然林のウバメガシを活用した備長炭の生産活動も行われています。

また、この地域の森林は、変化に富むリアス海岸と調和して美しい自然景観を形成しています。

#### エ 志摩半島地域

この地域の私有林面積は 16,585ha、このうち人工林は 3,931ha、人工林率は本計画区の中では一番低く 23.7%となっています。

林木の生育適地が極めて少ない地域で、臨海部の森林は入江に広がる宅地・農地の間に帯状または塊状に散在しており、林業生産活動はほとんど見られません。

しかし、地域の景観を特徴づけるスダジイ・ウバメガシ等が見られるほか、この地域の森林の全てが、優れた自然の風景地を保護するとともに、その適正利用を図るため伊勢志摩国立公園に指定されています。

## 2 前計画の実行結果の概要及びその評価

本事項における各表は、前計画の前期5カ年分（H26～H30）に対応する計画量及び実行量（ただし、H30は見込み量）を記載したものです。

### 1) 伐採立木材積

#### ア 計画と実行状況

表4 計画と実行状況（伐採立木材積）

単位 材積：1,000m<sup>3</sup> 実行歩合：%

区分	伐採立木材積								
	計画			実行			実行歩合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総数	248	722	970	155	756	911	63	105	94
針葉樹	238	683	922	151	749	900	63	110	98
広葉樹	10	39	48	4	7	11	40	18	23

注 四捨五入の関係で総数が合わない場合があります

（出典：森林・林業経営課資料）

#### イ 計画と実行結果についての検討

木材価格の低迷、木材需要の減退等により主伐が控えられ、主伐による材積は計画量を下回りましたが、搬出間伐が定着してきたことなど、間伐による材積は計画を上回っています。

しかし、伐採材積の総量としては、実行歩合が94%となり、計画を下回りました。

### 2) 人工造林・天然更新別面積

#### ア 計画と実行状況

表5 計画と実行状況（人工造林・天然更新別面積）

単位 面積：ha 実行歩合：%

総数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
1,431	397	28	1,164	254	24	367	143	39

（出典：治山林道課 森林・林業経営課資料）

#### イ 計画と実行結果についての検討

木材価格の低迷による林業の採算性の悪化や、木材需要の減退等により、伐採面積が減少したことから、人工造林、天然更新共に計画量を大きく下回りました。

### 3) 間伐面積

#### ア 計画と実行状況

表6 計画と実行状況（間伐面積）

単位 面積：ha 実行歩合：%

間伐面積		
計画	実行	実行歩合
14,486	11,785	81

#### イ 計画と実行結果についての検討

間伐については、国の施策が伐捨間伐から搬出間伐にシフトした中で、予算の伸びがみられなかったため、計画量を下回りました。

### 4) 林道の開設又は拡張の数量

#### ア 計画と実行状況

表7 計画と実行状況（林道の開設又は拡張の数量）

単位 延長：km 箇所数：箇所 実行歩合：%

区分	開設延長			拡張箇所数		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
総数	27.4	9.4	34	11	16	145
基幹林道	27.4	9.4	34	11	16	145
林業専用道	-	-	-	-	-	-

（出典：治山林道課資料）

#### イ 計画と実行結果についての検討

森林整備面積の減少により、林道等の開設延長については、計画量を大きく下回ったものの、拡張箇所数については計画を上回りました。

### 5) 保安施設の数量

#### ア 保安林の指定又は解除の面積

##### ① 計画と実行状況

表8 計画と実行状況（保安林の指定又は解除の面積）

単位 面積：ha 実行歩合：%

種類	指定			解除		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
水源の <sup>かん</sup> 涵養	33,485	34,281	102%	0	0	-
災害の防備	12,074	12,175	101%	0	0	-
保健・風致の保存	2,880	2,880	100%	0	0	-

注) 保安林の指定面積は累計

（出典：治山林道課資料）

② 計画と実行結果についての検討

保安林の指定に関しては、計画どおり実行されました。

イ 保安施設地区の指定

該当なし

6) 治山事業の実施

ア 計画と実行状況

表9 計画と実行状況（治山事業の施行地区数）

単位 箇所：ヶ所 実行歩合：%

治山事業施行地区数		
計画	実行	実行歩合
65	78	120%

イ 計画と実行結果についての検討

治山事業については、平成23年の紀伊半島大水害等により、南伊勢地区においても復旧箇所が増大したことから、計画量を大きく上回りました。

7) 要整備森林の施業の区分別面積

ア 計画と実行状況

表10 計画と実行状況（要整備森林の区分別面積）

単位 面積：ha 実行歩合：%

施業区分		計画	実行	実行歩合
造林	総数	—	—	—
	人工造林	—	—	—
	天然更新	—	—	—
保育		—	—	—
伐採	総数	—	—	—
	主伐	—	—	—
	間伐	168.83	110.53	65.5
その他		—	—	—

(出展：治山林道課資料)

イ 計画と実行結果についての検討

要整備森林は、多くの箇所で解消されましたが、一部未整備のままの箇所が残っています。

### 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

#### 1) 地域森林計画の位置づけ

地域森林計画は、全国に 158 ヶ所定められた森林計画区の民有林について、都道府県知事が 10 年間を一期として樹立する計画で、都道府県の森林関連施策の方向や地域的な特性に応じて、各地域の森林が目指す姿や、そのために必要な保全、整備の指針及び数量等を全国森林計画に即して定めるとともに、市町村がたてる市町村森林整備計画の指針となるものです。

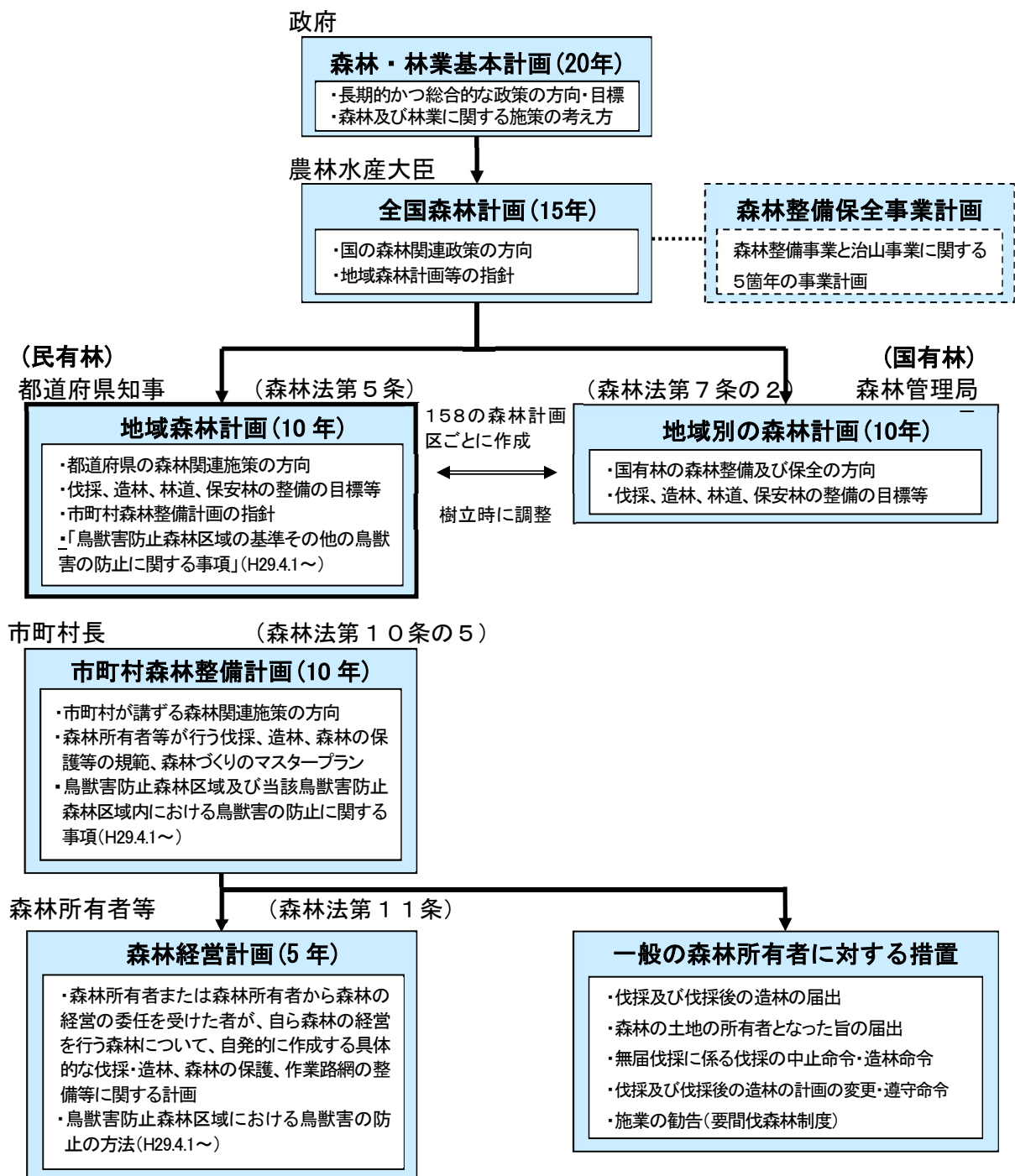


図 20 森林計画制度の体系



## 2) 林業・森林管理の現状と目指すべき方向性

### (1) 三重県の森林の現状

三重県の森林面積は37万2千haと県土の約64%を占めており、そのうち約94%は民有林です。さらに、民有林のうちスギ、ヒノキを中心とする人工林は21万8千haで民有林の約63%を占めています。しかし、木材価格の低下や人件費・燃料代等の経費の上昇のため、採算が取れない森林が増えてきており、森林所有者の林業経営に対する意欲が減退し、間伐等の手入れが十分に行われていない放置林分や伐採後に造林されない造林未済地等が増加しています。また、境界や所有者が把握できない森林やシカ等野生獣による被害の増加などの問題が生じています。

### (2) 県が目指す林業・森林の姿

#### ア 森林の多面的機能の発揮

森林は、木材の供給をはじめ、水源の涵養<sup>かん</sup>や県土の保全、地球温暖化の防止等の多面的機能を有していますが、適正な整備を行わなければ、こうした機能が適切に発揮されません。

このため、森林資源の有効活用を図りながら、森林の適正な整備及び保全を進めることにより、将来にわたる森林の多面的機能の持続的な発揮をめざします。

県では三重県型森林ゾーニングにより森林を生産林と環境林に区分し、生産林については良質な木材を安定的に生産できる健全な森林を維持し、同時に公益的機能を高度に発揮させることを目標としています。また、環境林については天然林と人工林の調和を取りながら適切な森林管理を推進し、森林の公益的機能を高度に発揮させることを目標としています。

この目標の達成に向け、森林の区分に応じた多様な森林整備を進めるとともに、森林の保全に必要な施設等の整備を進めます。また、効果的かつ効率的な森林整備が進められるよう、森林ゾーニング等により重視する森林の機能に応じた森林管理を進めます。

#### イ 林業の持続的発展

放置された人工林が増加しており、間伐等の手入れが遅れた林分は過密なために木の成長が悪くなるだけでなく、林床植生の減少、土砂流出、土壌の貧栄養化等が起こり、良質な木材の生産が難しくなります。また、これは同時に水源涵養<sup>かん</sup>や生態系の保全といった公益的機能が低下することにもつながります。即ち、木材需要に応じて安定的に良質な木材を生産し健全な森林を維持していくことが、同時に森林に求められる公益的機能の発揮にも貢献することになります。

このような状況をふまえ、三重県では「木を植え、育て、収穫して利用し、また植える」という『緑の循環』を通じて、健全な森林づくりを行うこととしており、この循環を効率的に機能させるためには、持続的な林業活動が不可欠

です。

### ①施業集約化の推進

低コスト作業システム等を導入して効率的に施業を行うためには、団地化等により集約的に施業を行うことが効果的です。平成 29 年 4 月現在、三重県においては 41 名が森林施業プランナーとして認定され、提案型・集約化施業を推進しています。引き続き、森林施業プランナーの育成を推進するとともに、集約化の妨げとなっている所有境界の不明確を解消するため、行政、森林所有者、森林組合等が連携して境界の明確化を進める必要があります。

### ②県産材の利用促進と供給体制の確保

県産材の利用を促進するためには、県民に対する PR、公共施設での木材利用の促進、大規模な需要に対応できる供給体制の構築、住宅瑕疵保障制度への対応、「三重の木」や「あかね材」の認証制度の普及と需要の拡大、設計事務所や林業・木材産業関係者、森林所有者の連携等が必要です。

県では「三重の木」等の販路開拓、公共建築物への木材利用等の取組を進めるほか、木質バイオマス発電所の稼働によって増大している木質チップ需要や、大型合板工場の立地により増加が見込まれる B 材需要に対応するため、木材生産の拡大・流通体制の整備を進めます。

## ウ 森林文化及び森林環境教育・木育の振興

森林は継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境の教育及び学習の場でもあることから、その森林の保全及び活用、学習機会の提供や環境の整備により、森林文化及び森林環境教育・木育の振興が必要です。

森林環境教育・木育を県内に広げていくため、「みえ森づくりサポートセンター」を拠点として、県民に対して広く森林に関する情報を発信するとともに、森林環境教育・木育の総合的なコーディネートにより、学習機会の増加や内容の充実が図られるよう支援します。併せて、学校等からの要望に応えられるよう、森林環境教育指導者のスキルの向上とネットワークの構築等を進めます。

また、県民に広く森林について知ってもらうため、森林文化及び森林環境教育関連の拠点や各種イベントでの PR 活動、自治体広報や各種メディア、三重県のホームページ等により、森林に関する情報を効果的に発信していきます。

## エ 森林づくりへの県民参画の推進

森林の恩恵は広く県民の皆さん誰もが享受するものであり、森林は県民の財産であるとの認識のもと、森林づくりを社会全体で支える環境づくりを進め、県民参画の推進を図ります。

森林は成長するのに時間がかかるため、協働による森林づくりにおいても長期にわたり持続的に取り組んでいく必要があります。そのためには各主体に大

きな負担がかからないよう、それぞれの立場でできることを少しずつ進めていくことが重要になります。これを踏まえ、森林整備に多様な主体が無理なく参加し、持続的に活動していける仕組みづくりを進めます。また、森林づくりに取り組みたいと考える企業やボランティアへの必要な情報や技術支援を行うとともに、森林とふれあうイベントを開催するなど、森林を守るためにそれぞれの立場でできること等の情報発信に取り組みます。

### 3) 三重県の森林づくりに係る県の施策

三重県では2012（平成24）年3月に策定された「三重の森林づくり基本計画2012」に基づき、「森林の多面的機能の発揮」、「林業の持続的発展」、「森林文化及び森林環境教育の振興」、「森林づくりへの県民参加の推進」に向けて、以下のような施策を展開しています。

表 11 森林づくりに関する施策分野の一覧

「三重の森林づくり基本計画 2012」基本方針	分野	施策
基本方針 1 森林の多面的機能の発揮	森林の整備及び保全	1) 環境林整備の促進 2) 生産林整備の促進 3) 県行造林地の適切な管理の推進 4) 保安林制度等による森林の保全管理の推進 5) 災害に強い森林づくりの推進 6) 野生鳥獣との共生の確保 7) 森林病虫害対策及び森林災害対策の強化
	森林の区分に応じた森林管理の推進	1) 市町等と連携した森林管理の推進 2) 森林資源データの整備と情報提供 3) 森林の公益的機能発揮に向けての研究
基本方針 2 林業の持続的発展	林業及び木材産業等の振興	1) 森林施業の集約化の促進 2) 原木の低コスト生産体制整備の促進 3) 木材の流通・加工・供給体制整備の促進 4) 特用林産の振興 5) 効率的な木材生産のための研究
	担い手の育成及び確保	1) 林業の担い手の育成・確保 2) 林業経営体、林業事業体の育成・強化 3) 山村地域の生活環境の整備
	県産材の利用の促進	1) 県産材の新たな販路開拓 2) 県産材利用に関する県民理解の促進 3) 信頼される県産材の供給の促進 4) 木造住宅の建設の促進 5) 公共施設等の木材利用の推進 6) 木質バイオマスの有効利用の促進 7) 新製品・新用途の研究・開発の促進
基本方針 3 森林文化及び森林環境教育の振興	森林文化の振興	1) 新たな森林の価値の活用 2) 森林を活かした連携交流の促進 3) 里山の整備及び保全の促進 4) 森林文化の継承
	森林環境教育の振興	1) 森林の役割に関する県民理解の促進 2) 森林とのふれあいの場の提供 3) 森林環境教育の効果的な推進
基本方針 4 森林づくりへの県民参画の推進	県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進	1) 森林づくりへの県民参加の促進 2) 幅広い県民参画の機会の創出 3) 身近な緑化活動の推進
	森林づくりの意識の啓発	1) 三重のもりづくり月間の取組

(出典：三重の森林づくり基本計画 2012)

## Ⅱ 計画事項

### 第1 計画の対象とする森林の区域

対象とする森林の区域は、南伊勢森林計画区に係る民有林（その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く）で、下記のとおりです。

なお、地域森林計画の対象となる民有林（次の(1)の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除き、次の(3)の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）においては、次の事項の対象となります。

- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の開発行為の許可
- (2) 森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出
- (3) 森林法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出

表12 計画の対象とする森林の区域

単位 面積：ha

区分	面積	備考
総計	156,556	
市町別内訳	松阪市	41,341
	多気町	5,915
	明和町	311
	大台町	27,942
	伊勢市	10,956
	鳥羽市	7,484
	志摩市	9,101
	玉城町	1,259
	南伊勢町	20,430
	度会町	11,410
	大紀町	20,406

- (注) 1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とします。
- 2 森林計画図の閲覧場所は、三重県農林水産部森林・林業経営課、松阪農林事務所森林・林業室及び伊勢農林水産事務所森林・林業室とします。

## 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

### 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

#### (1) 森林の整備及び保全の目標

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する公益的機能及び木材等生産機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化防止に果たす役割、並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備が行き届いていない森林の増加等の社会情勢の変化に加え、資源の循環利用を通じた花粉発生源対策の推進の必要性も考慮しつつ、適正な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進します。

森林の有する主な機能は、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能などの公益的機能及び木材等生産機能に分けられ、望ましい森林の姿は次のとおりとします。

【水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「水源涵養機能維持増進森林」とする）】

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

【土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林」とする）】

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

【快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「快適環境形成機能維持増進森林」とする）】

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

【保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「保健・レクリエーション機能維持増進森林」とする）】

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

【文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「文化機能維持増進森林」とする）】

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

【生物多様性の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「生物多様性保全機能維持増進森林」とする）】

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林

【木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「木材等生産機能維持増進森林」とする）】

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

## （２）森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全の推進に当たっては、自然条件、社会経済的な特質、森林の有する公益的機能の高度発揮に対する要請、木材需要の動向、森林の構成等に配慮の上、多様な森林の整備及び保全を計画的に推進することとします。

南伊勢森林計画区は、全般に地形が急峻であるが、温暖多雨で、スギ・ヒノキ等の集約的な育成単層林を維持する施業が展開され、林業の成熟度が高いことから、適切な除伐・間伐の実施や適確な更新の確保、保護樹帯の適切な配置等、地力の維持及び山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進に配慮し、多様な木材需要に弾力的に対応できるよう、長伐期化等を推進することとします。

また、中央構造線沿いの破砕帯の分布や多雨な気候条件など流域の特性に応じた治山施設の整備を推進することとします。

### ア 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

市町においては、関係者の合意の下、発揮を期待する森林の有する機能ごとの区域を明らかにし、その機能を十分に発揮できるよう森林の整備及び保全を進めることに努めます。その際、期待する機能の発揮に向けた施業が相反する場合以外は、複数の機能を期待する森林として取り扱うことも可能とします。

なお、森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針は次のとおりです。

#### 【水源涵養機能維持増進森林】

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。

具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、早期の縮小を図ります。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化などの天然力も活用した施業を推進します。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とします。

#### 【山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林】

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進します。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進します。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理、豪雨時などに流出する恐れのある危険木の除去などを推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とします。

#### 【快適環境形成機能維持増進森林】

県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を



図る森林として整備及び保全を推進することとします。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進します。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進します。

#### 【保健・レクリエーション機能維持増進森林】

観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。

具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進します。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進します。

#### 【文化機能維持増進森林】

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進します。

また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進します。

#### 【生物多様性保全機能維持増進森林】

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与しています。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件及び社会的条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとしてします。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全します。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進します。

#### 【木材等生産機能維持増進森林】

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとします。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行います。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とします。

ただし、森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではありません。

また、これらの機能以外にも森林の有する多面的機能があることにも留意する必要があります。

## イ 森林の誘導の考え方

上記の期待する多面的機能の発揮に向けた森林への誘導については、森林資源の充実と公益的機能の発揮を図りながら循環的に森林を利用していくために、育成のための人為の程度、単層・複層という森林の階層構造に着目し、育成単層林・育成複層林・天然生林ごとに示すこととします。

その際、全ての森林は、多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいて、その土地固有の自然条件及び社会的条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されることが望ましい姿です。

さらに、森林の整備及び保全には路網の整備が不可欠であり、育成単層林等においては施業等の効率化に必要な路網を整備する一方、天然生林等においては管理に必要となる最小限の路網を整備又は現存の路網を維持するなど、目指す森林の状態に応じた路網整備を進めます。その際、具体的な施業を想定し、緩傾斜・中傾斜地においては車両系を主体とする作業システムの導入を、また、急傾斜地・急峻地においては架線系を主体とする作業システムの導入を図ることとし、耐久性と経済性の両立を追求しつつ、木材の輸送コスト縮減のためのトラック等が走行する林道（丈夫で簡易な構造の「林業専用道」を含む。）、集運材や造材等を行う林業機械が主として走行する「森林作業道」を適切に組み合わせて整備していくことが必要です。

### 【育成単層林】

現況が育成単層林となっている森林のうち、成長量が比較的大きく傾斜が

緩やかな場所に位置するものについては、木材等生産機能の発揮を期待する育成単層林として確実に維持し、資源の充実を図ります。この場合、長伐期や短伐期など多様な伐期により伐採し、確実な更新を図ることとし、水源涵養機能又は山地災害防止機能／土壤保全機能の発揮を同時に期待する森林では、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、皆伐面積の縮小・分散や伐期の長期化を図ります。

また、急傾斜の森林又は成長量の小さい森林については、育成複層林に誘導します。この場合、水源涵養等の公益的機能と木材等生産機能の発揮を同時に期待する森林では、間伐や択伐の実施により高齢級に移行させつつ、確実な更新を図ります。公益的機能の発揮のため、継続的な育成管理が必要なその他の森林は、自然条件及び社会的条件に応じて広葉樹の導入等により針広混交の育成複層林に誘導します。公益的機能の高度な発揮が特には求められない森林は、間伐又は帯状・群状の択伐により効率的に育成複層林に誘導します。

なお、上記の考え方によらず、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮を期待する森林では、景観の創出等の観点から、間伐等の繰返しにより長期にわたって育成単層林を維持するか、又は自然条件及び社会的条件に応じ広葉樹の導入等により針広混交の育成複層林に誘導します。また、希少な生物が生育・生息する森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、天然力を活用した更新を促し、針広混交の育成複層林又は天然生林に誘導します。

#### 【育成複層林】

現況が育成複層林となっている森林については、公益的機能の発揮のため引き続き育成複層林として維持することを基本とします。ただし、希少な生物が生育・生息する森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、必要に応じて、天然力の活用により、天然生林への誘導を図ります。

#### 【天然生林】

現況が天然生林となっている森林のうち、下層植生等の状況から公益的機能発揮のために継続的な維持・管理が必要な森林や、針葉樹単層林に介在し、継続的な資源利用が見込まれる広葉樹等の森林については、更新補助作業等により育成複層林に誘導します。

その他の森林は、天然生林として維持します。特に、原生的な森林生態系や希少な生物が生育・生息する森林等については、自然の推移に委ねることを基本として、必要に応じて植生の復元を図ります。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

表 13 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位 面積：ha 蓄積：千m<sup>3</sup>

区分		現況	計画期末
面積	育成単層林	90,062	89,860
	育成複層林	112	365
	天然生林	64,108	64,057
森林蓄積		31,945	32,865

(育成単層林とは)

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為<sup>注1</sup>により成立させ維持される森林。

例えば、植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。

(育成複層林とは)

森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層<sup>注2</sup>を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。

例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。

(天然生林とは)

主として天然力<sup>注3</sup>を活用することにより成立させ維持される森林<sup>注4</sup>。

例えば、天然更新によるシイ・カシ等からなる森林。

注1:「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助(天然下種更新のための地表のかきおこし・刈払い等)、芽かき、下刈、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

注2:「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生ずるもの。

注3:「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育することをいう。

注4:「天然生林」には、未立木地、竹林等を含む。

## 2 その他必要な事項

(参考資料)

下層植生の導入や土壌の保全などの参考とするため、樹種による根の深さの資料を下記に記します。

表 14 樹種による根の深さ

	針葉樹	広葉樹
深根性	アカマツ、クロマツ、モミ	ケヤキ、カシワ、クヌギ、カツラ、ミズナラ、コナラ、オニグルミ、トチノキ
浅根性	ヒノキ、ヒバ、サワラ、カラマツ、ツガ、コメツガ、トウヒ	ミズキ、ニセアカシア、ブナ、ヤマハンノキ、カバ、ノグルミ、イヌシデ、ムクノキ

注 スギの根の深さを標準とした場合

(出典：森林の公益機能解説シリーズ 6ー森林の土砂崩壊防止機能ー)

### 第3 森林の整備に関する事項

#### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを目的として、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材需要構造、森林の構成等を勘案して行うものとします。

なお、立木の伐採の標準的な方法は、伐採を行う際の模範として、市町村森林整備計画で定めるものとします。

##### （1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木竹の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとします。

主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。

また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定します。

伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮します。

なお、自然条件が劣悪なため、伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新の確保が図られるよう配慮したものとします。

さらに、林地の保全や落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。

##### 【育成単層林】

育成単層林にあつては、気候、地形、土壌等自然条件、林業技術体系等からみて、人工造林又は、萌芽更新により、高い森林生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から、植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意の上実施することとします。

主伐にあたっては、自然条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮します。1箇所当たりの伐採面積は、小流域内において20haを越えないものとします。

また、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、バッファゾーン（緩衝地帯）を設置することとします。

主伐の時期については、多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、多様化、長期化を図り、生産目標に応じた林齢で伐採することとします。

#### 【育成複層林】

育成複層林にあつては、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組合せにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施することとします。

主伐にあつては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から自然条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構成等を勘案して実施することとします。

択伐による伐採にあつては、森林の生産力及び公益的機能の増進が図られる林型に誘導することを目標に、適正な繰り返し期間を定めることとします。

#### 【天然生林】

天然生林にあつては、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施することとします。

主伐にあつては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から自然条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構成等を勘案して実施することとします。

択伐による伐採にあつては、森林の生産力及び公益的機能の増進が図られる林型に誘導することを目標に、適正な繰り返し期間を定めることとします。

なお、「皆伐」、「択伐」とは下記のとおりです。

#### （皆伐とは）

皆伐については、主伐のうち択伐以外のもの。

皆伐にあつては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとします。

(択伐とは)

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うもの。

択伐にあたっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、材積に係る伐採率を30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）にすることとします。

## (2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものであり、下表に示す林齢を基礎として、市町村森林整備計画において、市町の区域に生育する主要樹種ごとに、市町の区域内の標準的な自然条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めることとします。

ただし、標準伐期齢は当該林齢に達した森林の伐採を義務付けるものではありません。

表 15 標準伐期齢

樹種	スギ	ヒノキ	マツ	その他N	クヌギ	その他L
標準伐期齢	35	40	35	35	10	15

※海布丸太や足場材等の特殊材生産に係る施業により、平均伐採齢が著しく異なる場合は、当該地域を区分して市町村森林整備計画において定めることとします。

## (3) その他必要な事項

該当なし



## 2 造林に関する事項

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材の利用状況等を勘案して人工造林又は天然更新によるものとします。特に、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとします。また、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとします。

また、更新にあたっては、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽、針広混交林への誘導等に努めることとします。

なお、造林の標準的な方法は、造林を行う際の模範として、市町村森林整備計画で定めるものとします。

### (1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

#### ア 人工造林の対象樹種に関する指針

スギ、ヒノキ、マツ類等を主体とするものの、適地適木や郷土樹種も考慮に入れて、気候、地形、土壌等の自然条件等に適合するとともに、木材の利用状況にも配慮した樹種を選定します。

#### イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

森林の適確な更新を図るとともに、効率的な施業を実施するため、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽することとします。

また、苗木については、成長に優れたものの導入や少花粉スギ等の花粉症対策苗木の選定に努めるものとします。

##### ①人工造林の植栽本数

植栽本数は、主要樹種について、地域の状況を踏まえ、生産目標や森林の公益的機能の維持増進等を考慮して、仕立ての方法別に次の本数を標準として定めることとします。

表 16 単層林の植栽本数

樹 種	仕立て方法	植栽本数 (本/ha)
スギ・ヒノキ	中仕立て	3,000
	密仕立て	5,000

- ・なお、植栽本数を減じる場合は、1,000本/haを下限とします。
- ・また、市町村森林整備計画で定める標準的な植栽本数によらないで植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町の林務担当課と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとします。

**【複層林の植栽本数】**

- ・群状又は帯状伐採区にあつては、1haあたりの植栽本数は、上表に定める植栽本数とします。
- ・単木伐採区にあつては、上表の植栽本数に伐採材積と伐採前の当該森林の蓄積との比率を乗じた本数を1haあたりの植栽本数とします。
- ・ただし、林内照度や上層木の生育状況などを勘案の上決定するものとします。

②人工造林の標準的な方法

**【地拵えの方法】**

伐採木及び枝条等が植栽の支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には筋置きとするなどの点に留意します。

- ・地拵えは、地力維持に配慮し、植生・地形・気象等の自然条件と、末木枝条の残存状況、植栽本数等に応じた適切な方法を採用することとします。
- ・植栽木とともに生育が期待できる天然性稚幼樹は保残することとします。

**【植付け方法】**

気候その他の自然条件及び既往の植付け方法を勘案して定めるとともに、適期に植え付けることとします。

また、コンテナ苗等の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとします。

## ウ 伐採跡地を人工造林すべき期間に関する指針

伐採跡地の更新をすべき期間については、公益的機能の維持や早期回復を図るため、人工造林による更新は、皆伐の場合は伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に行うものとし、択伐の場合は伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間内に行うものとします。

### (2) 天然更新に関する指針

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととします。

#### ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象とする後継樹種は、その場所で将来高木となりうる樹種とします。なお、参考までに三重県の山地における主な高木性樹種を別表1に記載します。

#### イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

(ア) 天然更新にあたって、天然下種更新による場合には、それぞれの森林の状況に応じて、地表処理、刈出し、植込み等の天然更新補助作業を行うこととします。

- a 地表処理については、ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととします。
- b 刈出しについては、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととします。
- c 植込みについては、天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとします。

(イ) 天然更新にあたって、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込みを行うこととします。

#### ウ 伐採跡地の天然更新すべき期間に関する指針

伐採跡地の天然更新をすべき期間については、伐採が終了した日を含む年

度の翌年度の初日から起算して5年以内において、天然更新の対象樹種が立木度3以上生育していることとします。

なお、必要に応じて刈り出し等の補助作業や補植、間伐などを行うことにより確実に成林させるとともに、更新状態を満たさない場合には、追加的な更新補助作業を実施し、完了基準が満たされるまで経過観察を行うこととします。天然更新すべき立木本数などの具体的な判断基準は、以下のとおりとします。

#### 【判断基準】

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内において、樹高が概ね1.5m以上の幼樹（前生樹及びぼう芽を含む。）が概ね3,000本/ha以上生育しており、かつ下草等に被圧されていない（生育が期待できる）状態をもって更新完了とします。

#### （立木度とは）

幼齢林においては、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数とを対比した十分率。

$$\text{立木度} = \frac{\text{現在の林分の本数}}{\text{当該林分の林齢に相当する期待成立本数}} \times 100$$

※林齢5年生における期待成立本数が、概ね10,000本/haであることから、立木度3では3,000本/haとなる。

### （3）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

ぼう芽更新に適した立木や天然更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な樹種の立木の生育状況、林床や地表の状況、病虫害及び鳥獣害の発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐実施箇所における天然更新の状況等を勘案し、天然力による更新が期待できないものについては、原則として「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として市町村森林整備計画において特定し、適切な対応を行うこととします。

### （4）その他必要な事項

土壌の改良を図ることによって地力が早期に回復し、立木の成長の促進が期待される森林については、森林の土壌の現状に応じて土壌の理化学性を改良することを主眼とし、地表の保護に配慮しつつ、耕耘、有機物及び欠乏養分

の補給等を行うこととします。

ニホンジカ等の野生鳥獣による植栽木等への被害が見込まれる森林において、人工造林または天然更新等を行う場合は、植栽と一体的に行う防護柵や防護チューブなどの鳥獣害防止施設の整備及び維持管理や捕獲等を行い鳥獣害の防除を行うこととします。

【参考資料】

別表 1 三重県の山地にみられる主な高木性樹種

種名	科	属	種名	科	属
アオダモ	モクセイ	トネリコ	コナラ	ブナ	コナラ
アオハダ	モチノキ	モチノキ	コハウチワカエデ	カエデ	カエデ
アカガシ	ブナ	コナラ	コバンモチ	ホルトノキ	ホルトノキ
アカシデ	カバノキ	クマシデ	コブシ	モクレン	モクレン
アカマツ	マツ	マツ	サウグルミ	クルミ	サウグルミ
アカメガシワ	トウダイグサ	アカメガシワ	サワシバ	カバノキ	クマシデ
アズキナシ	バラ	ナナカマド	サワラ	ヒノキ	ヒノキ
アラカシ	ブナ	コナラ	シオジ	モクセイ	トネリコ
アワブキ	アワブキ	アワブキ	シラカシ	ブナ	コナラ
イイギリ	イイギリ	イイギリ	シリブカガシ	ブナ	マテバシイ
イスノキ	マンサク	イスノキ	シロダモ	クスノキ	シロダモ
イタヤカエデ	カエデ	カエデ	スギ	スギ	スギ
イチイ	イチイ	イチイ	スダジイ	ブナ	シイ
イチイガシ	ブナ	コナラ	タカノツメ	ウコギ	タカノツメ
イヌシデ	カバノキ	クマシデ	タブノキ	クスノキ	タブノキ
イヌブナ	ブナ	ブナ	タマミズキ	モチノキ	モチノキ
イヌマキ	マキ	マキ	ツガ	マツ	ツガ
イロハモミジ	カエデ	カエデ	ツクバネガシ	ブナ	コナラ
ウバメガシ	ブナ	コナラ	ツブラジイ	ブナ	シイ
ウラジロガシ	ブナ	コナラ	トチノキ	トチノキ	トチノキ
ウラジロノキ	バラ	ナナカマド	ナツツバキ	ツバキ	ナツツバキ
ウリハダカエデ	カエデ	カエデ	ナラガシワ	ブナ	コナラ
ウワミズザクラ	バラ	サクラ	ハウチワカエデ	カエデ	カエデ
エノキ	ニレ	エノキ	バクチノキ	バラ	サクラ
オオイタヤメイゲツ	カエデ	カエデ	ハリギリ	ウコギ	ハリギリ
オオモミジ	カエデ	カエデ	バリバリノキ	クスノキ	ハマビワ
オガタマノキ	モクレン	オガタマノキ	ハンノキ	カバノキ	ハンノキ
オニグルミ	クルミ	クルミ	ヒノキ	ヒノキ	ヒノキ
オヒョウ	ニレ	ニレ	ヒメシャラ	ツバキ	ナツツバキ
カゴノキ	クスノキ	ハマビワ	ブナ	ブナ	ブナ
カシワ	ブナ	コナラ	ホオノキ	モクレン	モクレン
カシミザクラ	バラ	サクラ	ホソバタブ	クスノキ	タブノキ
カツラ	カツラ	カツラ	ホルトノキ	ホルトノキ	ホルトノキ
カナクギノキ	クスノキ	クロモジ	マルバアオダモ	モクセイ	トネリコ

種名	科	属
カヤ	イチイ	カヤ
カラスザンショウ	ミカン	サンショウ
カンザブロウノキ	ハイノキ	ハイノキ
キハダ	ミカン	キハダ
キリ	ゴマノハグサ	キリ
クスノキ	クスノキ	クスノキ
クヌギ	ブナ	コナラ
クマシデ	カバノキ	クマシデ
クマノミズキ	ミズキ	ミズキ
クリ	ブナ	クリ
クロガネモチ	モチノキ	モチノキ
クロバイ	ハイノキ	ハイノキ
クロマツ	マツ	マツ
ケヤキ	ニレ	ケヤキ
ケンボナシ	クロウメモドキ	ケンボナシ
コウヤマキ	コウヤマキ	コウヤマキ
コシアブラ	ウコギ	ウコギ

種名	科	属
ミズキ	ミズキ	ミズキ
ミズナラ	ブナ	コナラ
ミズメ	カバノキ	カバノキ
ミズバイ	ハイノキ	ハイノキ
ムクノキ	ニレ	ムクノキ
ムクロジ	ムクロジ	ムクロジ
モチノキ	モチノキ	モチノキ
モッコク	ツバキ	モッコク
モミ	マツ	モミ
ヤブニツケイ	クスノキ	クスノキ
ヤマグルマ	ヤマグルマ	ヤマグルマ
ヤマグワ	クワ	クワ
ヤマザクラ	バラ	サクラ
ヤマトアオダモ	モクセイ	トネリコ
ヤマビワ	アワブキ	アワブキ
ヤマモミジ	カエデ	カエデ
ヤマモモ	ヤマモモ	ヤマモモ

### 3 間伐及び保育に関する事項

健全な森林の状態を維持するとともに持続的に森林資源を生産していくため、既往の施業体系等を勘案して、適正な間伐及び保育等に努めることとします。

間伐又は保育が適正に実施されていない森林であって、これらを早急に実施する必要のあるものについては、実施すべき間伐又は保育の方法及び時期について具体的に定め、積極的に推進を図ることとします。

なお、間伐及び保育の標準的な方法は、間伐や保育を行う際の規範として、市町村森林整備計画で定めることとします。

#### (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、間伐にあたっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、既往の間伐方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めることとします。特に、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意します。

- ・ 林分の健全化、林木の形質の向上等を図ることを目的として、林木の競合状態に応じて間伐を実施すること。
- ・ 施業時期は、樹冠がうっ閉したことにより、下層植生の一部が消失し、もしくは消失する恐れがある場合、または林木相互間に競合による優劣が生じた場合を時期とすること。
- ・ 選木にあたって、間伐後の林木の資質向上と林分の健全性の保持を目的に、主として形状良好な上中層の林木を保持することとし、それ以外の形質不良木や形質良好であっても保残木の成長に影響する上層木等を選木すること。

#### 【単層林における間伐の標準的な方法】

間伐の開始時期は、除伐によって整理された林分の樹冠がうっ閉して林木相互間に競合が生じ始めた時期（例えば、樹冠疎密度が10分の8以上のうっ閉した森林）で、一般的に林齢15～80年までに間伐を2～5回（条件により異なるが、目安としては、標準伐期齢未満では概ね10年に1度、標準伐期齢以上では概ね20年に1度の間伐を実施。）、立木材積率35%以内の伐採を行います。

ただし、過密林分などにより強度の間伐が必要な場合は、これに拠らないこととします。



【間伐の標準的な施業体系】

一般的な施業体系は、下記の表を参考とする。

なお、この表は、目安を示したものであり、実施にあたっては画一性を排除し、必要に応じて行うこととします。

表 17 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					標準的な方法
			初 回	2回目	3回目	4回目	5回目	
スギ	中仕立て～ 密仕立て	3,000本～	15～	25～	35～	55～	75～	間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。
ヒノキ	中仕立て～ 密仕立て	3,000本～	15～	25～	35～	55～	75～	間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。

【複層林における間伐の標準的な方法】

下木の植栽後5～10年の間隔で、立木材積に係る伐採率が35%を上限として2～3回行い、林内の相対照度(20%以上)を確保することとします。

(間伐とは)

林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉(樹冠疎密度が10分の8以上になることをいう。)し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して健全な森林の状態を維持するための伐採の方法であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後に林冠がうっ閉するよう行うもの。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育促進及び林分の健全化を図るため、既往の保育方法を勘案して、時期、回数及び作業方法その他必要な事項を定めることとします。

【下刈り】

下刈りについては、目的樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るために行うこととします。

なお、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じた適切な時期に、適切な作

業方法により行うこととし、その実施時期については、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとします。

下刈りは、植栽後数年間は1～2回/年、その後は1回/年、生育状況などを勘案し実施することとします。

#### 【つる切り】

つる切りについては、下刈りの終了後、苗木の幹に巻き付いたり、樹冠を被ったりして苗木の育成を妨げるクズ、フジ、ミツバアケビなどのつる植物を刈り取り、目的樹種の健全な成長を図るために行うこととします。

なお、実施回数については、つる植物の生育状況を勘案し、1～2回とします。

ただし、クズの生育地では回数を増すことも検討します。

#### 【除伐】

除伐については、下刈りの終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、目的樹種の成長を阻害する樹木等を除去し、目的樹種の健全な成長を図るために行うこととします。

なお、森林の状況に応じて適時適切に行うこととし、目的外樹種であっても、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、有用なものは、保残し育成することとします。

#### 【枝打ち】

枝打ちについては、樹木の生育過程において下方の不要な枝を切り落とし、節のない材の生産及びスギノアカネトラカミキリの加害によるトビクサレを防ぐために行うこととします。

なお、実施時期については、樹木の生長休止期である秋から冬にかけて行うこととします。

### 【保育の標準的な施業体系】

一般的な施業体系では、下刈り 7～10 回、除伐 3～5 回、つる切り 1～2 回、枝打ち 3～6 回行います。

なお、この表は、目安を示したものであり、実施にあたっては画一性を排除し、必要に応じて行うこととします。

表 18 保育の標準的な施業体系

作業の種類	作業の時期（林齢）	作業の方法	回数	季節
下刈り	1	手刈り、機械刈り	年 1 回	7～9 月
	2～3		年 1～2 回	6～10 月
	4～10		年 1 回	7～9 月
つる切り	8～12	手刈り	1～2 回	6～8 月
除伐	8～14	チェーンソー等	1 回	随時
	15～20		1 回	随時
	21～25		1 回	随時
枝打ち	7～10	枝打ち用具	1～2 回	冬季
	11～17	枝打ち用具、機械	1～2 回	冬季
	18～25		1～2 回	冬季

### (3) その他必要な事項

#### 【鳥獣害防止対策】

野生鳥獣による樹木等への被害が見込まれる森林においては、野生鳥獣の侵入を防止する柵や樹皮剥ぎ被害を軽減できる資材等の鳥獣害防止施設の整備及び維持管理や捕獲等により鳥獣害の防除を行うこととします。

## 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

森林が持つ公益的機能である、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の各機能の高度発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた整備及び保全を行う観点から、森林を、地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然条件及び社会的要請を総合的に勘案の上、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて区分することとします。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域は、重複を認めるものとし、公益的機能の発揮に支障が生じないように、施業方法を定めることとします。

市町村森林整備計画の策定にあたっては、次の事項を指針として、森林の有する機能別の森林の所在、森林資源の構成、森林に対する社会的要請等を勘案して計画事項を定めることとします。

### (1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

#### ア 区域の設定の基準

公益的機能別施業森林（公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林）の区域は、森林の有する公益的機能のうち、「水源涵養機能」「山地災害防止機能／土壤保全機能」「快適環境形成機能」「保健・レクリエーション機能」「文化機能」及び「生物多様性保全機能」の高度発揮が求められており、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について設定することとします。

#### 【水源涵養機能維持増進森林】

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林等を、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。

- ・ 水源かん養保安林
- ・ 干害防備保安林
- ・ 上水道水源の集水域等
- ・ 水源涵養機能が高い森林 など

#### 【山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林】

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林を、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。

- ・土砂流出防備保安林
- ・土砂崩壊防備保安林
- ・落石防止保安林
- ・山地災害危険地区
- ・下流域に集落等の保全対象が有る森林
- ・山地災害防止機能が高い森林 など

#### 【快適環境形成機能維持増進森林】

県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林を、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。

- ・防風保安林
- ・潮害防備保安林
- ・集落や農地などの周縁部
- ・生活環境保全機能が高い森林 など

#### 【保健・レクリエーション機能維持増進森林】

観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林を、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。

#### 【文化機能維持増進森林】

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林を、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。

#### 【生物多様性保全機能維持増進森林】

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林を、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。

ただし、生物多様性保全機能については、伐採や自然の攪乱などにより時間軸を通して常に変化しながらも、一定の広がりにおいて様々な生育段階や

樹種から構成される森林が相互に関係しつつ発揮される機能であり、原生的な森林生態系や希少な生物が生育・生息する森林など属地的に発揮されるものを除き、区域設定の対象とはしないものとします。

なお、「保健・レクリエーション機能維持増進森林」と「文化機能維持増進森林」、「生物多様性保全機能維持増進森林」に関しては、自然景観の保全など類似する部分があるため、「保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「保健・文化機能維持増進森林」とする。）」として区域設定を行うものとします。

- ・保健保安林
- ・風致保安林
- ・自然公園、登山道周辺
- ・森林公園、史跡等の周辺
- ・希少動植物の生育・生息地
- ・保健文化機能が高い森林 など

### ＜三重県型森林ゾーニングと公益的機能＞

森林は様々な公益的機能を有していますが、その公益的機能の発揮を促すため、三重県型森林ゾーニングを活用し、効果的に森林整備を進めることとしています。

三重県型森林ゾーニングでは、生産林は「公益的機能の発揮に配慮しつつ、木材の持続的な生産を行う森林」として、木材生産を主体とし、持続的な林業経営を通じて森林を適正管理することで公益的機能の維持向上を図ります。

環境林は「原則として生産を目的とせず、森林の有する公益的機能の高度発揮を目指す森林」として、森林を公共財と捉え、公的管理も視野に入れて針広混交林化を進めるなど、多様で力強い森林づくりを行います。

このことから、森林の木材生産機能に注視し、木材の持続的な生産が期待できる木材生産機能の高い森林（木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）を生産林として位置付け、それ以外の森林については環境林として森林施策を進めていきます。

なお、森林は様々な公益的機能を持つため、その機能は重複することがあります。

表 19 ゾーニングと対応する取り組み

ゾーニング		目指す方向	将来の森林の姿	該当する公益的機能維持増進森林
生産林	持続的利用型森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境に配慮し、資源を持続的に利用することが可能な森林</li> <li>●幼齢から高齢まで多様な用材林が成立する森林</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●林内路網の高密化による多管理施業</li> <li>●林齢の多様な森林</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</li> <li>○水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</li> <li>○快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</li> <li>○保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 等</li> </ul>
		環境林	保存型森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>●原生的な遺伝子</li> <li>●生物、遺伝子の保全</li> </ul>
保全型森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公益的機能を発揮させる森林</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●下層天然複層林化による混交林化</li> <li>●天然下種更新による天然林化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</li> <li>●水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</li> </ul>
人との共生型森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>●教育の場、触れ合いの場</li> <li>●地元住民と都市住民との交流の場</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●混交林化や四季を感じる森林</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</li> <li>●快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</li> </ul>

補足) 森林は様々な公益的機能を持つため、重複した機能を○で表現

## イ 施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林において推進されるべき森林施業は、公益的機能発揮に向けた育成単層林・育成複層林・天然生林ごとの誘導の考え方を踏まえつつ、市町村森林整備計画において、公益的機能別施業森林ごとに定めることとします。

なお、公益的機能別施業森林の設定に当たっては、自然条件、社会的経済的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受認し得る範囲内で定めることとします。

### 【水源涵養機能維持増進森林】

水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することと

します。

具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、表土の保全に留意するとともに下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本としつつ、適切な保育・間伐を実施します。

また、伐採にあたっては、裸地面積の縮小及び裸地となる期間の短縮に配慮し、伐期の延長を図りながら、一箇所あたりの伐採面積の縮小及び分散を図るとともに、可能な場所については択伐により林内の照度を多様にし、下層植生の育成を促すよう配慮します。

伐採・集材を行う際には下層植生や表土の保全に配慮し、適切な伐採・集材の方法をとります。

なお、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進します。

#### ①生産林

持続的利用型森林として、人工林による木材生産を継続しつつ、水源涵養機能を高度に発揮できる下層植生の豊かな成熟段階の人工林を目標とします。

#### ②環境林

天然林、特に老齢段階の天然林に導くことを目標とし、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、水源涵養機能を高度に発揮できる森林を目標とします。

### 【山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林】

山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、表土の保全に留意しつつ林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとします。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進します。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とします

#### ①生産林

皆伐などの木材生産活動による表土の流出や災害を防止するため、原則的には生産林としての位置づけは避けることとします。

なお、生産林として整備を進める場合に際しては、長伐期施業や複層林施



業により、表土の保全に留意しつつ林床の裸地化の縮小及び回避を図るとともに、広葉樹の植栽、天然更新などにより、広葉樹林もしくは針広混交林などに誘導することとします。

## ②環境林

天然林、特に老齢段階の天然林に導くことを目標とし、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、土砂の流出防備等の機能を高度に発揮できる森林を目標とします。

また、人工林については広葉樹等への転換を推進し、長伐期施業や複層林施業により、表土の保全に留意しつつ林床の裸地化の縮小及び回避を図るとともに、広葉樹の植栽、天然更新などにより、広葉樹林もしくは針広混交林などに誘導することとします。

なお、特に機能の発揮が求められるものについては、択伐による複層林施業を行うこととします。

## 【快適環境形成機能維持増進森林】

騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。

具体的には、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進します。

また、風害、霧害から住宅及び道路を防備する必要がある場所については、主風の方向などを勘案し、適切な範囲で帯状に残存すべき森林を指定することとし、景観の連続性の確保や風致向上の観点から必要がある場所についても、帯状に残存すべき森林として指定します。

## ①生産林

持続的利用型森林として、人工林による木材生産を継続しつつ、長伐期施業や複層林施業により下層植生の豊かな成熟段階の人工林を目標とします。

## ②環境林

天然林、特に老齢段階の天然林に導くことを最終的な目標とし、快適環境形成機能を高度に発揮できる森林を目標とします。

また、人工林については広葉樹等への転換を検討し、長伐期施業や複層林施業を行うこととし、更新にあたっては、広葉樹の植栽や天然更新などを図り、広葉樹林もしくは針広混交林などに誘導することとします。

なお、特に機能の発揮が求められるものについては、択伐による複層林施業を行うこととします。

## 【保健・文化機能維持増進森林】

県民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として、史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。

具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進するとともに、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進します。

生物の多様性、保健休養機能などを維持、増進させるため、人工林、天然林のバランスを取りながら多様な林相を確保するとともに、下層植生の発達を促し、必要な場所においては風致を向上させるために適切な間伐、保育を実施することとします。

伐採にあたっては、一箇所あたりの伐採面積を縮小し、裸地面積の縮小及び裸地となる期間の短縮に配慮するとともに、可能な場所については択伐により林内の照度を多様にし、下層植生の育成を促すよう配慮します。また、伐採・集材を行う際には下層植生や表土の保全に配慮し、適切な伐採・集材の方法をとることとします。

特に生態系の保全、風致上の観点から裸地化が好ましくないと判断される森林においては、画伐<sup>注</sup>方式により施業を実施することとします。また、森林公園内の人工林など、風致を維持する必要がある森林については、複層林施業または長伐期施業を実施するとともに、風致効果の高い樹種の導入を図ることとします。なお、地域独自の景観等が求められ、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を推進すべき森林については、特定広葉樹育成施業を推進することとします。

注：「画伐」とは、単層林において、成熟木を数回または十数回に分けて伐採する漸伐の一種で、一定の区画を定め、その区画内の樹木を伐採すること。

### ①生産林

持続的利用型森林として、人工林による木材生産を継続しつつ、長伐期施業や複層林施業により下層植生の豊かな成熟段階の人工林を目標とします。

### ②環境林

天然林、特に老齢段階の天然林に導くことを最終的な目標とし、文化機能を高度に発揮できる森林を目標とします。

また、人工林については広葉樹等への転換を検討し、長伐期施業や複層林施業を行うこととし、更新にあたっては、広葉樹の植栽や天然更新などを図り、広葉樹林もしくは針広混交林などに誘導することとします。

なお、特に機能の発揮が求められるものについては、択伐による複層林施業を行うこととします。

公益的機能別施業森林の区域における施業の方法を定めるに際し、イメージ図を以下に記します。

ただし、施業種については諸条件を勘案して市町村森林整備計画において定めることとします。

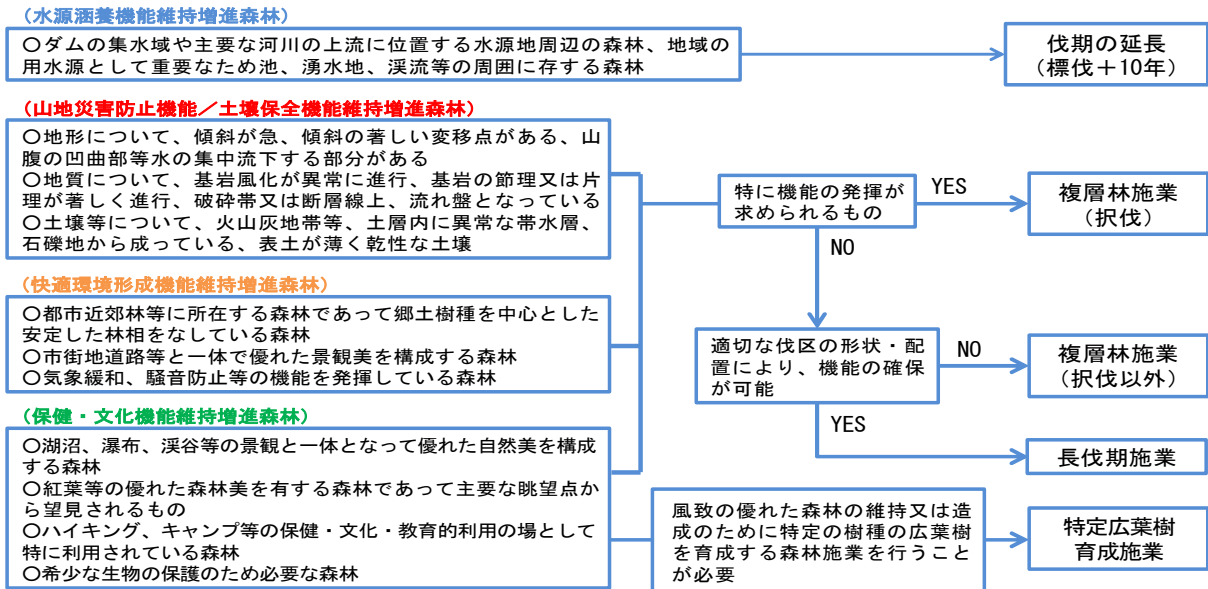


図 21 公益的機能別施業森林の区域における施業方法の選定

## (2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

### ア 区域の設定の基準

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定することとします。

#### 【木材等生産機能維持増進森林】

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林を、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとします。

- ・ 林木の生育が良好な森林
- ・ 路網の整備や地形等から効率的な木材生産が期待できる森林
- ・ 木材生産機能が高い森林 など

### イ 施業の方法に関する指針

木材等生産機能の維持増進を図る森林については、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が

可能な資源構成となるよう努めることとし、計画的な主伐と植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施、施業の集約化や路網整備等を通じた効率的な森林整備を推進することとします。

#### 【木材等生産機能維持増進森林】

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとします。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生産するための適切な造林、保育及び間伐等を推進することとします。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な森林整備を推進することを基本とします。

##### ①生産林

心持ち柱材を主伐生産する場合は、標準伐期齢での伐採による育成単層林施業を行うとともに、豊かな森林生産力が期待され、収益性が確保される森林については、持続可能な単層状態の森林とします。

そのほか、大径材生産を目指す森林においては、長伐期施業を行うとともに、複層林施業へと誘導します。

### (3) その他必要な事項

#### ア 複層林施業の方法に関する指針

複層林の造成後は、上層木の成長に伴って、林内相対照度が低下し下層木の成長が抑制されることから、下層木の生育を確保するため適時に間伐を実施することが必要となります。この場合、上層木の切り過ぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の立木密度を常に維持します。

なお、複層林については一般的には風害に弱いため、風衝地等には造成しないこととします。

複層林施業を推進すべき森林における施業の実施基準に関しては以下を参考にすること。

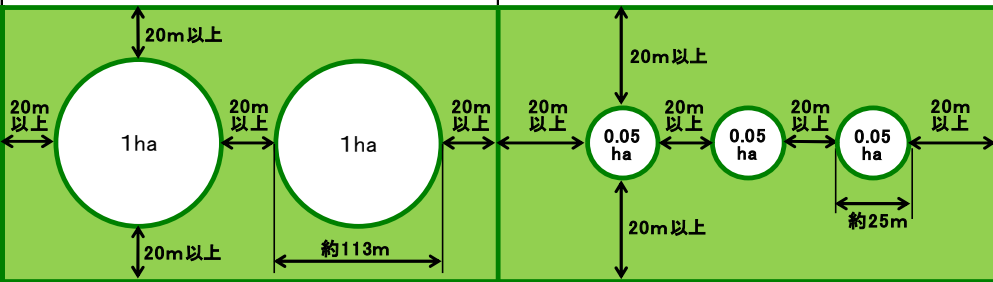
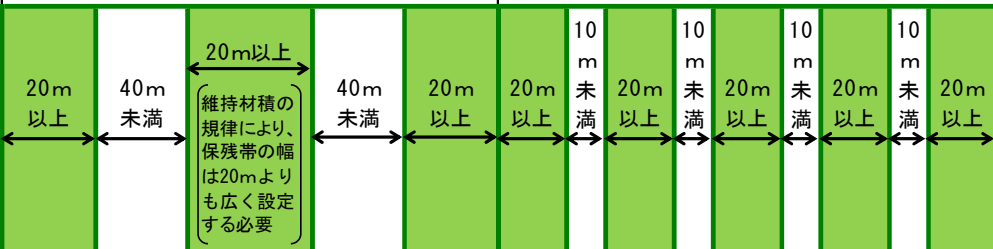
		複層林施業を推進すべき森林	
		択伐以外の施業	択伐による施業
伐採率(材積率)		70%以下	30%以下 (伐採後の造林を人工植栽による場合40%)
維持材積		標準伐期齢における立木材積の50%以上	標準伐期齢における立木材積の70%以上
伐区 の 形状	保残帯の幅	20m以上(ただし、伐採率・維持材積に応じて適切に設定)	
	群状伐採	伐区面積：1ha未満	伐区面積：0.05ha未満
			
	带状伐採	伐採する帯の幅：40m未満	伐採する帯の幅：10m未満
			
間伐の方法	【単層林である場合】Ryが0.85以上の森林について、Ryが0.75以下となるよう伐採		
植栽の方法	主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、一部又は全部を植栽 【植栽によらなければ適確な更新が困難な森林】標準的な植栽本数を2年以内に植栽		

図 22 複層林施業を推進すべき森林における施業の実施基準

※ここでいう「択伐」とは、森林の構成を著しく変化させることなく、逐次更新を確保することを旨として行う主伐であって、次に掲げるものをいう。

- ①樹群を単位とする伐採で、その伐採によって生ずる無立木地の面積が0.05ha未満であるもの
- ②伐採区域の立木を概ね均等な割合で単木的に又は10m未満の幅の带状に選定する伐採

イ 長伐期施業の方法に関する指針

長伐期施業は、公益的機能をより高度に発揮させるため、原則として主伐の時期は市町村森林整備計画で定めた標準伐期齢のおおむね2倍の林齢以上とします。

林木の成長による過密化に伴う林内相対照度の低下を防止して下層植生を適正に維持するため、適切に間伐を実施します。なお、立木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積を維持できるよう成長量相当分を間伐として伐採するようにします。

## ウ 特定広葉樹育成施業の方法に関する指針

特定広葉樹は、郷土樹種を主体として、地域独自の景観、多様な生物の生息・生育環境を形成する森林を構成する樹種を指定します。

特定広葉樹の立木の伐採については、常に特定広葉樹の立木の蓄積が維持される範囲において行います。

特定広葉樹以外の立木については、特定広葉樹が優勢となる森林を造成し、又はその状態を維持するため、伐採を促進します。

天然更新に必要な母樹のない森林など植栽によらなければ特定広葉樹の適確な生育を確保することが困難な森林の主伐跡地には、当該樹種を植栽するほか、天然更新が見込まれる場合においても、必要に応じ、萌芽・植栽等の更新補助作業を行います。

特定広葉樹の適確な生育に必要な芽かき、下刈、除伐等の保育を実施し、特に竹の侵入により特定広葉樹の生育が妨げられている森林については、継続的な竹の除去を行います。

## 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

森林の整備及び保全には路網の整備が不可欠であり、生産林においては施業等の効率化に必要な路網を整備する一方、環境林においては管理に必要となる最小限の路網を整備又は既存の路網を維持するなど、目標とする森林の状態に応じた路網整備を進めることとします。

### (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等、地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施し、森林整備や木材生産を進める上での幹線となる「林道」、林道を補完し、森林作業道と組み合わせて森林施業の用に供する「林業専用道」、主として林業機械が走行し集材や造材等の作業を行う「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとします。

また、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとします。

#### ①生産林

生産林に区分された森林については、高密度路網の開設を積極的に進め、低コスト作業システムの導入を図ることとします。開設にあたっては、伐開幅の縮小、排水勾配の工夫など、開設費用の縮減及び土壌流出の防止などに配慮して実施することとします。

#### ②環境林

環境林に区分された森林については、森林の公益的機能を維持する施業を行うために、必要な範囲で路網の開設を実施することとします。開設にあたっては簡易な作業道などを主体とし、低コストでの開設を図るとともに、施業の必要がなくなった場合には速やかに自然状態に回復するよう配慮することとします。

ただし、森林公園のようにレクリエーションに供される森林などで、来訪者のアクセスの利便性を確保する必要がある場合には、伐開幅、切土量などを縮減し、環境への影響を最小限にするよう配慮して開設を行うこととします。

表 20 基幹路網の現状

単位 延長：km

区 分	路線数	延長
基幹路網	433	680
うち林業専用道	0	0

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

路網整備にあたっては、林業生産性の向上を図るため、路網と高性能林業機械の適切な組み合わせによる生産性の高い作業システムを構築することが重要です。その際には、導入する高性能林業機械の性能を最大限に発揮させるため、合理的に路網を配置する必要があります。

具体的な施業を想定し、緩傾斜・中傾斜地においては車両系を主体とする作業システムの導入を、また、急傾斜地・急峻地においては架線系を主体とする作業システムの導入を図ることとし、耐久性と経済性の両立を追求しつつ、木材の輸送コスト縮減のためのトラック等が走行する林道（丈夫で簡易な構造の林業専用道を含む。）、集運材や造材等を行う林業機械が主として走行する森林作業道を適切に組み合わせて整備（既設路網の改良を含む。）していくこととします。

なお、最適な作業システムは、地形・地質、土質等の自然条件等に応じて多様なものが想定されます。

表 21 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区分	作業システム	路網密度	
		基幹路網	
緩傾斜地（0° ～ 15°）	車両系作業システム	100m/ha以上	35m/ha以上
中傾斜地（15° ～ 30°）	車両系作業システム	75m/ha 以上	25m/ha 以上
	架線系作業システム	25m/ha 以上	25m/ha 以上
急傾斜地（30° ～ 35°）	車両系作業システム	60m/ha 以上	15m/ha 以上
	架線系作業システム	15m/ha 以上	15m/ha 以上
急峻地（35° ～ ）	架線系作業システム	5 m/ha 以上	5 m/ha 以上

注 1：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

2：「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。



### (3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方

森林経営計画などで集約化施業を予定している森林や木材搬出を予定している森林などにおいて、緊急且つ重点的に路網整備を実施する必要のある区域を路網整備等推進区域として設定し、林道・林業専用道・森林作業道などを効果的に開設又は改良することにより、集約化施業や木材搬出を推進することとします。

### (4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

路網整備にあたっては、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程(昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知)、林業専用道作設指針(平成22年9月4日22林整整第602号林野庁長官通知)及び森林作業道作設指針(平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知)のほか、三重県林業専用道作設指針(平成23年3月24日環森第06-590号)及び三重県森林作業道作設指針(平成23年3月24日環森第06-591号)により開設することとします。

また、林道の開設にあたっては、森林の利用形態や地形・地質等を勘案し、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択しつつ、伐開幅や切土量などの縮減、排水勾配の工夫など、開設費用の縮減および土壌流出の防止などに配慮して環境への影響を最小限にするよう配慮して開設を行うこととします。

### (5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当なし

### (6) その他必要な事項

#### 【作業路等の整備】

生産林に区分された森林については、林道や作業道等を適切に組み合わせた高密度路網の開設を積極的に進め、低コスト作業システムの導入を図ります。開設にあたっては、伐開幅の縮小、排水勾配の工夫など、開設費用の縮減および土壌流出の防止などに配慮して実施することとします。

環境林に区分された森林については、森林の多面的機能を維持する施業を行うために、必要な範囲で路網の開設を実施することとします。開設にあたっては、簡易作業路などを主体とし、低コストでの開設を図るとともに、施業の必要がなくなった場合には速やかに自然状態に回復するなど、環境への影響を最小限にするよう配慮します。

## 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

計画区内の森林所有者、森林組合等の林業事業体、市町等の関係者の合意形成を図りつつ、森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、総合的な森林・林業諸施策の計画的な実施を図ることとします。

### (1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

林業の収益性が低迷する中、森林資源は利用期を迎えており搬出間伐の促進が求められています。

これを円滑に実施するには施業地の集約化や施業の効率化等が必要となることから、森林施業の共同実施、路網の整備・維持運営等を内容とする施業実施協定の締結や、森林経営の長期受委託による森林経営規模の拡大等を推進することとします。

具体的には、県、市町、森林組合等による地域協議会の開催や森林所有者等への普及啓発活動を積極的に行うほか、意欲ある森林所有者、森林組合、民間事業体に対し、長期の受委託に必要な情報の提供や助言、あっせんなどを推進します。

市町は、森林施業の指導・監督の主導的役割を果たすほか、森林組合又は事業体等と連携して森林整備、森林施業の共同化の推進を図るものとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者等の情報を整備・提供するほか、森林組合等による施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進するものとします。また、面的にまとまった共有林での施業の促進や経営意欲の低下した森林所有者等の森林について森林組合等による森林の保有・経営の円滑化を図るものとします。

さらに、これらの取組に加え、森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営または管理を持続的に行うことをいう。）を森林所有者自ら実行できない場合には、市町が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとします。

### (2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

三重県の林業従事者は年々減少を続けており、現在従事している作業者も

若返りの傾向がみられるものの、依然として高齢者が高い割合を占めています。

健全な森林を維持するとともに、主伐を促進し木材生産量を増大させていくためには、架線集材などの高度な技術の伝承と新たな林業従事者の確保及び養成が必要不可欠です。

新たに林業に従事する者の確保及び養成については、就業相談会の開催や就業体験等を実施するほか、平成 31 年度に開校する「みえ森林・林業アカデミー」において、技能・技術の習得のための計画的な研修を行うこととしています。

また、新規雇用の促進と就業者の定着を図るために、森林組合等の林業事業体における雇用関係の明確化、雇用の安定化、他産業並みの労働条件の確保等、雇用管理の改善を図るとともに、就業希望者への情報の提供や定住化のための住宅の提供など、就業環境の整備、各種社会保障制度の充実、技術向上のための研修などの条件整備を推進することとします。

さらに、関係者が一体となって年間を通じて安定的な事業量を確保できるよう努めるほか、経営の多角化や合併・協業化、生産性の向上等による事業の合理化を促進するとともに、経営方針の明確化や生産管理手法の導入などを通じた林業経営基盤の強化により、地域の林業の担い手となり得る経営感覚に優れた林業経営体及び林業事業体を育成することとします。さらに、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組みます。

### (3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

作業システムの高度化については、地形などの条件に適合し、森林施業の効率化や労働災害の減少等に資する高性能、小型及び軽量の林業機械等の積極的な導入や稼働率の向上を促進します。

また、傾斜等自然条件、路網の整備状況、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、搬出間伐の実施や複層林への誘導に必要な非皆伐施業にも対応した作業システムの導入とその普及及び定着を推進するとともに、伐採若しくは搬出用の高性能林業機械を活用し、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者の養成を計画的に推進することとします。

更に、これと併せて、高性能林業機械の導入及び効率的な利用を確保するため、地域の状況を踏まえ、リースやレンタルの活用、機械の共同利用等、林業機械の利用体制の整備を促進します。

### (4) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

木材加工・流通体制の整備については、地域の状況を踏まえ、森林所有者等

から木材加工業者等に至る需要に応じた効率的で安定した取引関係の確立を促進します。

また、施設・設備の大型化・高性能化、複数の中小工場の連携による生産の効率化や、木材生産者や木材加工業者、工務店等が連携した取組等による加工・流通コストの低減や供給ロットの拡大など、需要者のニーズに即して木材製品を安定的に供給し得る体制を整備するとともに、地域における熱利用及び熱電併給等に向けた関係者の連携等を促進します。

#### (5) その他必要な事項

森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている山村地域の振興の観点から、林業及び木材産業の成長産業化による就業機会の創出や生活環境の整備により、山村における定住を促進するとともに、レクリエーションや森林環境教育等の場としての森林空間の総合的な利用の推進により、都市と山村の交流を促進するものとします。

また、自伐型林業の推進や、地域住民やNPO等の多様な主体による森林資源の利活用等を進めるものとします。

## 第4 森林の保全に関する事項

### 1 森林の土地の保全に関する事項

#### (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

表 22 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積：ha

所在		面積	留意すべき事項	備考
市町	地区			
松阪市	—	15,109	左記森林は、国土の保全、水源涵養等林地の有する公益的機能の維持向上を図るため、適正な管理並びに適切な施業の実施による林地の保全を図るほか、土地の形質の変更に当たって、林地の保全に支障を及ぼすことのないよう十分留意するものとする。	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林
多気町	—	493		
明和町	—	15		
大台町	—	13,755		
伊勢市	—	198		
鳥羽市		982		
志摩市		1,150		
玉城町		1		
南伊勢町		3,834		
度会町		3,315		
大紀町		7,423		

#### (2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法

該当なし

#### (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土石の切取、盛土等土地の形質の変更に当たっては、林地の保全に支障を及ぼすことのないよう十分留意し、土地の形質の様態、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意してその実施区域の選定を行うとともに、土石の切取、盛土を行う場合には法面の安定を図り、必要に応じ法面保護のため、法面緑化工、土留工等の施設を設け、その他の土地の形質の変更の場合には、その様態に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等保全措置を講じます。

#### (4) その他必要な事項

森林の土地の保全に当たっては、(1) から (3) のほか、次のことに留意するものとします。

- ・ 1 回の伐採面積の縮小
- ・ 人工林周囲及び集落周辺の天然林の保存
- ・ 択伐作業の導入
- ・ 伐採後の早期更新と適切な管理育成

## 2 保安施設に関する事項

### (1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、流域における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとします。

### (2) 保安施設地区の指定に関する方針

該当なし

### (3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、県民の安全・安心の確保を図る観点から、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、事前防災・減災の考え方に立ち緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽及び本数調整伐等の保安林の整備並びに溪間工、山腹工及び地下水排除工等の治山施設の整備を、流域特性等に応じた形で計画的に推進することとします。

また、流木対策としては、流木捕捉式治山ダムの設置や根系等の発達を促す間伐等の森林整備、流木化して下流域へ被害を及ぼす可能性の高い流路部の立木の伐採等に取り組むこととする。

その中で流域保全の観点からの関係機関が連携した取組や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じ、山地災害の減災に向け、事業実施等の効果的な対策を講じます。その際、土砂流出防備等の機能の十分な発揮を図る観点から、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、必要に応じて、在来種による緑化や治山施設への魚道の設置など生物多様性の保全に努めることとします。

### (4) 特定保安林の整備に関する事項

指定の目的に即して機能していないと認められる保安林であって、その区域内に次のア～ウに掲げる要件の全てを満たす森林が存するものについては、当該保安林を特定保安林として指定するとともに、その整備に当たっては、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進して、当該目的に即した機能の確

保を図るものとする。

特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、要整備森林とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図ることとする。

ア 下層植生が消失しており、森林土壌が流出し、又はそのおそれがあると認められる森林、林冠が疎開しており、林木の生育状況等からみてうっ閉せず、又はうっ閉するまで長期を要すると認められる森林、つる類が繁茂している等林相が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる森林等、下層植生や土壌の状況、樹冠疎密度、林木の生育状況等からみて、指定の目的に即して機能することを確保するため早急に施業を実施する必要があると認められること。

イ 気候、地形、土壌等の自然条件からみて、施業を行うことにより、健全な林木の生育が見込まれ、指定の目的に即して機能することを確保し得ると認められること。

ウ 法令上の制限、林道の整備状況等からみて、森林所有者等に施業を実施させることが相当であると認められること。

#### (5) その他必要な事項

該当なし



### 3 鳥獣害の防止に関する事項

#### (1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

伐採後の適確な更新の確保及び造林木の着実な育成を確保し、森林の有する公益的機能の維持を図るため、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林を「鳥獣害防止森林区域」として定め、防止対策を講じることとします。なお、「鳥獣害防止森林区域」及び「当該区域内における鳥獣害の防止の方法」は、鳥獣による被害状況及び鳥獣の生息状況に鑑みた被害発生のおそれの程度等を勘案して市町村森林整備計画で定めることとします。

##### ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ、その他の対象鳥獣による森林被害情報又は対象鳥獣の生息に関する情報等に基づき、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定することとします。

##### イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、被害の防止に効果を有すると考えられる方法により植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進することとします。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めることとします。

#### (2) その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法については、必要に応じて森林所有者や区域内で森林施業を行う林業事業者等からの情報収集、各種会議での情報交換、植栽木の保護措置の実施箇所への調査・巡回等に努めることとします。

#### 4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

健全な森林の育成により病虫害、寒風害などに対する耐性の高い人工林、天然林を育成するとともに、野生鳥獣の餌場となる広葉樹林の育成により獣害の抑制に貢献することを目指します。また、病虫害や獣害を早期に発見し、迅速な対応を行うため、日常の森林巡視により森林の状態を監視します。

##### (1) 森林病虫害等の被害対策の方針

病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとします。特に、松くい虫による被害については、被害抑制のための健全な松林の整備と防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の一層の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとします。なお、抵抗性を有するマツの転換に当たっては、気候、土壌等の自然条件に適合したものを導入することとします。

また、ナラ枯れ被害についても、被害監視から防除実行までの地域の体制づくり、新たな技術の導入も含めた適切な防除を推進するとともに、里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の未然防止を図ることとします。

##### ○松くい虫被害対策

森林病虫害防除法に基づき、保安林等高度な公益的機能を有する松林を「高度公益機能森林」に指定、また松くい虫被害が高度公益機能森林へ拡大することを防止するために防除が必要な松林を「被害拡大防止森林」に指定し、保全すべき松林をさらに特定して拠点的な防除対策を実施することとします。

また、市町における保全すべき松林を「地区保全森林」及び「地区被害拡大防止森林」に指定して、市町における保全すべき森林を特定して、防除対策を実施することとします。

##### 【高度公益機能森林】

土砂流出の防備、保健休養、景勝地・観光地としての風致機能、海岸部の飛砂・防風機能が高く、樹種として松が主にその機能を果たしていると認められる森林を高度公益機能森林として指定。

高度公益機能森林では、薬剤の地上散布、樹幹注入による予防措置の実施に重点をおき、また被害木が発生した場合にはまん延を徹底的に防止するため、被害木を伐採して、破碎または焼却する特別伐倒駆除、または薬剤散布または薬剤くん蒸処理する伐倒駆除を実施することとします。

### 【被害拡大防止森林】

高度公益機能森林に近接し、松の混合割合が高く、高度公益機能森林を保全するため一体的に松くい虫防除を行う必要があると認められる森林を被害拡大防止森林として指定。

被害拡大防止森林では、高度公益機能森林への被害の発生源にならないように、伐倒駆除等の発生源除去を目的とした駆除措置の実施を重点におき、発生源駆除の視点から有効な場合には地上散布等予防措置を実施することとします。

また、被害の状況から薬剤防除の限界を考慮し、その森林に適合する林相、樹種等を見極めて、樹種転換を図ることにも努めます。

### 【地区保全森林】

高度公益機能森林の保全を図り、あるいは地域における防風、保健休養等の高度な機能があり、自主的に防除を推進する必要があると認められる松林を地区保全森林として指定。

地区保全森林では、市町により保全すべき松林として、地域の生活環境等実情に応じ、被害のまん延を防止するため伐倒駆除等駆除措置を重点に、地上散布、樹幹注入の予防措置を効果的に組み合わせ実施することとします。

### 【地区被害拡大防止森林】

高度公益機能森林や地区保全森林を保全するため、一体的に松くい虫防除を行う必要があると認められる森林を地区被害拡大防止森林として指定。

地区被害拡大防止森林では、高度公益機能森林及び地区保全森林に被害を及ぼす松くい虫の発生源にならないよう防除を行う森林として、被害拡大防止森林に準じて防除、樹種転換を実施することとします。

## (2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害や鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、モニタリングに基づく個体数調整や市町、森林組合等の林業事業者及び森林所有者等が協力して計画的に行う防護柵の設置等広域的な防除活動等を総合的かつ効果的に推進することとします。

また、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交の育成複層林の整備、野生鳥獣と地域住民の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進します。

## (3) 林野火災の予防の方針

被害拡大が速く早急な対応が要求される林野火災に対しては、被害を未然に

防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備、初期消火資材の配備などを行うこととします。

また、保護標識などの設置により入山者へ注意喚起を図ります。

森林病虫害の駆除や造林の地ごしらえ等を目的に火入れを実施する場合には、森林法に基づき適正な手続きを行うとともに、市町村森林整備計画に定める事項に従うこととします。

#### (4) その他必要な事項

##### 【森林の巡視に関する事項】

タバコのポイ捨てなどによる森林火災、不法投棄などの防止、病虫害、獣害の早期発見のため、県職員、三重県自然環境保全指導員により入山者に対する指導及び森林巡視を行います。また、巡視情報を地域の森林組合や民間事業者、森林所有者などと共有し、よりきめ細かい監視を実施することとします。

## 第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

### (1) 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の存する地域の実情、森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、その森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設（以下「施設」という。）の整備が行われる見込みのある森林について設定することとします。ただし地域の実状などに鑑みた場合に生産林を区域に含めることを妨げるものではありません。

なお、ここでいう森林保健施設とは下表のとおりです。

表 23 森林保健施設の種類

施設区分	内容
①休養施設	森林を利活用した快適性の増進のための施設 休憩施設、森林浴施設、展望施設及びこれらに類する施設
②教養文化施設	森林を利活用した学習活動、美術、工芸等の活動のための施設 森林博物館、樹木園、林業体験学習施設、野外劇場及びこれらに類する施設
③スポーツ又はレクリエーション施設	森林を利活用したスポーツ又はレクリエーションに資するための施設 野営場、遊歩道、広場、フィールド・アスレチック、サイクリングロード、クロスカントリースキー場、バードウォッチング施設、ロッジ、キャビン、バンガロー及びこれらに類する施設
④宿泊施設	森林に滞在し森林内の活動の利便性の増進のための施設 貸し別荘、ペンション及びこれらに類する施設
⑤これらの施設の利用上必要な施設	①から④までに掲げる施設の利用上必要な施設 販売施設、飲食施設、駐車場、案内施設、管理施設及びこれらに類する施設

### (2) その他保健機能森林の整備に関する事項

#### ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の一層の増進を図るとともに、森林保健施設の設置に伴う森林の有する水源の涵養及び国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、森林の特色を踏まえて、多様な施業を積極的に実施することとします。

また、快適な森林環境の維持及び利用の利便性にも配慮し、間伐、除伐等の保育を積極的に行うこととします。

生産林については複層林施業または長伐期施業を行うとともに、下層植生の育成及び風致効果の高い樹種の導入を図ることとします。また、皆伐はできるだけ行わず、択伐、画伐などにより伐採することとします。

環境林については針広混交林または広葉樹林へ誘導するとともに、風致の維持のため適切な保育、間伐などを実施することとします。

## イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

森林保健施設の整備に当たっては、自然環境の保全、県土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、当該森林の自然条件、地域の実情、森林レクリエーションの動向、利用者の意向等を踏まえて、多様な森林保健施設の整備を行うこととします。

また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高（既に標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高））を定めることとします。

なお施設は周囲の景観との調和を図るため、木材、ウッドチップなどの自然素材を使用することを基本とし、現地発生材や県産材を積極的に使用するものとします。また、施設においては森林に関する展示などを行い、来訪者が森林文化を学べるよう配慮することとします。

## ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理及び運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び森林保健施設の適切な管理、防火体制及び防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全の確保に留意することとします。

なお、保健機能森林の設定、保健機能森林の整備等に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全及び県土の保全に適切な配慮を行うこととします。

## 第6 計画量等

### 1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千 $m^3$

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	2,281	2,249	32	650	633	17	1,631	1,616	15
前半5カ年の計画量	1,037	1,022	15	296	288	8	741	734	7

### 2 間伐面積

単位 面積：ha

区分	間伐面積
総数	32,420
前半5カ年の計画量	16,210

### 3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区分	人工造林	天然更新
総数	2,826	888
前半5カ年の計画量	1,284	403

#### 4 林道の開設及び拡張に関する計画

単位 延長 : km 面積 : ha

開設／ 拡張	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	(延長 及び箇所数)	(利用 区域 面積)	前半5カ 年の計画 箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道	林道	松阪市	波留相津	0.5	204	○	①	
〃	〃	〃	〃	西又	1.0	40		②	
〃	〃	〃	〃	狼榎木沢	0.4	31		③	
〃	〃	〃	〃	長谷	0.9	34		④	
〃	〃	〃	〃	中谷	0.9	95	○	⑤	
〃	〃	〃	〃	三峰局ヶ岳	0.8	2,464	○	⑥	
〃	〃	〃	〃	西俣	0.6	31		⑦	
〃	〃	〃	〃	高須越	3.2	121		⑧	
〃	〃	〃	〃	下の谷	0.8	98	○	⑨	
〃	〃	〃	〃	櫛田川右岸流域縦貫道	20.0	1,545		⑩	
〃	〃	〃	〃	トロセ	1.2	54	○	⑪	
〃	〃	〃	〃	福本地の添	1.0	100		⑫	
〃	〃	〃	〃	ヒジアナ	0.1	43		⑬	
〃	〃	〃	〃	東谷	0.1	92		⑭	
〃	〃	〃	〃	秋葉谷	0.6	45		⑮	
〃	〃	〃	〃	佐田	0.1	35		⑯	
			小計	16 路線	32.2				
開設	自動車道	林道	多気町	成川相鹿瀬	0.4	85		①	
〃	〃	〃	〃	立石谷	0.4	30		②	
〃	〃	〃	〃	高嶺	1.3	30		③	
〃	〃	〃	〃	上出東大谷	0.8	30		④	
〃	〃	〃	〃	鳥岳	0.5	33		⑤	
〃	〃	〃	〃	大多古	0.4	32		⑥	
〃	〃	〃	〃	上出西大谷	0.3	30		⑦	
〃	〃	〃	〃	中出西大谷	0.3	48		⑧	
〃	〃	〃	〃	杉谷	0.5	31		⑨	
〃	〃	〃	〃	栃木広	0.5	30		⑩	
			小計	10 路線	5.4				



開設／ 拡張	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	(延長 及び箇所数)	(利用 区域 面積)	前半5カ 年の計画 箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道	林道	大台町	西出菅合	6.4	639	○	①	
〃	〃	〃	〃	カジヤ谷	1.2	180		②	
〃	〃	〃	〃	野又越	3.4	897	○	③	
〃	〃	〃	〃	総門	2.0	181		④	
〃	〃	〃	〃	持越	0.3	70		⑤	
〃	〃	〃	〃	地藏谷	0.8	66		⑥	
〃	〃	〃	〃	芦谷	0.8	387		⑦	
〃	〃	〃	〃	宮の谷	0.8	76		⑧	
〃	〃	〃	〃	西彦谷	0.8	198		⑨	
〃	〃	〃	〃	西谷	0.6	55		⑩	
〃	〃	〃	〃	始神支	2.5	112		⑪	
〃	〃	〃	〃	垣外俣	0.5	148		⑫	
〃	〃	〃	〃	明豆	1.3	46		⑬	
			小計	13 路線	21.4				
開設	自動車道	林道	度会町	鶴ガ坂	3.8	389	○	①	
			小計	1 路線	3.8				
開設	自動車道	林道	大紀町	木屋村山	2.6	166	○	①	
〃	〃	〃	〃	北の向い伊良野	2.0	66		②	
			小計	2 路線	4.6				
		計		42 路線	67.4				
			前半5年	9 路線	20.4				

単位 延長：km 面積：ha

開設／ 拡張	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	(延長及び 箇所数)		(利用 区域 面積)	前半5カ 年の計画 箇所	対図 番号	備考
拡張 (改良)	自動車道	林道	松阪市	古茂喜谷	2箇所	1.0	164			
"	"	"	"	魚の谷	2箇所	1.0	72			
"	"	"	"	柳瀬樋山	5箇所	2.0	454			
"	"	"	"	飯高北奥	1箇所	5.0	1,212			
"	"	"	"	上田	1箇所	0.8	59			
"	"	"	"	上前不殿	1箇所	2.0	377			
"	"	"	"	宮の谷	1箇所	1.3	834			
"	"	"	"	江馬小屋	1箇所	1.2	753			
"	"	"	"	月出赤岩	1箇所	5.0	924			
"	"	"	"	細野山	1箇所	2.0	134			
"	"	"	"	高鉢	1箇所	2.0	96			
"	"	"	"	青田	1箇所	2.0	91			
"	"	"	"	唐谷	1箇所	2.0	366			
"	"	"	"	草鹿野太良木	1箇所	0.1	82	○		
			小計	14路線	20箇所	27.4				
拡張 (改良)	自動車道	林道	大台町	千石越	8箇所	2.1	705			
"	"	"	"	菌新	3箇所	1.0	170			
"	"	"	"	菌	2箇所	1.0	696			
"	"	"	"	春日谷	5箇所	1.0	1,059			
"	"	"	"	有馬野浦谷	7箇所	0.8	151			
"	"	"	"	五十田浦谷	10箇所	1.5	471			
"	"	"	"	大杉西	2箇所	0.5	818			
"	"	"	"	八知山	1箇所	0.5	383			
"	"	"	"	総門	20箇所	7.5	240			
"	"	"	"	滝頭	1箇所	0.8	190			
"	"	"	"	真谷	2箇所	0.5	144			
"	"	"	"	後谷	1箇所	0.4	192			
"	"	"	"	野又越	10箇所	0.5	684			
			小計	13路線	72箇所	18.1				
拡張 (改良)	自動車道	林道	玉城町	岩ノ谷	1箇所	0.2	56			
			小計	1路線	1箇所	0.2				

開設／ 拡張	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	(延長及び 箇所数)		(利用 区域 面積)	前半5カ 年の計画 箇所	対図 番号	備考
拡張 (改良)	自動車道	林道	南伊勢町	世中瀬	1箇所	0.5	195			
"	"	"	"	平谷	1箇所	0.2	177			
"	"	"	"	若瀬谷	1箇所	0.6	57			
"	"	"	"	大紀南島	1箇所	1.0	1,470			
"	"	"	"	下塚谷	1箇所	1.0	286			
"	"	"	"	宇津木谷	1箇所	1.0	59			
			小計	6路線	6箇所	4.3				
拡張 (改良)	自動車道	林道	度会町	麻加江小萩	9箇所	7.6	1,280			
"	"	"	"	川上	5箇所	1.0	842			
"	"	"	"	西山支	2箇所	0.5	42			
"	"	"	"	注連指	1箇所	0.2	469			
"	"	"	"	長原	3箇所	0.9	106			
			小計	5路線	20箇所	10.2				
拡張 (改良)	自動車道	林道	大紀町	若瀬谷	1箇所	0.6	57			
"	"	"	"	大峰	3箇所	1.1	235			
"	"	"	"	大内	2箇所	1.1	114			
"	"	"	"	間所	2箇所	0.9	267			
"	"	"	"	板取	2箇所	0.7	312			
"	"	"	"	八ヶ河内	1箇所	0.2	168			
"	"	"	"	芦谷	2箇所	1.5	103			
"	"	"	"	牛首	1箇所	0.6	107			
"	"	"	"	二の谷	2箇所	0.5	61			
"	"	"	"	下河内支	2箇所	1.2	87			
"	"	"	"	滝ヶ河内	2箇所	0.6	43			
"	"	"	"	大谷	1箇所	0.6	30			
"	"	"	"	長者谷	2箇所	1.0	87			
"	"	"	"	奥西河内	5箇所	2.0	361			
"	"	"	"	八重谷	3箇所	2.1	219			
"	"	"	"	神ノ木	2箇所	0.6	126			
"	"	"	"	根松	2箇所	0.3	92			
"	"	"	"	成谷	2箇所	0.5	268			

開設／ 拡張	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	(延長及び 箇所数)		(利用 区域 面積)	前半5カ 年の計画 箇所	対図 番号	備考
拡張 (改良)	自動車道	林道	大紀町	叔父ヶ谷	3箇所	0.5	206			
〃	〃	〃	〃	注連小路支	3箇所	1.0	97			
〃	〃	〃	〃	注連小路	3箇所	2.5	78			
〃	〃	〃	〃	猪の谷	2箇所	0.4	169			
〃	〃	〃	〃	大平谷	2箇所	0.4	249			
〃	〃	〃	〃	湯谷	2箇所	0.4	55			
〃	〃	〃	〃	笠松	1箇所	0.2	173			
〃	〃	〃	〃	棚橋越	3箇所	0.5	55			
〃	〃	〃	〃	大紀南島	3箇所	0.6	233	○		
〃	〃	〃	〃	塩浜	1箇所	0.1	36			
〃	〃	〃	〃	弓張	1箇所	0.3	117			
〃	〃	〃	〃	千石越	11箇所	3.3	1,035			
〃	〃	〃	〃	中ノ又	8箇所	1.6	456			
〃	〃	〃	〃	栃古	1箇所	0.2	245			
〃	〃	〃	〃	栃古谷	5箇所	1.0	285			
〃	〃	〃	〃	鍛冶屋谷	4箇所	0.8	30			
〃	〃	〃	〃	大平谷	4箇所	0.7	242			
〃	〃	〃	〃	志子谷古割口	5箇所	1.0	144			
〃	〃	〃	〃	錦谷	2箇所	0.3	74			
〃	〃	〃	〃	栗ヶ谷	1箇所	0.2	100			
〃	〃	〃	〃	芦谷	1箇所	0.1	132			
〃	〃	〃	〃	木屋村山	1箇所	0.5	339	○		
			小計	40 路線	104箇所	32.7				
		計 前半	5年	79 路線 3 路線	223箇所 3箇所	92.9 1.2				

単位 延長 : km 面積 : ha

開設／ 拡張	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	(延長及び 箇所数)	(利用 区域 面積)	前半5カ 年の計画 箇所	対図 番号	備考
拡張 (舗装)	自動車道	林道	松阪市	古茂喜谷	1箇所 0.8	164			
"	"	"	"	魚の谷	1箇所 1.0	72			
"	"	"	"	橋ヶ谷	1箇所 0.5	84			
"	"	"	"	大我曾	1箇所 0.1	39			
"	"	"	"	高山	1箇所 0.9	38			
"	"	"	"	権現	1箇所 1.1	33			
"	"	"	"	狼榎木沢	1箇所 1.0	31			
"	"	"	"	黒洞	1箇所 1.1	108			
"	"	"	"	高見	1箇所 0.5	33			
"	"	"	"	井大工	1箇所 0.2	42			
"	"	"	"	束ヶ広	1箇所 0.1	40			
"	"	"	"	束ヶ広分	1箇所 0.2	24			
"	"	"	"	ツケ谷	1箇所 0.3	61			
"	"	"	"	東又	1箇所 0.7	143			
"	"	"	"	滝谷	1箇所 1.2	82			
"	"	"	"	大井谷	1箇所 1.6	77			
"	"	"	"	平谷	1箇所 1.6	107			
"	"	"	"	井ノ本	1箇所 1.2	19			
"	"	"	"	長井谷	1箇所 1.0	96			
"	"	"	"	有中平谷	1箇所 1.7	47			
"	"	"	"	大原西谷	1箇所 1.9	70			
"	"	"	"	桜峠	1箇所 0.9	34			
"	"	"	"	かんざ小屋	1箇所 0.6	38			
"	"	"	"	田の谷	1箇所 0.3	39			
"	"	"	"	神路山横谷	1箇所 1.9	113			
"	"	"	"	下郷大谷	1箇所 0.5	53			
"	"	"	"	梅の木支	1箇所 1.0	34			
"	"	"	"	三峰局ヶ岳	2箇所 0.8	2,464			
"	"	"	"	地の添	1箇所 2.3	584			
"	"	"	"	飯高北奥	3箇所 7.5	1,212			
"	"	"	"	高鉢	1箇所 2.0	96			
"	"	"	"	奥久谷	2箇所 1.7	154			
"	"	"	"	名倉	2箇所 4.7	376			
"	"	"	"	唐谷	2箇所 2.1	366			
"	"	"	"	上前不殿	1箇所 4.0	377			

開設／ 拡張	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	(延長及び 箇所数)		(利用 区域 面積)	前半5カ 年の計画 箇所	対図 番号	備考
拡張 (舗装)	自動車道	林道	松阪市	庵の谷	2箇所	4.3	294			
"	"	"	"	江馬小屋	1箇所	1.2	753			
"	"	"	"	峯ヶ谷大崩	1箇所	0.6	291			
"	"	"	"	細野山	1箇所	3.0	134			
"	"	"	"	上田	1箇所	2.0	59			
"	"	"	"	水ヶ平	2箇所	2.5	185			
"	"	"	"	青田	1箇所	0.8	221			
"	"	"	"	七日市乙栗子	1箇所	2.2	132	○		
"	"	"	"	波留相津	2箇所	0.5	204			
			小計	44路線	53箇所	66.1				
拡張 (舗装)	自動車道	林道	多気町	菖蒲谷	1箇所	0.6	32			
"	"	"	"	高津谷	2箇所	0.6	37			
"	"	"	"	大谷	1箇所	0.5	30			
			小計	3路線	4箇所	1.7				
拡張 (舗装)	自動車道	林道	大台町	大西谷	1箇所	1.9	92			
"	"	"	"	持越	1箇所	1.0	82			
"	"	"	"	滝又	1箇所	3.0	224			
"	"	"	"	イノ谷	1箇所	0.7	57			
"	"	"	"	総門	1箇所	8.1	181			
"	"	"	"	野又越	1箇所	3.5	897			
"	"	"	"	春日谷	1箇所	4.0	1,059			
"	"	"	"	仁衛門	1箇所	0.9	57			
"	"	"	"	芦谷	1箇所	0.5	387			
"	"	"	"	古ヶ谷	1箇所	0.2	371			
"	"	"	"	脇谷	1箇所	1.1	100			
"	"	"	"	八知山	1箇所	5.1	383			
"	"	"	"	菌	1箇所	1.1	1,195			
"	"	"	"	中尾	1箇所	0.4	29			
"	"	"	"	楠坂	1箇所	1.0	32			
"	"	"	"	梅の木谷	1箇所	0.5	33			
"	"	"	"	大谷	1箇所	0.3	36			
"	"	"	"	中木屋	1箇所	1.6	249			
"	"	"	"	地藏谷	1箇所	0.4	75			
"	"	"	"	アソ谷	1箇所	1.1	105			
"	"	"	"	滝頭	1箇所	0.9	190			

開設／ 拡張	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	(延長及び 箇所数)	(利用 区域 面積)	前半5カ 年の計画 箇所	対図 番号	備考
拡張 (舗装)	自動車道	林道	大台町	西彦谷	1箇所 0.7	199			
"	"	"	"	西博瀬	1箇所 0.6	53			
"	"	"	"	垣外俣	1箇所 0.8	873			
"	"	"	"	大熊谷	1箇所 2.8	976			
"	"	"	"	大杉西	1箇所 2.3	1,060			
"	"	"	"	熊内	1箇所 0.2	65			
"	"	"	"	嶋谷	1箇所 0.5	403			
"	"	"	"	平谷	1箇所 0.4	72			
"	"	"	"	真谷	1箇所 0.8	144			
"	"	"	"	余谷	1箇所 0.6	155			
"	"	"	"	後谷	1箇所 0.4	192			
"	"	"	"	カジヤ谷	1箇所 1.2	91			
"	"	"	"	浦谷支	1箇所 0.8	144			
"	"	"	"	明豆	1箇所 0.2	46			
"	"	"	"	八知山支	1箇所 1.1	163			
"	"	"	"	始神支	1箇所 1.4	112			
"	"	"	"	ヒノ谷	1箇所 1.0	38			
"	"	"	"	岩井谷	1箇所 0.8	185			
"	"	"	"	宮の谷	1箇所 1.1	77			
"	"	"	"	西出菅合	1箇所 5.5	601	○		
			小計	41 路線	41箇所 60.5				
拡張 (舗装)	自動車道	林道	玉城町	岩ノ谷	1箇所 0.6	56			
"	"	"	"	落ヶ谷	1箇所 0.4	32			
"	"	"	"	追谷	1箇所 0.6	79			
"	"	"	"	ヒジヤ	1箇所 0.7	45			
			小計	4 路線	4箇所 2.3				
拡張 (舗装)	自動車道	林道	南伊勢町	フカクズ	1箇所 0.1	215			
"	"	"	"	リュウゼ	1箇所 1.4	92			
"	"	"	"	中ノ谷	1箇所 0.2	30			
"	"	"	"	坂本	1箇所 0.3	56			
"	"	"	"	神地谷	1箇所 0.4	30			
"	"	"	"	有方	1箇所 1.2	48			
"	"	"	"	奥山	1箇所 0.6	67			
"	"	"	"	小河内	1箇所 0.9	73			

開設／ 拡張	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	(延長及び 箇所数)		(利用 区域 面積)	前半5カ 年の計画 箇所	対図 番号	備考
拡張 (舗装)	自動車道	林道	南伊勢町	マイガイ	1箇所	0.6	100			
"	"	"	"	デンベ	1箇所	2.3	172			
"	"	"	"	フカクス支	1箇所	0.3	30			
"	"	"	"	平谷	1箇所	0.4	177			
"	"	"	"	稲石	1箇所	0.2	36			
"	"	"	"	奥出	1箇所	0.4	52			
"	"	"	"	コビソ	1箇所	0.4	49			
"	"	"	"	木屋村山	1箇所	2.5	177	○		
"	"	"	"	寺倉	1箇所	1.0	350			
"	"	"	"	かやの谷	1箇所	1.0	135			
			小計	18路線	18箇所	14.2				
拡張 (舗装)	自動車道	林道	度会町	西山支	1箇所	1.0	42			
"	"	"	"	牧戸	1箇所	1.4	53			
"	"	"	"	北谷	1箇所	2.0	176			
"	"	"	"	西山	1箇所	0.6	120			
"	"	"	"	鶴ガ坂	1箇所	4.6	389	○		
			小計	5路線	5箇所	9.6				
拡張 (舗装)	自動車道	林道	大紀町	野原	1箇所	0.4	634			
"	"	"	"	板取	1箇所	0.7	312			
"	"	"	"	中河内	1箇所	1.7	38			
"	"	"	"	大内	1箇所	1.1	154			
"	"	"	"	神ノ木	1箇所	1.1	126			
"	"	"	"	成谷	1箇所	1.6	268			
"	"	"	"	若瀬谷	1箇所	0.6	57			
"	"	"	"	二の谷	1箇所	0.5	61			
"	"	"	"	下河内支	1箇所	1.2	87			
"	"	"	"	滝ヶ河内	1箇所	0.6	43			
"	"	"	"	大谷	1箇所	0.6	30			
"	"	"	"	牛首	1箇所	0.6	107			
"	"	"	"	八重谷	1箇所	2.1	219			
"	"	"	"	長者谷	1箇所	1.0	84			
"	"	"	"	間所	1箇所	2.5	267			
"	"	"	"	芦谷	1箇所	1.5	103			
				藤坂中河内	1箇所	1.6	97			



開設／ 拡張	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	(延長及び 箇所数)		(利用 区域 面積)	前半5カ 年の計画 箇所	対図 番号	備考
拡張 (舗装)	自動車道	林道	大紀町	叔父ヶ谷	1箇所	2.0	206			
"	"	"	"	船久保	1箇所	0.5	144			
"	"	"	"	笠松	1箇所	0.7	173			
"	"	"	"	中河内	1箇所	0.4	69			
"	"	"	"	注連小路	1箇所	2.1	564	○		
"	"	"	"	藤ヶ谷	1箇所	0.6	50			
"	"	"	"	大平谷	1箇所	1.1	249	○		
"	"	"	"	棚橋越	1箇所	0.5	55			
"	"	"	"	二河内	1箇所	0.4	75			
"	"	"	"	刈子	1箇所	0.6	108			
"	"	"	"	キワダ	1箇所	0.4	69			
"	"	"	"	猪の谷	1箇所	0.6	169			
"	"	"	"	叶越	1箇所	1.2	34			
"	"	"	"	柏谷	1箇所	0.5	37			
"	"	"	"	唐谷	1箇所	0.6	36			
"	"	"	"	羽下谷	1箇所	0.9	149			
"	"	"	"	中ノ又	1箇所	1.9	241			
"	"	"	"	栃古	1箇所	2.3	245			
"	"	"	"	栃古谷	1箇所	2.0	285			
"	"	"	"	鍛冶屋谷	1箇所	0.7	30			
"	"	"	"	青山	1箇所	0.6	68			
"	"	"	"	湯谷	1箇所	0.7	51			
"	"	"	"	大魚	1箇所	0.8	70			
"	"	"	"	志子谷古割口	1箇所	2.0	144	○		
"	"	"	"	本郷	1箇所	1.4	253			
"	"	"	"	大谷	1箇所	0.6	165			
"	"	"	"	錦谷	1箇所	0.3	74			
"	"	"	"	木屋村山	1箇所	5.5	166	○		
			小計	45 路線	45箇所	51.3				
		計		160 路線	170箇所	205.7				
		前半	5年	8 路線	8箇所	25.5				

## 5 保安林整備及び治山事業に関する計画

### (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

#### ①保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積	前半5カ年の 計画量	備考
		総数（実面積）	
水源涵養のための保安林 <sup>かん</sup>	36,138	35,389	
災害防備のための保安林	12,651	12,459	
保健、風致の保存等のための保安林	2,880	2,880	

注) 総数欄は実面積で、2以上の目的を達成するために指定される場合があるため、「水源涵養のための保安林」等の内訳の合計には一致しないことがある。

#### ②計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定／ 解除	種類	森林の所在		面積		指定又は 解除を 必要とする理由	備考
		市町	区域		前半5カ年の 計画量		
指定	水源涵養のための保安林 <sup>かん</sup>	南伊勢森林 計画区一円	—	1,857	1,108	水源涵養のため	
指定	災害防備のための保安林	南伊勢森林 計画区一円	—	476	284	災害防備のため	
指定	保健、風致の保存等のための保安林	南伊勢森林 計画区一円	—	0	0	保健、風致の保存等のため	

#### ③計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積：ha

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の 変更面積
水源の涵養	0	6,286	5,841	5,841	4,162
災害の防備	0	4,920	4,787	4,787	3,315
保健・風致の保存	0	640	640	640	448
計	0	11,846	11,268	11,268	7,925

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林の所在		治山事業施行地区数		主な工種	備考
市町	区域	115	前半5カ年の計画量		
南伊勢 森林計画区内	—			65	溪間、山腹、 本数調整伐等

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業方法及び時期

単位：ha

特定保安林	市町	要整備森林			実施すべき施業の方法及び時期等												その他 必要な 事項	備考					
		番号	所在		面積	造林				保育				伐採					その他				
			位置	林班小班		種類	面積	方法	時期	種類	面積	方法	時期	種類	面積	方法			時期	種類	面積	方法	時期
1	松阪市		飯南町大字上仁柿 字栗又	4067-ア-19~24 4068-ア-2~6 4070-ア-17,18	10.29									間伐	10.29	Ⅲ	H36.3.31						
2	松阪市		飯高町大字猿山字 庵の谷	4029-ア-7-3,7-4 4030-ア-1-1,1-2 4031-イ-3-1	27.04									間伐	27.04	Ⅲ	H36.3.31						
3	松阪市		飯高町大字桑原字 フクリヲ	4022-ア-30~32 34~48-2	4.67									間伐	4.67	Ⅲ	H36.3.31						
4	松阪市		袖原町字吉田ほか	1164-ア-17~18-1 .58	5.41									間伐	5.41	Ⅲ	H36.3.31						
5	松阪市		袖原町字大工谷ほ か	1161-ア-36~42	4.96									間伐	4.96	Ⅲ	H36.3.31						
6	松阪市		辻原町字字ツヅラ又	1118-イ-23	1.54									間伐	1.54	Ⅲ	H36.3.31						
7	松阪市		辻原町字字ツヅラ又	1018-エ-8.8-1.8- 2	1.08									間伐	1.08	Ⅲ	H36.3.31						
8	南伊勢町		大字道方字峠ノ谷	2175-ア-25~25- 3,93-1	3.31									間伐	3.31	Ⅲ	H36.3.31						

## 第7 その他必要な事項

### 1 保安林その他制限林の施業方法

単位 面積 : ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町	区域		伐採方法	その他	
水源かん養保安林	松阪市		10,124	別表2		
	多気町		383			
	大台町		11,625			
	伊勢市		89			
	鳥羽市		647			
	南伊勢町		2,877			
	大紀町		5,596			
	度会町		2,766			
	志摩市		146			
土砂流出防備保安林	松阪市		4,973	別表2		
	多気町		106			
	明和町		15			
	大台町		2,127			
	伊勢市		105			
	鳥羽市		331			
	玉城町		1			
	南伊勢町		937			
	大紀町		1,826			
	度会町		547			
	志摩市		1,004			
土砂崩壊防備保安林	松阪市		13	別表2		
	多気町		4			
	大台町		3			
	伊勢市		4			
	鳥羽市		4			
	南伊勢町		20			
	大紀町		1			
	度会町		2			
保安林防風	明和町		18	別表2		
	伊勢市		20			
	鳥羽市		18			

防風	志摩市		21		
潮害 防備 保安林	南伊勢町		3	別表 2	
	志摩市		1		
落石 防止 保安林	鳥羽市		1	別表 2	
	南伊勢町		11		
干害 防備 保安林	松阪市		1	別表 2	
	鳥羽市		1		
	南伊勢町		18		
保健保安林	松阪市		727	別表 2	
	大台町		744		
	伊勢市		67		
	鳥羽市		41		
	玉城町		3		
	南伊勢町		205		
	大紀町		479		
	度会町		229		
志摩市		111			
航行 目標 保安林	鳥羽市		6	別表 2	
風致 保安林	鳥羽市		1	別表 2	
魚つき 保安林	鳥羽市		62	別表 2	
	志摩市		28		
	南伊勢町		121		
	大紀町		56		

(出典：治山林道課資料)

別表2 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法（制限林の所在）

単位 面積：ha

種類	施業方法		備考
	伐採方法	その他	
水源かん養保安林	<p>1.伐採方法</p> <p>1-1.主伐</p> <p>1) 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出する恐れがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になる恐れがあると認められる森林にあっては、択伐（その程度が特に著しいと認められるもの）にあっては禁伐）。</p> <p>2) その他の森林にあっては、伐採種を定めない。</p> <p>3) 主伐することができる立木は市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上とする。ただし、保安林の機能の維持又は強化を図ることが必要であり、かつ、当該改良のためにする伐採が当該保安林の指定目的の達成に支障を及ぼさないと認められるところはこの限りでない。</p> <p>1-2.間伐</p> <p>間伐をすることができる箇所は樹冠粗密度が10分の8以上の箇所とする。</p> <p>2.伐採の限度</p> <p>2-1.主伐</p> <p>1) 皆伐により伐採することができる立木伐採面積の限度は、年度ごとに公表する範囲内とする。ただし、1箇所当たりの皆伐面積の限度は当該保安林の指定施業要件に定められた面積以下とする。（20ha以下の範囲内で定められている。）</p> <p>2) 択伐による場合は、当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して算出するものとする。 その算出された率が10分の3をこえるときは10分の3（伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林については10分の4）とする。 ただし、保安林に指定後最初に行う択伐にあっては当該保安林の指定施業要件に定められた択伐率とする。</p> <p>2-2.間伐</p> <p>伐採年度ごとに間伐することができる立木材積は、その森林の立木材積の10分の3.5をこえず、かつ、伐採後おおむね5年後にその森林の樹冠粗密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。</p>	<p>1.植栽の方法に係るもの</p> <p>満1年生以上の苗を、おおむね、1ha当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>2.植栽本数</p> <p>1) 植栽本数は、保安林又は保安施設地区内の森林において植栽する樹種ごとに、下記の算式により算出された本数とする。ただし、その算出された本数が3,000本を越えるときは、3,000本とする。</p> <p>2) 択伐による伐採をすることができる森林の植栽本数は、前項の規定により算出された本数に、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から当該択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積を除して得られる率を乗じて得た本数とする。</p> <p>（植栽本数の算式）</p> $3,000 \times (5/V)^{2/3}$ <p>Vは、当該森林において植栽する樹種ごとに、同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される1ha当たりの当該単層林の立木の材積を標準伐期齢で除して得た数値。</p>	

種類	施業方法		備考
	伐採方法	その他	
土砂流出防備保安林	<p>1.伐採の方法</p> <p>1-1.主伐</p> <p>1) 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が流出する恐れがあると認められる森林にあつては禁伐。</p> <p>2) 地盤が比較的安定している森林にあつては伐採種を定めない。</p> <p>3) その他の森林にあつては、択伐。</p> <p>4) 主伐をすることができる立木の伐期齢等は水源かん養保安林と同じ。</p> <p>1-2.間伐 水源かん養保安林と同じ。</p> <p>2.伐採の限度</p> <p>2-1.主伐 水源かん養保安林と同じ。ただし、1箇所当たりの皆伐面積の限度は、当該保安林の指定施業要件に定められた面積以下とする（10ha以下の範囲内で定められている）。</p> <p>2-2.間伐 水源かん養保安林と同じ。</p>	水源かん養保安林と同じ。	
土砂崩壊防備保安林	<p>1.伐採の方法</p> <p>1-1.主伐</p> <p>1) 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が流出する恐れがあると認められる森林にあつては禁伐。</p> <p>2) その他の森林にあつては、択伐。</p> <p>3) 主伐をすることができる立木の伐期齢等は水源かん養保安林と同じ。</p> <p>1-2.間伐 原則として行わない。ただし、択伐林型を達成するため必要と認められる場合は樹冠粗密度が10分の8以上の箇所について行うことができる。</p> <p>2.伐採の限度</p> <p>2-1.主伐 水源かん養保安林の択伐による場合と同じ。</p> <p>2-2.間伐 水源かん養保安林と同じ。</p>	水源かん養保安林と同じ。	

種類	施業方法		備考
	伐採方法	その他	
防風保安林	<p>1.伐採の方法</p> <p>1-1.主伐</p> <p>1) 林帯の幅が狭小な森林（その幅がおおむね 20m未満のものをいうものとする。）その他林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるもの（林帯については、その幅がおおむね 10m未満のものをいうものとする。）にあつては、禁伐）。</p> <p>2) その他の森林にあつては、伐採種を定めない。</p> <p>3) 主伐をすることができる立木の伐期齢等は水源かん養保安林と同じ。</p> <p>1-2.間伐</p> <p>水源かん養保安林と同じ。</p> <p>2.伐採の限度</p> <p>2-1.主伐</p> <p>水源かん養保安林と同じ。ただし、1箇所当たりの皆伐面積の限度は、当該保安林の指定施業要件に定められた面積以下とする（10ha以下の範囲内で定められている。）。ただし、当該保安林の立木の全部又は相当部分のうちのおおむね標準伐期齢以上である部分が幅 20m以上にわたり帯状に残存することとなるようにするものとする。</p> <p>2-2.間伐</p> <p>水源かん養保安林と同じ。</p>	水源かん養保安林と同じ。	
保健保安林	<p>1.伐採の方法</p> <p>1-1.主伐</p> <p>1) 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になると認められる森林にあつては、禁伐</p> <p>2) 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種を定めない。</p> <p>3) その他の森林にあつては、択伐。</p> <p>4) 主伐をすることができる立木の伐期齢等は水源かん養保安林と同じ。</p> <p>1-2.間伐</p> <p>水源かん養保安林と同じ。</p> <p>2.伐採の限度</p> <p>土砂崩壊防備保安林と同じ。</p>	水源かん養保安林と同じ。	
防火保安林	禁伐		



種類	施業方法		備考
	伐採方法	その他	
魚つき保安林	<p>1.伐採の方法</p> <p>1-1.主伐</p> <p>1) 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては禁伐。</p> <p>2) 魚つきの目的に係る海岸、湖沼等に面しない森林にあつては、伐採種を定めない。</p> <p>3) その他の森林にあつては、択伐。</p> <p>4) 主伐をすることができる立木の伐期齢等は水源かん養保安林と同じ。</p> <p>1-2.間伐</p> <p>土砂崩壊防備保安林と同じ。</p> <p>2.伐採の限度</p> <p>土砂流出防備保安林と同じ。</p>	水源かん養保安林と同じ。	
落石防止保安林	<p>1.伐採の方法</p> <p>1-1.主伐</p> <p>1) 緩傾斜地の森林その他雪崩又は落石による被害を生ずるおそれが比較的少ないと認められる森林にあつては、択伐。</p> <p>2) その他の森林にあつては、禁伐。</p> <p>3) 主伐をすることができる立木の伐期齢等は水源かん養保安林と同じ。</p> <p>1-2.間伐</p> <p>水源かん養保安林と同じ。</p> <p>2.伐採の限度</p> <p>土砂崩壊防備保安林と同じ。</p>	水源かん養保安林と同じ。	
風致保安林	<p>1.伐採の方法</p> <p>1-1.主伐</p> <p>1) 風致の保存のため特に必要があると認められる森林にあつては、禁伐。</p> <p>2) その他の森林にあつては、択伐。</p> <p>3) 主伐をすることができる立木の伐期齢等は水源かん養保安林と同じ。</p> <p>1-2.間伐</p> <p>土砂崩壊防備保安林と同じ。</p> <p>2.伐採の限度</p> <p>土砂崩壊防備保安林と同じ。</p>	水源かん養保安林と同じ。	

## 2 その他必要な事項

該当なし

南伊勢地域森林計画書  
(南伊勢森林計画区)  
(資料編)

自 2019年4月1日

計画期間

至 2029年3月31日

(附) 参考資料

1	森林計画区の概況	1
	1) 市町別土地面積及び森林面積	
	2) 地況	
	3) 土地利用の現況	
	4) 産業別生産額	
	5) 産業別就業者数	
2	森林の現況	4
	1) 齢級別森林資源表	
	2) 制限林普通林別森林資源表	
	3) 市町別森林資源表	
	4) 所有形態別森林資源表	
	5) 制限林の種類別面積	
	6) 樹種別材積表	
	7) 特定保安林の指定状況	
	8) 荒廃地等の面積	
	9) 森林の被害	
3	林業の動向	16
	1) 保有山林規模別林家数	
	2) 森林経営計画の認定状況	
	3) 森林組合及び生産森林組合の現況	
	4) 林業事業体等の現況	
	5) 林業労働力の概況	
	6) 林業機械化の概況	
	7) 作業路網等の整備の概況	

※添付資料

II 計画事項

第6 計画量等

4	林道の開設及び拡張に関する計画 の対図番号に関する位置図	21
---	---------------------------------	----

※四捨五入の関係で総数が合わない場合があります。

## 1 森林計画区の概況

### 1) 市町別土地面積及び森林面積

表 24 市町別土地面積及び森林面積

単位：面積 ha 比率%

区 分	区域面積 ①	森林面積			森林比率 (②/①)×100	
		総数②	国有林	民有林		
総 数	227,628	164,763.34	8,207.23	156,556.11	72.4	
市町別 内訳	松阪市	62,358	42,802.00	1,460.86	41,341.14	68.6
	多気町	10,306	5,915.33	0.00	5,915.33	57.4
	明和町	4,104	310.97	0.00	310.97	7.6
	大台町	36,286	33,760.45	5,818.82	27,941.63	93.0
	伊勢市	20,835	10,956.43	0.00	10,956.43	52.6
	鳥羽市	10,734	7,483.76	0.00	7,483.76	69.7
	志摩市	17,895	9,103.74	2.25	9,101.49	50.9
	玉城町	4,091	1,259.02	0.25	1,258.77	30.8
	南伊勢町	24,189	20,629.37	199.39	20,429.98	85.3
	度会町	13,498	11,410.44	0.00	11,410.44	84.5
	大紀町	23,332	21,131.83	725.66	20,406.17	90.6

(出典：森林・林業経営課資料)

### 2) 地況

#### (1) 気候

表 25 気候

観測地	気 温 (°C)			年間降水量 (mm)	備 考
	最高	最低	年平均		
粥見	20.2	9.6	14.5	2,059	
小俣	20.3	10.8	15.3	1,838	
鳥羽	19.8	11.9	15.6	2,359	
阿児	-	-	-	1,943	
宮川	-	-	-	3,148	
南伊勢	20.1	11.5	15.7	2,262	

(出典：気象庁統計情報 平年値)

- (2) 地勢 地域の概況を参照。  
 (3) 地質, 土壌等 地域の概況を参照。

### 3) 土地利用の現況

表 26 地目別私有地面積 (評価総地積)

単位 面積 : 1,000ha

区 分	総 数	山 林	農 地			そ の 他		
			総 数	うち田	うち畑	総 数	うち宅地	
総 数	104.46	67.10	23.51	16.62	6.89	13.86	8.81	
市町別 内 訳	松阪市	31.08	18.30	8.48	6.55	1.92	4.30	3.08
	多気町	6.75	4.10	1.95	1.39	0.55	0.70	0.44
	明和町	3.13	0.31	2.13	1.53	0.60	0.69	0.49
	大台町	8.68	7.58	0.68	0.36	0.32	0.42	0.25
	伊勢市	9.74	3.93	3.25	2.23	1.02	2.57	1.94
	鳥羽市	6.49	4.87	0.84	0.51	0.32	0.79	0.37
	志摩市	11.37	6.68	1.94	1.22	0.72	2.74	1.30
	玉城町	2.75	0.80	1.49	1.04	0.45	0.46	0.31
	南伊勢町	12.11	10.49	1.11	0.65	0.46	0.51	0.25
	度会町	5.87	4.75	0.86	0.58	0.28	0.27	0.18
大紀町	6.49	5.30	0.78	0.55	0.22	0.42	0.20	

(出典 : 平成 29 年刊三重県統計書)

### 4) 産業別生産額

表 27 産業別生産額

単位 金額 : 百万円

区 分	総生産額	第 1 次 産 業					第 2 次 産 業	第 3 次 産 業	
		総 額	農 業	林 業	水産業				
三 重 県	8,286,519	8,242,921	83,540	49,880	8,569	25,091	3,593,486	4,565,895	
南伊勢森林計画区	1,520,127	1,512,130	35,285	14,955	3,415	16,915	450,490	1,026,355	
市町別 内 訳	松阪市	574,864	571,839	6,918	5,305	1,355	258	155,154	409,767
	多気町	34,702	34,520	1,356	1,261	95		8,125	25,039
	明和町	59,516	59,203	987	805	7	175	14,299	43,917
	大台町	25,882	25,746	1,384	750	590	44	6,713	17,649
	伊勢市	478,508	475,991	3,802	2,776	196	830	153,893	318,296
	鳥羽市	76,890	76,485	3,857	358	60	3,439	9,134	63,494
	志摩市	110,872	110,289	2,675	636	69	1,970	14,493	93,121
	玉城町	95,192	94,691	1,307	1,272	35		75,189	18,195
	南伊勢町	32,459	32,288	10,942	725	253	9,964	3,936	17,410
度会町	12,341	12,276	742	463	264	15	3,018	8,516	
大紀町	18,901	18,802	1,315	604	491	220	6,536	10,951	

※) 総生産額 = 第 1 次産業 + 第 2 次産業 + 第 3 次産業 + 輸入品に課される税・関税等

出典 : 平成 27 年度 三重県の市町民経済計算)

## 5) 産業別就業者数

表 28 産業別就業者数

単位 人数：人

区 分	総数	第 1 次 産 業				第 2 次 産 業	第 3 次 産 業	
		計	農 業	林 業	水産業			
三 重 県	872,773	31,229	24,371	1,016	5,842	270,322	571,222	
南伊勢森林計画区	218,517	12,436	7,668	483	4,285	58,220	147,861	
市町別 内訳	松阪市	78,743	3,105	2,741	196	168	23,127	52,511
	多気町	7,541	834	817	16	1	2,390	4,317
	明和町	11,012	641	542	6	93	3,271	7,100
	大台町	4,383	350	249	96	5	1,206	2,827
	伊勢市	61,720	1,622	1,377	22	223	15,939	44,159
	鳥羽市	9,953	1,430	141	4	1,285	1,691	6,832
	志摩市	23,838	2,084	498	6	1,580	4,358	17,396
	玉城町	7,752	554	537	7	10	2,588	4,610
	南伊勢町	5,410	1,109	308	27	774	1,038	3,263
	度会町	4,147	278	233	34	11	1,421	2,448
大紀町	4,018	429	225	69	135	1,191	2,398	

※) 総数 = 第 1 次産業 + 第 2 次産業 + 第 3 次産業 + 分類不能の産業

(出典：平成 27 年国勢調査)

## 2 森林の現況

1) 齢級別森林資源表 (表 29)

単位 面積：ha、材積：1,000 m<sup>3</sup>

区分		総数			1齢級			2齢級			3齢級			4齢級			5齢級				
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数		156,556	31,945	261																	
立木地	総数	総数	154,283	31,945	261	68	0	0	92	1	0	273	9	1	531	36	2	1,168	102	4	
		針葉樹	91,899	25,438	236	65	0	0	89	1	0	262	9	1	436	33	2	907	93	4	
		広葉樹	62,383	6,507	26	4	0	0	3	0	0	11	0	0	95	3	0	262	9	0	
	人工林	総数	総数	90,174	25,165	234	68	0	0	89	1	0	265	9	1	438	33	2	912	93	4
			針葉樹	89,813	25,139	234	65	0	0	89	1	0	261	9	1	432	32	2	891	92	4
			広葉樹	361	26	0	4	0	0	0	0	0	4	0	0	6	0	0	21	1	0
		育成単層林	総数	90,062	25,150	234	68	0	0	85	1	0	260	9	1	416	32	2	879	90	4
			針葉樹	89,712	25,125	233	65	0	0	85	1	0	256	9	1	412	31	2	859	89	4
			広葉樹	350	25	0	4	0	0	0	0	0	4	0	0	4	0	0	20	1	0
		育成複層林	総数	112	15	0	0	0	0	4	0	0	4	0	0	22	1	0	33	3	0
			針葉樹	101	14	0	0	0	0	4	0	0	4	0	0	19	1	0	32	3	0
			広葉樹	11	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0
	天然林	総数	総数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			針葉樹	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			広葉樹	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		育成単層林	総数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			針葉樹	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			広葉樹	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	総数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			針葉樹	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広葉樹			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
天然生林	総数	64,108	6,779	27	0	0	0	3	0	0	9	0	0	93	3	0	256	9	0		
	針葉樹	2,086	298	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0	4	0	0	16	1	0		
	広葉樹	62,022	6,481	25	0	0	0	3	0	0	7	0	0	89	3	0	240	8	0		
竹林		482																			
無立木地		1,791																			

単位 面積：h a、材積：1,000 m<sup>3</sup>

区分		6齡級			7齡級			8齡級			9齡級			10齡級			11齡級				
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数																					
立木地	総数	総 数	1,567	197	6	3,149	475	11	6,719	1,075	20	6,636	1,436	21	11,369	2,788	34	20,150	5,004	50	
		針葉樹	1,144	177	5	2,193	413	10	4,102	907	17	5,132	1,321	19	9,212	2,577	32	15,668	4,540	47	
		広葉樹	423	20	1	956	62	2	2,618	168	4	1,505	115	2	2,156	211	2	4,482	464	3	
	人工林	総数	総 数	1,155	177	5	2,238	414	10	4,195	913	17	5,135	1,318	19	9,180	2,571	32	15,570	4,522	47
			針葉樹	1,141	176	5	2,176	411	10	4,094	906	16	5,071	1,312	19	9,162	2,570	32	15,546	4,520	47
			広葉樹	13	1	0	61	4	0	101	7	0	64	5	0	18	2	0	24	2	0
		育成単層林	総 数	1,155	177	5	2,236	414	10	4,192	912	17	5,132	1,317	19	9,177	2,571	32	15,568	4,522	47
			針葉樹	1,141	176	5	2,174	410	10	4,091	905	16	5,068	1,312	19	9,159	2,569	32	15,544	4,520	47
			広葉樹	13	1	0	61	4	0	101	7	0	64	5	0	18	2	0	24	2	0
		育成複層林	総 数	0	0	0	2	0	0	3	1	0	3	1	0	3	1	0	2	0	0
			針葉樹	0	0	0	2	0	0	3	1	0	3	1	0	3	1	0	2	0	0
			広葉樹	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	天然林	総数	総 数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			針葉樹	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			広葉樹	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		育成単層林	総 数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			針葉樹	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			広葉樹	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	総 数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			針葉樹	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広葉樹			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
天然生林	総 数	412	20	1	911	61	2	2,524	162	4	1,501	119	2	2,189	217	2	4,580	481	3		
	針葉樹	3	0	0	17	3	0	8	1	0	60	9	0	50	7	0	122	19	0		
	広葉樹	410	20	1	894	58	2	2,517	161	4	1,440	110	2	2,138	209	2	4,458	462	3		
竹林																					
無立木地																					



単位 面積：h a、材積：1,000 m<sup>3</sup>

区分		12齡級			13齡級			14齡級			15齡級			16齡級			17齡級				
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数																					
立木地	総数	総数	30,603	6,814	52	24,032	4,680	24	18,916	3,531	16	8,228	1,405	5	6,606	1,309	4	4,314	945	3	
		針葉樹	20,040	5,729	47	10,567	3,181	22	7,719	2,366	13	2,991	851	4	2,987	880	3	2,400	696	3	
		広葉樹	10,563	1,085	4	13,466	1,499	3	11,197	1,165	2	5,237	554	1	3,619	429	0	1,914	250	0	
	人工林	総数	総数	19,885	5,706	47	10,351	3,153	21	7,428	2,331	13	2,784	821	4	2,819	852	3	2,264	673	3
			針葉樹	19,860	5,704	47	10,341	3,152	21	7,425	2,331	13	2,783	821	4	2,818	852	3	2,263	673	3
			広葉樹	25	2	0	10	1	0	4	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0
		育成単層林	総数	19,879	5,706	47	10,350	3,153	21	7,428	2,331	13	2,779	820	4	2,812	850	3	2,262	672	3
			針葉樹	19,859	5,704	47	10,341	3,152	21	7,424	2,330	13	2,778	820	4	2,812	850	3	2,262	672	3
			広葉樹	21	2	0	9	1	0	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	総数	5	1	0	1	0	0	1	0	0	5	1	0	7	2	0	1	0	0
			針葉樹	1	0	0	1	0	0	1	0	0	4	1	0	7	2	0	1	0	0
			広葉樹	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	天然林	総数	総数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			針葉樹	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			広葉樹	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		育成単層林	総数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			針葉樹	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			広葉樹	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	総数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			針葉樹	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広葉樹			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
天然生林	総数	10,719	1,108	5	13,681	1,526	3	11,488	1,200	3	5,444	584	1	3,787	457	1	2,050	273	0		
	針葉樹	180	25	0	226	29	0	294	35	0	208	30	0	169	28	0	136	23	0		
	広葉樹	10,539	1,082	4	13,456	1,498	3	11,194	1,165	2	5,236	554	1	3,619	429	0	1,914	250	0		
竹林																					
無立木地																					

単位 面積：h a、材積：1,000 m<sup>3</sup>

区分		18齡級			19齡級			20齡級			21齡級以上				
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数															
立木地	総数	総数	2,418	571	2	2,157	516	2	1,055	254	1	4,228	797	2	
		針葉樹	1,664	474	2	1,519	429	2	703	206	1	2,102	556	2	
		広葉樹	754	96	0	639	87	0	353	48	0	2,126	241	0	
	人工林	総数	総数	1,618	468	2	1,423	417	2	671	200	1	1,686	493	2
			針葉樹	1,618	468	2	1,423	417	2	671	200	1	1,683	493	2
			広葉樹	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0
		育成単層林	総数	1,616	467	2	1,422	417	2	670	200	1	1,675	490	2
			針葉樹	1,616	467	2	1,422	417	2	670	200	1	1,674	490	2
			広葉樹	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
		育成複層林	総数	2	0	0	1	0	0	0	0	0	11	3	0
			針葉樹	2	0	0	1	0	0	0	0	0	9	2	0
			広葉樹	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
	天然林	総数	総数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			針葉樹	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			広葉樹	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		育成単層林	総数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			針葉樹	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			広葉樹	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	総数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			針葉樹	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広葉樹			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
天然生林	総数	800	103	0	734	99	0	385	54	0	2,542	304	0		
	針葉樹	46	7	0	95	12	0	32	6	0	419	63	0		
	広葉樹	754	96	0	639	87	0	353	48	0	2,123	241	0		
竹林															
無立木地															

(出典：森林・林業経営課資料)

2) 制限林普通林別森林資源表 (表 30)

単位 面積：h a、材積：1,000 m<sup>3</sup>

区分	総数	立 木 地												
		総数			人工林									
		数総	針	広	総数			育成単層林			育成複層林			
					数総	針	広	数総	針	広	数総	針	広	
総数	面積	63,360.53	62,924	62,383	541	420	361	59	89,712	350	57	101	11	2
	材積	6,511	6,511	6,507	4	30	26	4	25,125	25	4	14	1	0
	成長量	25.7	26	26	0	1	0	0	233	0	0	0	0	0
制限林	面積	42,051.27	41,803	41,567	237	257	211	45	53,077	200	43	80	11	2
	材積	4,382	4,382	4,379	3	18	15	3	15,392	14	3	10	1	0
	成長量	15.6	16	15	0	0	0	0	144	0	0	0	0	0
普通林	面積	21,309.26	21,121	20,817	305	164	150	14	36,635	150	14	21	0	0
	材積	2,129	2,129	2,128	1	12	11	1	9,733	11	1	5	0	0
	成長量	10.1	10	10	0	0	0	0	89	0	0	0	0	0

立 木 地												竹林	無立木地		
天然林													総数	伐採跡地	未立木地
総数			育成単層林			育成複層林			天然生林						
数総	針	広	数総	針	広	数総	針	広	数総	針	広				
64,108	2,086	62,022	0	0	0	0	0	0	64,108	2,086	62,022	482	1,791	339	1,452
6,779	298	6,481	0	0	0	0	0	0	6,779	298	6,481				
27	2	25	0	0	0	0	0	0	27	2	25				
43,062	1,706	41,355	0			0			43,062	1,706	41,355	191	1,110	182	927
4,593	229	4,364	0	0	0	0	0	0	4,593	229	4,364				
17	1	15	0	0	0	0	0	0	17	1	15				
21,047	380	20,667	0			0			21,047	380	20,667	291	682	157	525
2,186	69	2,117	0	0	0	0	0	0	2,186	69	2,117				
10	0	10	0	0	0	0	0	0	10	0	10				

(出典：森林・林業経営課資料)

3) 市町別森林資源表 (表 31)

単位 面積：h a、材積：1,000 m<sup>3</sup>

区分	総数	立 木 地												立 木 地												竹林	無立木地			
		総数			人工林						天然林						総数	伐採跡地	未立木地											
					総数			育成単層林			育成複層林			総数						育成単層林			育成複層林				天然生林			
		数総	針	広	数総	針	広	数総	針	広	数総	針	広	数総	針	広	数総	針	広	数総	針	広	数総	針	広		数総	針	広	
総数	面積	156,556.11	154,283	91,899	62,383	90,174	89,813	361	90,062	89,712	350	112	101	11	64,108	2,086	62,022	0	0	0	0	0	0	64,108	2,086	62,022	482	1,791	339	1,452
	材積	31,945	31,945	25,438	6,507	25,165	25,139	26	25,150	25,125	25	15	14	1	6,779	298	6,481	0	0	0	0	0	0	6,779	298	6,481				
大阪市	面積	41,341.14	40,781	30,998	9,783	30,824	30,651	173	30,824	30,651	173	1	1		9,957	346	9,610	0			0			9,957	346	9,610	137	424	133	291
	材積	11,174	11,174	9,940	1,234	9,882	9,869	12	9,882	9,869	12	0	0	0	1,292	70	1,222	0	0	0	0	0	0	1,292	70	1,222				
多気町	面積	5,915.33	5,798	2,543	3,255	2,544	2,533	11	2,543	2,532	11	1	1		3,254	10	3,244	0			0			3,254	10	3,244	73	45	15	30
	材積	856	856	617	239	615	615	1	615	615	1	0	0	0	240	2	239	0	0	0	0	0	0	240	2	239				
明和町	面積	310.97	294	244	50	244	244	0	244	244	0	0	0		50	0	50	0			0			50	0	50	5	12	1	10
	材積	41	41	38	3	38	38	0	38	38	0	0	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	3	0	3				
大台町	面積	27,941.63	27,678	16,651	11,027	16,515	16,481	34	16,499	16,464	34	17	17		11,163	171	10,992	0			0			11,163	171	10,992	28	235	27	208
	材積	6,364	6,364	4,971	1,393	4,932	4,930	2	4,929	4,927	2	3	3	0	1,431	40	1,391	0	0	0	0	0	0	1,431	40	1,391				
伊勢市	面積	10,956.43	10,842	6,228	4,615	5,828	5,814	14	5,754	5,748	7	74	67	7	5,014	413	4,601	0			0			5,014	413	4,601	45	70	0	69
	材積	1,773	1,773	1,345	429	1,289	1,288	1	1,280	1,280	1	9	8	1	484	57	427	0	0	0	0	0	0	484	57	427				
鳥羽市	面積	7,483.76	7,351	1,972	5,379	1,887	1,882	5	1,887	1,882	5	0			5,464	90	5,374	0			0			5,464	90	5,374	32	101	11	90
	材積	768	768	342	425	333	333	0	333	333	0	0	0	0	434	9	425	0	0	0	0	0	0	434	9	425				
志摩市	面積	9,101.49	9,006	2,912	6,094	2,044	2,031	13	2,041	2,031	10	3	1	3	6,961	881	6,081	0			0			6,961	881	6,081	49	46	2	45
	材積	962	962	467	495	373	372	1	373	372	0	0	0	0	589	94	495	0	0	0	0	0	0	589	94	495				
玉城町	面積	1,258.77	1,230	1,141	89	1,134	1,134	0	1,134	1,134	0	0			96	7	89	0			0			96	7	89	17	12	0	12
	材積	171	171	164	6	164	164	0	164	164	0	0	0	0	7	1	6	0	0	0	0	0	0	7	1	6				
南伊勢町	面積	20,429.98	19,862	7,763	12,099	7,679	7,662	17	7,679	7,662	17	0			12,183	101	12,082	0			0			12,183	101	12,082	46	523	45	478
	材積	2,792	2,792	1,651	1,141	1,638	1,637	1	1,638	1,637	1	0	0	0	1,154	14	1,140	0	0	0	0	0	0	1,154	14	1,140				
度会町	面積	11,410.44	11,216	7,604	3,612	7,574	7,556	18	7,564	7,547	17	10	9	1	3,641	48	3,593	0			0			3,641	48	3,593	35	160	19	141
	材積	2,385	2,385	1,988	397	1,982	1,981	1	1,980	1,979	1	1	1	0	403	7	396	0	0	0	0	0	0	403	7	396				
大紀町	面積	20,406.17	20,226	13,844	6,382	13,900	13,825	76	13,894	13,818	76	6	6		6,325	19	6,306	0			0			6,325	19	6,306	15	165	87	78
	材積	4,660	4,660	3,916	744	3,919	3,913	6	3,918	3,911	6	1	1	0	741	3	737	0	0	0	0	0	0	741	3	737				

(出典：森林・林業経営課資料)

4) 所有形態別森林資源表 (表 32)

単位 面積：h a、材積：1,000 m<sup>3</sup>

区分		総数	立 木 地											
			総数			人工林								
						総数			育成単層林			育成複層林		
			数総	針	広	数総	針	広	数総	針	広	数総	針	広
総数	面積	156,556.11	154,282.65	91,899.33	62,383.32	90,174.46	89,813.02	361.44	90,062.23	89,711.92	350.31	112.23	101.10	11.13
	材積	31,945	31,945	25,438	6,507	25,165	25,139	26	25,150	25,125	25	15	14	1
県都道府 有林	面積	1,351.26	1,277.41	1,109.96	167.45	1,108.38	1,108.38	0.00	1,108.38	1,108.38		0.00		
	材積	357	357	335	22	335	335	0	335	335	0	0	0	0
市町村 有林	面積	8,664.58	8,609.76	3,661.44	4,948.32	3,494.41	3,480.46	13.95	3,491.52	3,480.40	11.12	2.89	0.06	2.83
	材積	1,543	1,543	994	549	976	974	1	975	974	1	0	0	0
財産区 有林	面積	1,357.32	1,321.62	282.28	1,039.34	299.93	268.52	31.41	299.93	268.52	31.41	0.00		
	材積	166	166	64	101	66	63	3	66	63	3	0	0	0
私有林	面積	145,182.95	143,073.86	86,845.65	56,228.21	85,271.74	84,955.66	316.08	85,162.40	84,854.62	307.78	109.34	101.04	8.30
	材積	29,879	29,879	24,045	5,835	23,790	23,768	22	23,775	23,753	21	15	14	1

単位 面積：h a、材積：1,000 m<sup>3</sup>

区分	総数	立 木 地													竹林	無立木地		
		天然林														総数	伐採跡地	未立木地
		総数			育成単層林			育成複層林			天然生林							
		数総	針	広	数総	針	広	数総	針	広	数総	針	広					
総数	面積	156,556.11	64,108.19	2,086.31	62,021.88	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	64,108.19	2,086.31	62,021.88	482.06	1,791.40	339.31	1,452.09
	材積	31,945	6,779	298	6,481	0	0	0	0	0	0	6,779	298	6,481				
県都道府 有林	面積	1,351.26	169.03	1.58	167.45	0.00			0.00			169.03	1.58	167.45	0.27	73.58	0.72	72.86
	材積	357	22	0	22	0	0	0	0	0	0	22	0	22				
市町村 有林	面積	8,664.58	5,115.35	180.98	4,934.37	0.00			0.00			5,115.35	180.98	4,934.37	4.00	50.82	0.73	50.09
	材積	1,543	568	19	548	0	0	0	0	0	0	568	19	548				
財産区 有林	面積	1,357.32	1,021.69	13.76	1,007.93	0.00			0.00			1,021.69	13.76	1,007.93		35.70	2.00	33.70
	材積	166	100	2	98	0	0	0	0	0	0	100	2	98				
私有林	面積	145,182.95	57,802.12	1,889.99	55,912.13	0.00			0.00			57,802.12	1,889.99	55,912.13	477.79	1,631.30	335.86	1,295.44
	材積	29,879	6,089	277	5,812	0	0	0	0	0	0	6,089	277	5,812				

(出典：森林・林業経営課資料)

5) 制限林の種類別面積 (表 33)

単位 面積 : h a

区分		自然公園																		
		国立公園						国定公園						都道府県立自然公園						計
		特別保護地区	第一種特別地域	第二種特別地域	第三種特別地域	地種区分未定区域	小計	特別保護地区	第一種特別地域	第二種特別地域	第三種特別地域	地種区分未定区域	小計	第一種特別地域	第二種特別地域	第三種特別地域	地種区分未定区域	小計		
総数		1,690	1,336	7,068	8,934	45,392	64,420	5	129	1,686	2,316	0	4,136	503	354	3,466	77,220	81,543	69,299	
市町別 内訳	松阪市							5	129	1,686	2,316	0	4,136	1		976	28,636	29,613	33,749	
	多気町																3,263	3,263		
	明和町																			
	大台町	687	208	468	156	7,357	8,876							366		902	26,150	27,418		
	伊勢市	858	674	4,363	1,340	5,344	12,579													
	鳥羽市		36	152	1,811	8,720	10,719													
	志摩市		30	651	2,554	14,710	17,945													
	玉城町																			
	南伊勢町	145	388	1,434	3,073	9,261	14,301													14,301
	度会町																			
大紀町														136	354	1,588	19,171	21,249	21,249	

区分	保安林					計	原生自然環境保全地域 自然環境保全法による	自然環境保全地域の特別地区	自然環境保全法による 特別地区	都道府県自然環境保全地域の 自然環境保全法による	特別保護地区 鳥獣保護法による	都市計画法による風致地区	林業種苗法による特別母樹林	絶滅のおそれのある 種の保存に関する法律による 野生動植物の管理地区	その他
	水源かん養保安林	土砂流出防備保安林	土砂崩壊防備保安林	その他の保安林											
総数	34,253	11,972	51	605	46,881			159	639	3,588	32	0	0		
市町別 内訳	松阪市	10,124	4,973	13	1	15,111			2	0	209	18	0	0	
	多気町	383	106	4		493									
	明和町		15		18	33			2						
	大台町	11,625	2,127	3		13,755				565		14			
	伊勢市	89	105	4	21	219				71	3,001				
	鳥羽市	647	331	4	89	1,071					378				
	志摩市	146	1,004		69	1,219									
	玉城町		1		3	4			0		0	0	0	0	
	南伊勢町	2,877	937	20	151	3,985			0		0	0	0	0	
	度会町	2,766	547	2		3,315			0		0	0	0	0	
大紀町	5,596	1,826	1	253	7,676			155	3	0	0	0	0		

※平成 30 年 3 月現在

(出典：森林・林業経営課資料)



6) 樹種別材積表

表 34 樹種別材積

単位 材積：1,000m<sup>3</sup>

林種 \ 樹種	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	広葉樹
総 数	13,726	10,494	1,171	46	6,507
人 工 林	13,713	10,472	948	6	26
天 然 林	13	22	223	40	6,481

(出典：森林・林業経営課資料)

7) 特定保安林の指定状況

該当なし

8) 荒廃地等の面積

表 35 荒廃地等の面積

単位 面積：ha

区 分	荒 廃 地	荒 廃 危 険 地
総 数	5.82	3129.20
市町別 内訳	松阪市	1,351.05
	多気町	74.14
	明和町	5.00
	大台町	602.82
	伊勢市	62.54
	鳥羽市	64.68
	志摩市	34.00
	玉城町	8.00
	南伊勢町	237.26
	度会町	141.91
大紀町	547.80	

(出典：治山林道課資料)

9) 森林の被害

表 36 森林の被害

単位 面積 : ha

種類		火災			松くい虫			シカ等食害		
年度		H27	H28	H29	H27	H28	H29	H27	H28	H29
総数		0.11	0.09	0.00	153.0	144.0	145.3	2,056	2,067	801
市町別 内訳	松阪市	0.05	0.03	0.00	0.0	0.0	0.0	19	31	11
	多気町	0.00	0.00	0.00	0.0	0.0	0.0	13	13	13
	明和町	0.00	0.00	0.00	8.0	6.0	7.3	0	0	0
	大台町	0.00	0.00	0.00	0.0	0.0	0.0	304	304	304
	伊勢市	0.00	0.00	0.00	49.0	41.0	41.0	720	720	0
	鳥羽市	0.00	0.02	0.00	66.0	66.0	66.0	30	30	30
	志摩市	0.00	0.04	0.00	30.0	30.0	30.0	522	522	0
	玉城町	0.06	0.00	0.00	0.0	0.0	0.0	0	0	0
	南伊勢町	0.00	0.00	0.00	0.0	0.0	0.0	17	17	17
	度会町	0.00	0.00	0.00	0.0	0.0	0.0	231	230	226
大紀町	0.00	0.00	0.00	0.0	1.0	1.0	200	200	200	

(出典 : 治山林道課資料)

### 3 林業の動向

#### 1) 保有山林規模別林家数

表 37 保有山林規模別林家数

単位 人数：人

区分	総数	1ha未満	1ha以上 5ha未満	5ha以上 10ha未満	10ha以上 50ha未満	50ha以上
林家数	40,034	24,798	10,781	2,265	1,863	327

(出典：森林・林業経営課資料)

#### 2) 森林経営計画の認定状況

表 38 森林経営計画の認定状況

単位 面積：ha

区分	総数		公有林		私有林		備考	
	人数	面積	人数	面積	人数	面積		
総数	37	26,094.34	4	1,675.02	33	24,419.32		
市町別 内訳	松阪市	6	7,174.30	1	85.29	5	7,089.01	
	多気町	2	547.92			2	547.92	
	明和町							
	大台町	11	8890.81	1	1,521.66	10	7,369.15	
	伊勢市	1	5561.28			1	5,561.28	
	鳥羽市							
	志摩市	3	138.16	1	55.78	2	82.38	
	玉城町							
	南伊勢町	3	878.74			3	878.74	
	度会町	4	1,463.05			4	1,463.05	
大紀町	7	1,440.08	1	12.29	6	1,427.79		

※平成 30 年 8 月末現在、人数は計画作成者の延べ人数

(出典：森林・林業経営課資料)

### 3) 森林組合及び生産森林組合の現況

表 39 森林組合及び生産森林組合の構成

単位 員数：人 金額：千円 面積：ha

市町別		組合名	組合員数	専従職員数	出資金総数	組合員所有森林面積
森林組合	松阪市	松阪飯南森林組合	1,895	36	193,650	25,391
	多気町	宮川森林組合	1,622	14	123,302	22,411
	明和町					
	大台町					
	伊勢市	いせしま森林組合	3,034	27	67,202	28,360
	鳥羽市					
	志摩市					
	玉城町					
	南伊勢町					
	度会町	大紀森林組合	1,915	10	62,280	10,200
大紀町						
生産森林組合	松阪	飯盛	220	1	660	3,656
		大杉谷	133	0	21,120	407
		長ヶ	114	0	23,100	88
	伊勢	一之瀬	275	0	843	184
		恵利原	139	0	33	79
		新桑	31	0	576	49
		南中村	86	0	23,230	165
		松尾	127	0	54,600	274
		野原	143	0	765	288
		五ヶ所浦	340	0	17,000	186
		切原	171	0	9,675	33
		相賀浦	310	0	12,230	140
		和井野	57	0	26,220	172
		坂井	31	0	9,900	29
		坂崎	104	0	853,155	128
		白木	35	0	8,430	29
		磯部山田	120	0	96,780	466

(出典：森林・林業経営課資料)

※森林組合の組合員数は準組合員を含む

※平成 30 年 3 月末現在

#### 4) 林業事業者等の現況

表 40 林業事業者等の現況

経営体、ha、m<sup>3</sup>、事業者

区 分	林業経営体			認定林業 事業者数	
	林業経営体数	保有山林面積	素材生産量		
総 数	588	18,825	X	22	
市町別 内訳	松阪市	233	7,021	45,531	9
	多気町	53	493	X	—
	明和町	X	X	X	—
	大台町	90	5,079	13,314	5
	伊勢市	12	437	X	3
	鳥羽市	11	447	X	—
	志摩市	19	452	—	—
	玉城町	13	381	—	—
	南伊勢町	32	864	X	—
	度会町	69	1,676	11,965	3
	大紀町	56	1,975	X	2
備 考	2015年農林業センサス 三重県結果概要			平成30年 10月末現在	

(出典：森林・林業経営課資料)

#### 5) 林業労働力の概況

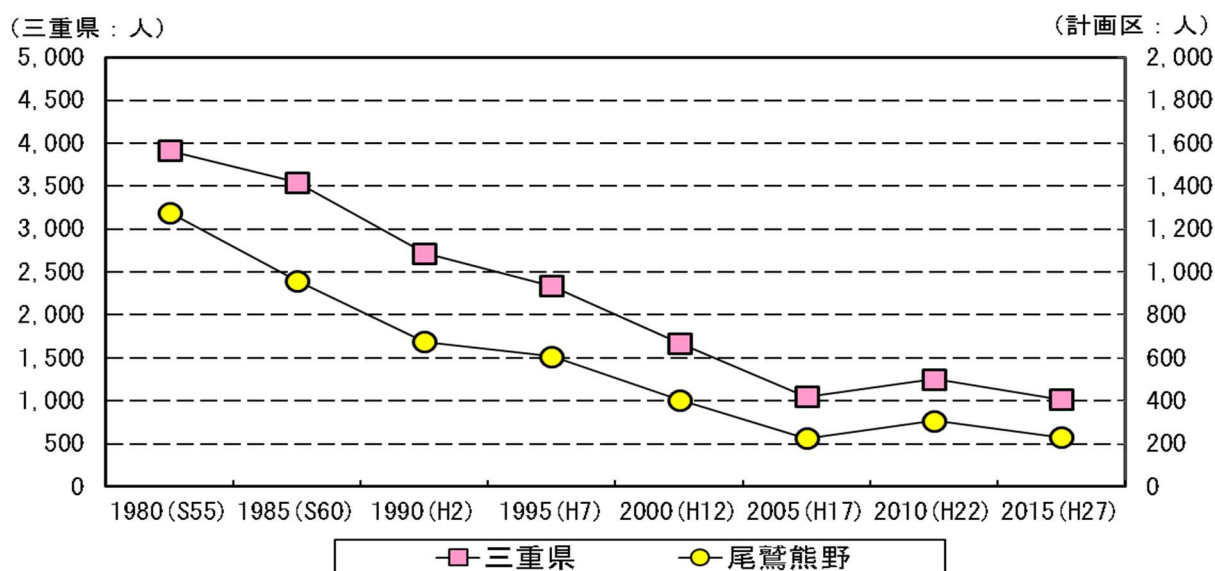


図 24 林業就業者数の推移

(出典：国勢調査)

## 6) 林業機械化の概況

表 41 林業機械化の概況

区 分		形 式	単 位	南伊勢 森林 計画区	三重県
集 材 機		小型（～10ps）	台	66	197
		大型（10ps～）	台	58	150
軽 架 線		モノケーブル（単線循環）	台	73	102
ク レ ーン	運材機能なし	ホイールクレーン等	台	8	19
	運材機能あり	クレーン付きトラック	台	41	90
グラップル クレーン	運材機能なし	グラップルローダ	台	51	86
	運材機能あり	グラップル付きトラック	台	2	12
林 内 作 業 車		運材車	台	47	142
自 走 式 搬 器			台	28	59
チ ェ ン ソ ー			台	1,064	5,177
刈 払 機			台	282	4,573
動 力 枝 打 機		自動木登り式	台	31	222
		上記以外のもの	台	0	6
タ ワ ー ヤ ー ダ		元柱を具備した自走式機械	台	4	10
ス イ ン グ ヤ ー ダ		簡易索張方式に対応し、かつ旋回可能なブームを装備する集材機械	台	12	21
ス キ ッ ダ		牽引式集材専用のトラクタ	台	3	6
ハ ー ベ ス タ		伐倒・枝払い・玉切りする自走機械	台	2	7
プ ロ セ ッ サ		枝払い・玉切りする自走式機械	台	10	17
フ オ ワ ー ダ		積載式集材専用車両	台	22	39
その他の高性能林業機械			台	3	3
備 考		※平成30年3月末現在			

(出典：森林・林業経営課資料)

7) 作業路網等の整備の概況

表 42 林内路網の現況

単位 面積 : ha 路線数 : 路線 延長 : m 密度 : m/ha

区分	民有林面積	自動車道		軽車道		作業道		作業路		小計		林内公道等		林内道路		
		路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長	延長	密度	延長	密度	
総数	156,540.00	433	679,958	60	53,466	872	731,045	622	342,872	1,987	1,807,341	1,281,777	8.2	3,089,118	19.7	
市町別 内訳	松阪市	41,300.00	143	236,430	17	20,862	300	207,459	475	278,013	935	742,764	204,742	5.0	947,506	22.9
	多気町	5,915.00	14	8,485			17	6,753	19	7,989	50	23,227	76,327	12.9	99,554	16.8
	明和町	310.00														
	大台町	27,940.00	91	136,575			139	153,293	71	27,694	301	317,562	123,753	4.4	441,315	15.8
	伊勢市	10,956.00	6	2,734	12	13,685	54	170,775	6	5,659	78	192,853	89,331	8.2	282,184	25.8
	鳥羽市	7,483.00	3	5,423	2	1,431	1	260			6	7,114	135,746	18.1	142,860	19.1
	志摩市	9,110.00	12	19,112	11	3,985	5	1,236			28	24,333	110,076	12.1	134,409	14.8
	玉城町	1,259.00	7	4,635	3	2,294			1	1,920	11	8,849	12,788	10.2	21,637	17.2
	南伊勢町	20,448.00	27	41,757	5	3,995	21	10,237	4	2,848	57	58,837	242,351	11.9	301,188	14.7
	度会町	11,411.00	40	80,144	8	4,070	99	78,592	28	13,122	175	175,928	97,832	8.6	273,760	24.0
大紀町	20,408.00	90	144,663	2	3,144	236	102,440	18	5,627	346	255,874	188,831	9.3	444,705	21.8	

※平成 30 年 3 月末現在

(出典 : 治山林道課資料)

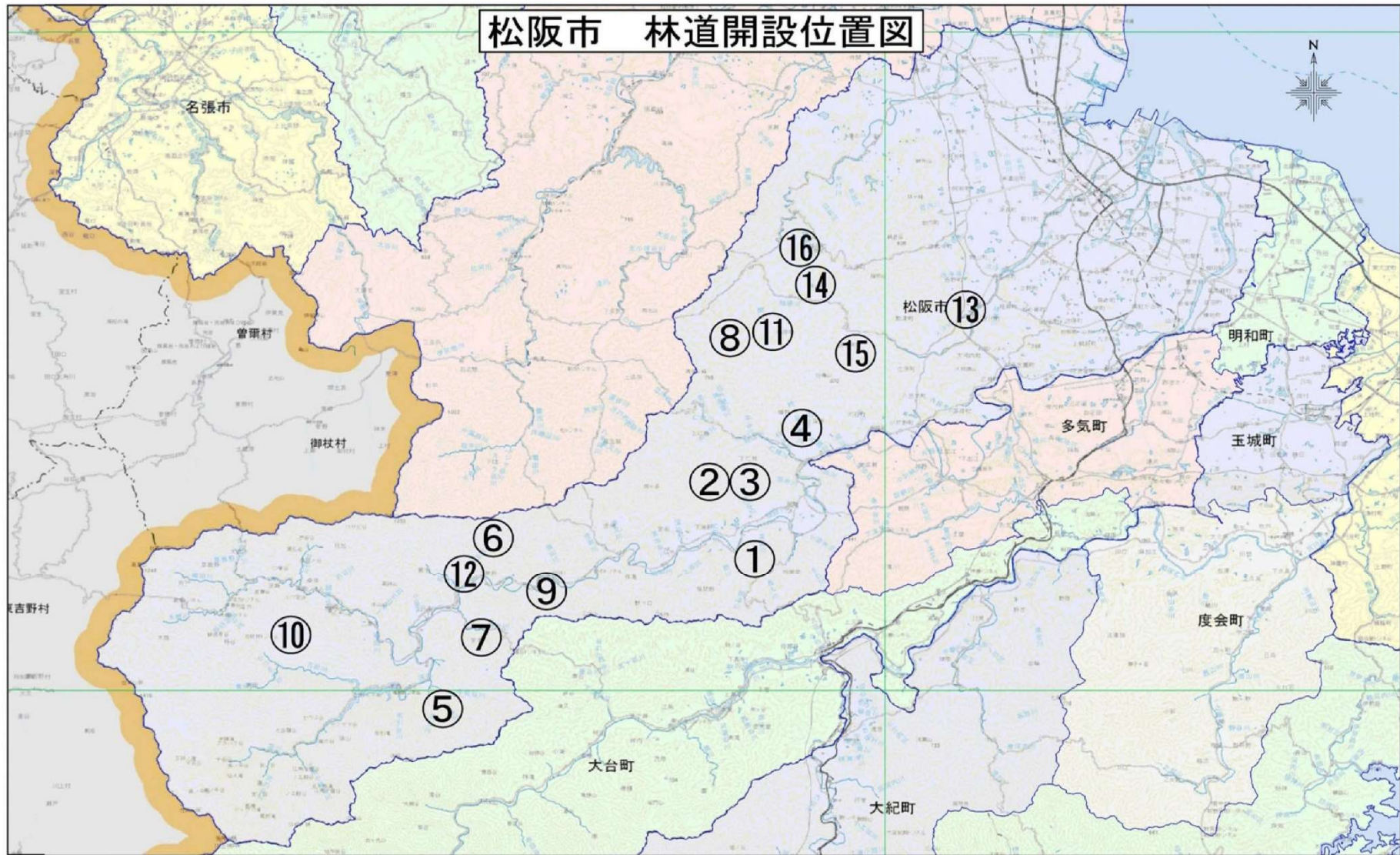
※複数の市・町にまたがり複数の管理主体が存在する路線については、それぞれの市・町単位で路線数を計上しています。

## ※添付資料

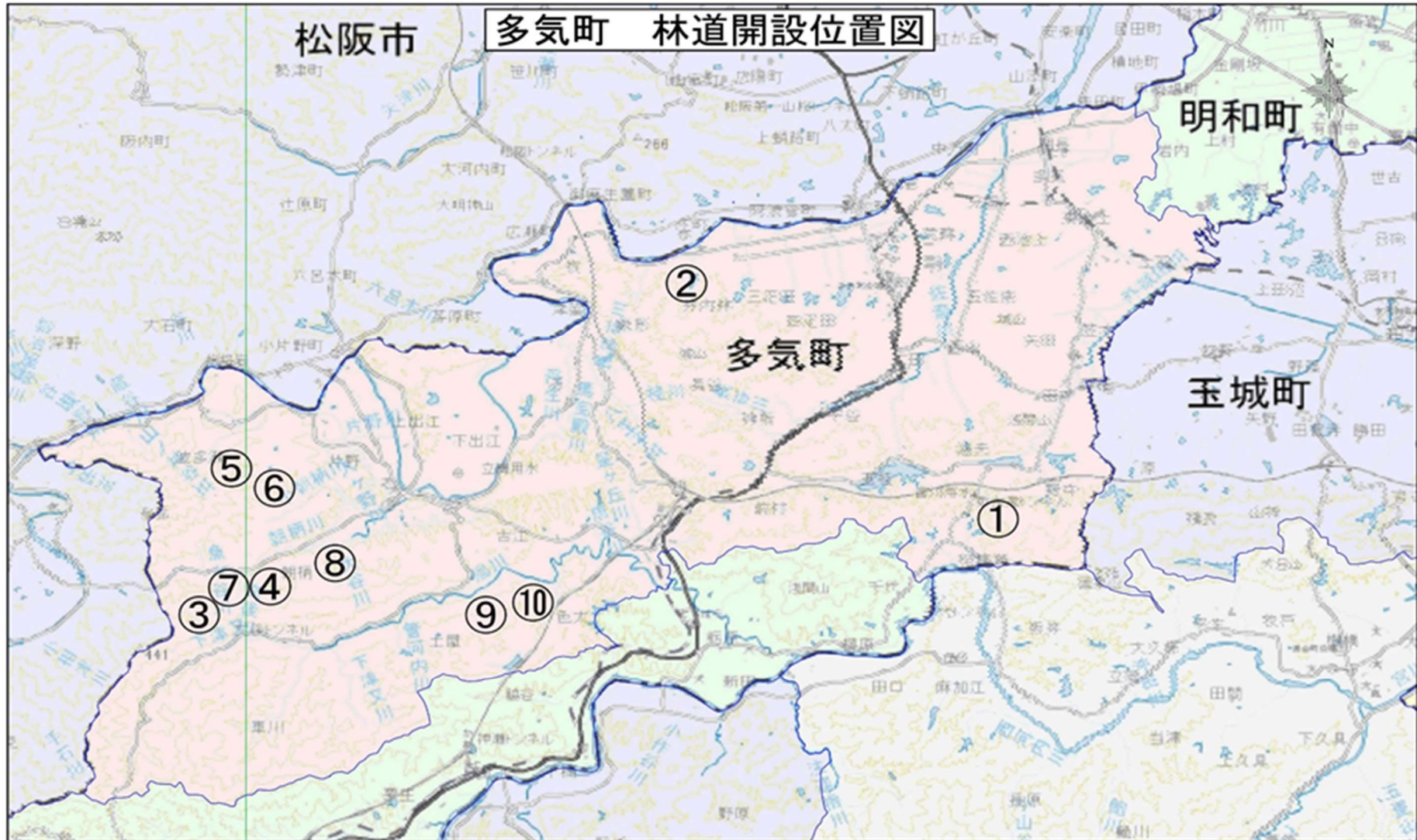
Ⅱ 計画事項  
第6 計画量等  
4 林道の開設及び拡張に関する計画

の対図番号に関する位置図



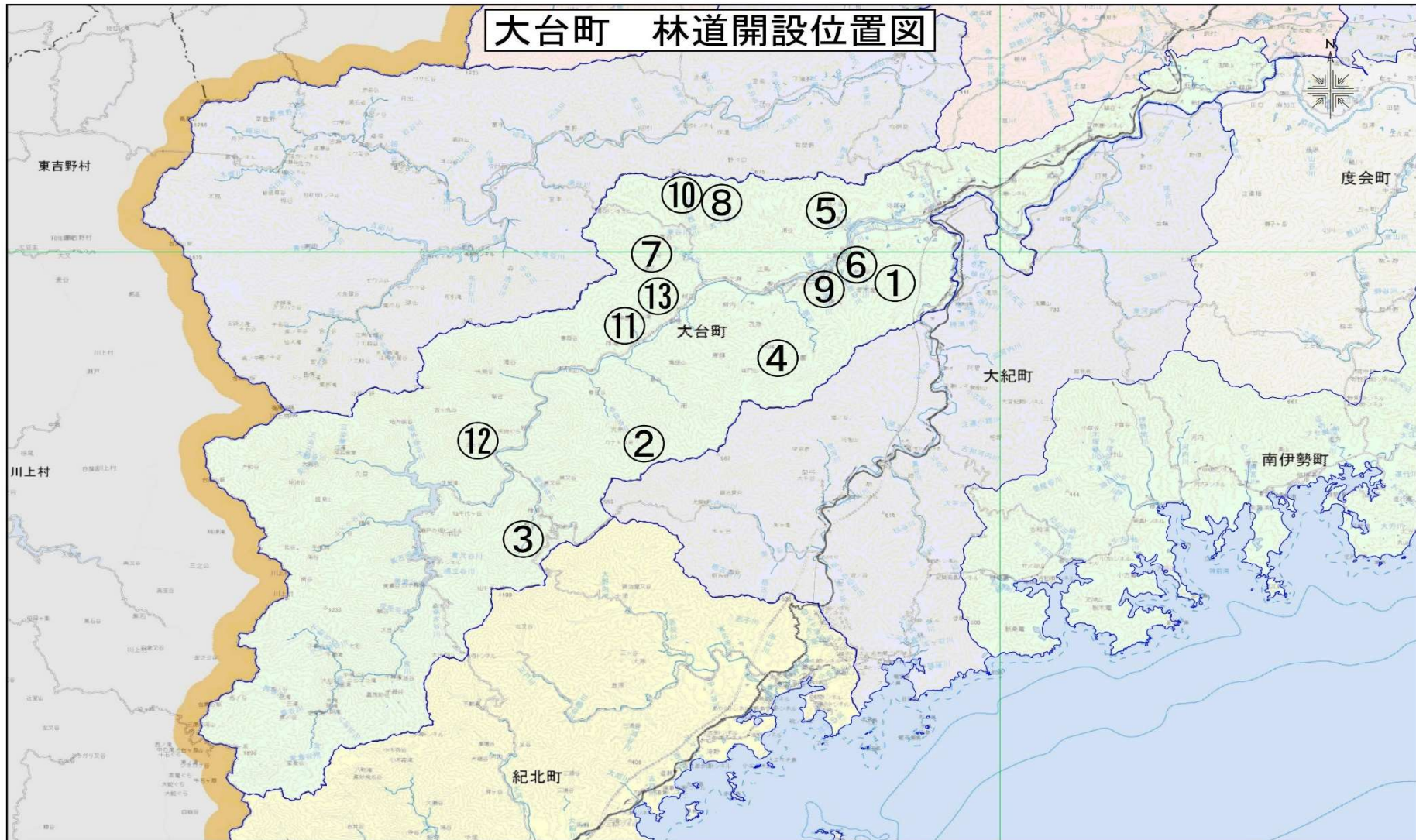


※この地図は、三重県市町総合事務組合所管の2006 三重県共有デジタル地図を基にM-GISを利用して作成しています。



※この地図は、三重県市町総合事務組合所管の2006 三重県共有デジタル地図を基にM-GISを利用して作成しています。

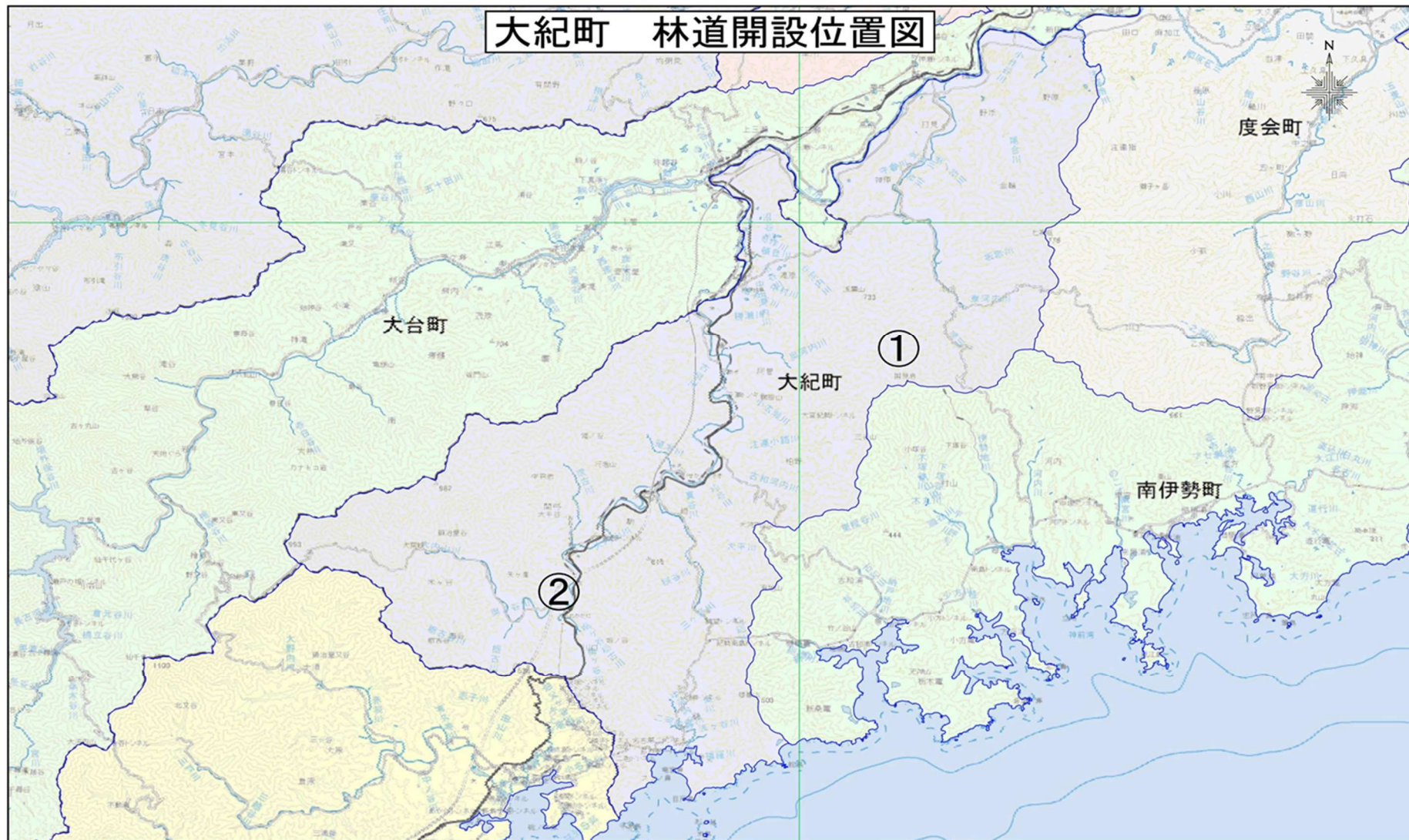
# 大台町 林道開設位置図



※この地図は、三重県市町総合事務組合所管の2006 三重県共有デジタル地図を基にM-GISを利用して作成しています。



※この地図は、三重県市町総合事務組合所管の2006 三重県共有デジタル地図を基にM-GISを利用して作成しています。



※この地図は、三重県市町総合事務組合所管の2006 三重県共有デジタル地図を基にM-GISを利用して作成しています。

